

令和2年9月7日開会

令和2年9月18日閉会

令和2年第4回 和気町議会定例会会議録

和 気 町 議 会

令和2年第4回和気町議会定例会議事日程

1. 会期 9月7日(月)から9月23日(水)までの17日間
2. 日程

日程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	9月7日	月	午前9時	本会議 1 開 会 2 議事日程の報告 3 会議録署名議員の指名 4 会期の決定 5 諸般の報告 6 諮問の上程、説明、質疑、討論、採決 7 議案の上程、説明(報告) 8 議案の上程、決算審査報告(全会計) 説明(一般会計)
第2日	9月8日	火	午前9時	本会議 1 開 議 2 議案の説明(特別・公営企業会計) 3 議案の上程、説明 (条例制定、補正予算ほか)
第3日	9月9日	水		休 会
第4日	9月10日	木	午前9時	本会議 1 開 議 2 議案の質疑、委員会付託 3 陳情の上程、委員会付託
第5日	9月11日	金	午前9時	休 会(本会議) 和気鶴飼谷温泉事業特別委員会 午前9時～ 議会全員協議会 特別委員会終了後
第6日	9月12日	土		休 会
第7日	9月13日	日		休 会
第8日	9月14日	月	午前9時	休 会(本会議) 総務文教常任委員会 午前9時～
第9日	9月15日	火	午前9時	休 会(本会議) 厚生産業常任委員会 午前9時～
第10日	9月16日	水		休 会
第11日	9月17日	木	午前9時	本会議 1 開 議 2 一般質問
第12日	9月18日	金	午前9時	本会議 1 開 議 2 一般質問
第13日	9月19日	土		休 会

日 程	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第14日	9月20日	日		休 会
第15日	9月21日	月		休 会
第16日	9月22日	火		休 会
第17日	9月23日	水	午前9時	本 会 議 1 開 議 2 委員長報告 3 質 疑 4 討 論・採決 5 閉 会

令和2年第4回和気町議会定例会目次

◎第 1 日 9月 7日 (月)	1
◎第 2 日 9月 8日 (火)	15
◎第 4 日 9月10日 (木)	25
◎第11日 9月17日 (木)	61
◎第12日 9月18日 (金)	105
◎第17日 9月23日 (水)	127

令和2年第4回和気町議会会議録（第1日目）

1. 招集日時 令和2年9月7日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年9月7日 午前9時00分開会 午後0時06分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 従野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 総務部長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一 財政課長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一 民生福祉部長 岡本 芳克
総務事業部長 今田 好泰 会計管理者 鈴木 健治
教育次長 万代 明 代表監査委員 宇高 進
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	会議録署名議員の指名について	2 番 太田啓補 3 番 従野 勝
日程第 2	会期の決定について	1 7 日間
日程第 3	諸般の報告	議長、町長
日程第 4	諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦について	適任
	諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦について	適任
日程第 5	報告第 3 号 令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について	説明
日程第 6	議案第 5 6 号 令和元年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 7 号 令和元年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 8 号 令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 9 号 令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 0 号 令和元年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 1 号 令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定 について	説明
	議案第 6 2 号 令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて	説明
	議案第 6 3 号 令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 4 号 令和元年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 5 号 令和元年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 6 号 令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について	説明
	議案第 6 7 号 令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 8 号 令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第69号 令和元年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第70号 令和元年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第71号 令和元年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
	令和元年度決算審査の報告 (一般会計、特別会計、公営企業会計ほか、基金)	宇高代表監査委員 報告
日程第7	議案第56号 令和元年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	説明

午前9時00分 開会

(開会・開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

本年7月の熊本県を中心に、九州や中部地方など全国各地で発生いたしました豪雨災害により多くの貴い命が奪われるといった甚大な被害がございました。ご家族や関係者の皆様方の悲しみはいかばかりかとお察しをいたします。この災害により犠牲になられました方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回和気町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 太田啓補君及び3番 従野 勝君を指名します。

(日程第2)

○議長(安東哲矢君) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

ここで、去る8月27日、議会運営委員会を開き、今期定例会の運営について協議した結果を委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、去る8月27日午前9時から本庁舎3階第1会議室において、議長、議会運営委員全員、執行部から町長、副町長、総務部長、財政課長出席のもと、協議しました結果をご報告いたします。

まず、会期ですが、本日9月7日から9月23日までの17日間といたしました。

日程につきましては、第1日目、本日ですが、会期の決定、諸般の報告、一般会計、特別会計の決算の上程、監査委員の決算審査報告、一般会計決算の説明を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第2日目、9月8日ですが、特別会計の決算の説明、辺地計画、条例、補正予算等の上程、説明がございません。また、本会議終了後、議会広報編集委員会を開催いたします。

第3日目、9月9日は、休会でございます。

第4日目、9月10日は、全議案の質疑と委員会付託を行います。

第5日目、9月11日は、本会議は休会とし、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会を開催いたします。特別委員会終了後、議会全員協議会を開催いたします。

第6日目、第7日目は、休会といたします。

第8日目、9月14日は、本会議は休会とし、午前9時から総務文教常任委員会を開催いたします。

第9日目、9月15日は、本会議、これも休会とし、午前9時から厚生産業常任委員会を開催いたします。

第10日目は、休会といたします。

第11日目、9月17日ですが、午前9時から本会議を開催いたしまして、一般質問を行います。本会議終了後、議会運営委員会を開催いたします。

第12日目は、午前9時から本会議を開催し、一般質問を行います。これは予備日になっております。

それから、第13日目から第16日目までは、休会といたします。

第17日目、9月23日ですが、午前9時から本会議を開催し、各委員長から審査結果の報告、討論、採決を行います。

今期定例会に上程されます議案は、人事案件2件、報告1件、決算16件、条例1件、補正予算16件、辺地計画5件、その他1件となっております。

今期定例会も、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら開催いたしますので、議員におかれましては登庁前の検温、手指消毒、マスクの着用など、感染防止に協力くださいますようお願いいたします。

以上、簡単ですが、議会運営委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月23日までの17日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から9月23日までの17日間に決定しました。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、諸般の報告をします。

議長の諸般の報告は、別紙にてお手元に配付のとおりです。後ほどご一読をお願いいたします。

次に、町長から諸般の報告がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日ここに、令和2年第4回和気町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては早速ご参集を賜りありがとうございます。

初めに、先般の令和2年7月豪雨で犠牲になられました方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

なお、台風10号でございますが、現在被害状況については調査中であります。本日午前3時30分頃、和気町田原上にお住まいの94歳の女性が風にあおられ転倒し、後頭部を強打されまして、緊急搬送されました。意識はあり、歩行もできる状況であると報告がありました。

また、午前6時30分頃には、尺所地内で工場の屋根が飛び道路を塞いだことから、撤去のため45分間通行止めといたしました。今回の台風で本町の最大瞬間風速は、現在まででは、本日午前5時26分、19.6メートルであります。

それでは、令和2年第3回議会定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症対策でございますが、新型コロナウイルス対策本部会議を6月24日に第13回、7月27日に第14回、8月28日に第15回と、3回開催し、町施設の利用や町主催行事の方針、今後の行事等について協議をいたしました。

町施設については、屋外施設を5月18日から、屋内施設を6月1日から人数等の制限を設定した上で再開をいたしておりますが、業種別のガイドラインを参考に、各施設で感染防止対策に万全を期して運営いたしております。

ます。町主催行事につきましても、3密に該当するものや多数の感染者が継続的に発生している都道府県からの参加があるものの自粛や中止、開催の場合の感染対策の徹底等を確認いたしまして、9月以降の町の行事を洗い出し、実施、中止について協議いたしております。

主なイベント等につきまして申し上げますと、毎年11月23日に開催いたしておりましたふるさとまつり、関連行事の片鉄ロマン街道ふれあいウォーキング大会、体力づくりロードレース大会等につきましては、県外からの多数の参加もあるということもありますので、中止とすることに決定いたしました。また、11月1日に予定いたしておりました第21回タンチョウフェスタにつきましても、中止することといたしております。そのほかにも、和気町福祉フェア、和気町文化祭につきましても、今年度は中止するという判断をさせていただいております。9月21日に予定いたしておりました敬老祝賀会につきましては、本年度は一堂に会しての祝賀行事は中止といたしました。かわりに、対象者には各区のコミュニティハウスへ集まっておきまして、記念写真の撮影を行い、9月21日の敬老の日までに表彰状と記念写真の入った記念ファイルと記念品をお配りする予定でございます。

次に、小・中学校とにこにこ園の状況でございます。

小・中学校は、例年より1週間早い8月20日から、またにこにこ園は9月1日から2学期がスタートいたしておりますが、感染症対策と熱中症対策のバランスに配慮しながら、園児、児童・生徒の健やかな成長と学びの保障を目指し教育活動を行っております。小・中学校におきましては、夏休みの短縮や補充学習、授業の進め方の工夫などにより、臨時休校による学習の遅れは8月末時点ではほぼ回復できていると聞いております。今後の学校行事につきましては、運動会や学習発表会、参観日など、万全の感染防止対策を講じ、時間短縮や内容の精選、分散開催など、方法を工夫した上で可能なものは規模を縮小してでも実施できるように検討を進めているところでございます。また、修学旅行につきましては、訪問先の感染状況を鑑み、中学校は中止、小学校は時期と行き先を変更して実施を予定いたしております。今後も教育委員会と連携を取りながら、適切に対応を進めてまいります。

次に、本町独自で実施いたしております新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援事業等の施策についてご報告申し上げます。

まず、6月1日から申請受付を開始した子育て世帯に対する支援事業についてであります。8月末現在で新生児特別定額給付金が20件、大学生等に対する修学支援金が339件、高校2、3年生が対象の子育て世帯修学支援金が208件、申請を受け付けております。なお、大学生等に対する修学支援金と高校2、3年生が対象の子育て世帯修学支援金は8月31日で申請受付を締め切っております。

次に、和気町緊急地域経済活性化対策商品券交付事業についてであります。7月中旬に全世帯に1人7,000円の商品券を発送し、8月1日からご利用いただいております。8月末時点で利用可能店舗は133件、利用状況は2,826万4,000円、利用率28.9%となっております。

また、定額給付金の状況につきましては、8月11日で申請を締め切り、6,336世帯、1万3,962人、率にして99.9%の方に給付いたしております。未給付は15世帯、19人となっており、内訳といたしましては、辞退が10世帯14人、連絡が取れない方が5世帯5人となっております。

本町では現在のところ感染者は発生しておりませんが、全国的に感染者や医療従事者、その家族に対する誹謗中傷や偏見、差別が発生いたしております。新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、差別が症状のある方の受診を遠ざけ感染拡大にもつながることになるため、風評被害や誹謗中傷の防止、個人情報の保護などを職員にも徹底し、住民への啓発にも取り組んでまいります。

8月7日、国土交通省に対して、吉井川、金剛川のしゅんせつと樹木の伐採について要望いたしております。なお、9月3日にも、赤磐市長と合同で吉井川のしゅんせつについて要望を行っております。

8月24日、備前県民局管内の市町長と県知事とが意見交換をいたしますトップミーティングが開催されました。当日は、爆破予告対応のため副町長が代理で出席をし、新型コロナウイルス感染症対策と今後の地域経済という共通議題で意見交換をし、検査、診療体制の拡充と強化について強く要望いたしました。また、個別議題では、金剛川の県管理区間のしゅんせつについて、早急にしゅんせつを実施していただくように要望させていただきました。

8月25日、総合教育会議を開催しまして、社会教育の推進状況等についてご協議いただきました。また、GIGAスクール、学校教育、社会教育施設等についてご報告させていただきました。

8月31日、和気閑谷高等学校の存続に向け、同窓会長、学校長、事務長が来庁され、懇談を行いました。次に、先般本町に対してあった爆破予告事案についてご報告をさせていただきます。

8月21日、本町のホームページのお問合せフォームに、8月25日午前9時半に役場駐車場で時限爆弾を爆破させ、化学兵器にも使われています神経剤ノビチョクをばらまくとの書き込みがありました。週明けの8月24日朝、備前警察署に通報し、対応を協議し、周辺の不審物の捜索を行いました。爆破予告日当日の8月25日は、備前警察署の指示によりまして、本庁舎を閉鎖し、本庁舎内及び駐車場を含む周辺の不審物の捜索を行いました。予告時刻である9時30分の前後30分間は警察と警戒職員以外の職員は中央公民館に移動、避難し、さらに警戒を強めておりましたが、何事も起きず、不審物も発見されなかったことから、警察のご指導のもと、午前11時30分に警戒態勢を解除いたしました。

本庁舎業務を停止いたしまして、町民の皆様大変ご心配をおかけしたことにつきましては申し訳なく感じておるところでございまして、脅迫メールを送信し混乱させた犯人に対し強い憤りを感じておるところでございませぬ。このような事案に対しましては、町民の安全を第一に考え、警察にもご協力をいただきながら、毅然とした態度で臨んでまいります。

最後に、令和元年度決算状況であります。一般会計の実質収支は2億2,084万円、前年度に比べて1億3,247万円の増額となりました。財政調整基金への積立て、取崩しを加味した実質単年度収支では1億7,903円の黒字となっております。定額運用基金を除く基金全体の残高は4,589万円増加し、41億668万円となっております。

一方、一般会計の地方債現在高につきましては、1億1,814万円減少し、91億5,518万円となっております。また、特別会計を含めた全会計の地方債現在高の合計額は、前年度に比べ7億5,031万円減少いたしました。167億6,769万円となっております。

財政の硬直化を示す指数であります経常収支比率は、4.2ポイント改善をいたしまして、91.3%となっております。

以上、諸般の報告とさせていただきます。

(日程第4)

○議長(安東哲矢君) 日程第4、諮問第2号及び諮問第3号の2件を一括議題とし、提出者の説明を求めませぬ。

町長 草加君。

○町長(草加信義君) 本日提案をいたしております諮問第2号及び諮問第3号について説明並びに朗読を行います。

初めに、諮問第2号の人権擁護委員の推薦についてであります。本年12月31日をもって任期満了となります人権擁護委員、青盛眞人氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございませぬ。

それでは、議案書1ページを朗読させていただきます。

[議案朗読]

なお、参考資料といたしまして、青盛真人氏の経歴を裏面に載せております。

次に、諮問第3号の人権擁護委員の推薦についてであります。本年12月31日をもって任期満了となる人権擁護委員、林 泰子氏の後任に平田洋子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、議案書3ページを朗読させていただきます。

[議案朗読]

参考資料といたしまして、平田洋子氏の経歴を裏面に載せておりますので、参考にしていただき、ご審議、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安東哲矢君） これから諮問第2号及び諮問第3号の2件の質疑を行います。

まず、諮問第2号の質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に諮問第3号の質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、諮問第2号及び諮問第3号の2件の質疑を終わります。

お諮りします。

諮問第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。

諮問第2号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから諮問第2号人権擁護委員の推薦について採決します。

この採決は、起立によって行います。

諮問第2号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（安東哲矢君） 起立全員です。

したがって諮問第2号は、適任と答申することに決定しました。

次に、お諮りします。

諮問第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって諮問第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

お諮りします。

諮問第3号は、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから諮問第3号人権擁護委員の推薦について採決します。

この採決は、起立によって行います。

諮問第3号は、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（安東哲矢君） 起立全員です。

したがって諮問第3号は、適任と答申することに決定しました。

（日程第5）

○議長（安東哲矢君） 日程第5、報告第3号令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、報告第3号について提案理由を説明いたします。

報告第3号の令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見を付して報告するものであります。

内容についてでございますが、令和元年度の和気町における実質赤字比率、連結実質赤字比率については、赤字額はなく、実質公債費比率は12.1%、将来負担比率は71.6%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っております。また、資金不足比率については、各特別会計のいずれも資金不足を生じておりませんので、報告数値はございません。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、報告第3号について細部説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 報告第3号説明した。

○議長（安東哲矢君） 以上で報告第3号の報告を終わります。

（日程第6）

○議長（安東哲矢君） 日程第6、議案第56号から議案第71号までの各会計の決算認定16件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第56号から議案第71号までの令和元年度決算の認定16議案についてでございますが、別添のとおり決算書の調製ができましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものであります。

令和元年度決算を受けての財政状況は、諸般の報告で述べさせていただきましたので、ここでは省略をさせていただきます。

なお、決算の認定に関する詳細につきましては、お手元に配付いたしております説明書にかえさせていただきます。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、会計管理者及び担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご認定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、令和元年度和気町各会計の決算審査報告を求めます。

代表監査委員 宇高君。

○代表監査委員（宇高進君） 改めまして、おはようございます。第4回の議会定例会、大変ご苦労さまでございます。

それでは、早速でございますが、令和元年度の決算の審査状況についてご報告させていただきます。

審査意見書の1ページをご覧ください。

まず、第1、審査の対象でございますが、一般会計及び特別会計13件の決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2といたしまして、公営企業会計2件の決算。

3、基金として、2件の基金運用状況が対象になります。

第2といたしまして、審査の実施場所及び日程でございますが、和気町役場において、令和2年7月27日から8月6日までの間審査を行いました。

第3といたしまして、審査の方法でございますが、町長から提出された令和元年度一般会計及び特別会計の決算書及び附属書類は、その計数が正確であるか、予算の執行が適正に行われているか、財務に関する事務が法令に準拠して処理されているかについて審査いたしました。また、基金については、その設置目的に沿って適正に運用されているかなどを審査いたしました。

なお、審査の過程で、関係職員からの説明を聴取するとともに、例月出納検査も参考にして実施いたしました。

続きまして、2ページの第4、審査の結果及び意見でございますが、1、審査の結果でございますが、審査に付された各会計の決算、証書類、決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも関係法令に基づき作成されており、適正に表示しているものと認めました。なお、予算の執行、収入及び支出、現金の出納管理、財産の管理など、財務に関する事務については、一部において立替払や科目誤り等の不適正な事務処理が見受けられましたが、おおむね適正に処理されているものと認めました。

基金の運用状況を示す書類は、証書類と符合し、適正に表示しているものと認めました。また、基金の運用はおおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、事務審査の過程において、一部の書類に不備なものがございましたので、早急な改善を別途指示いたしました。

続きまして、2として、決算審査の概要及び意見でございますが、(1)で決算の総括、①で決算の規模でございますが、会計別決算額は表に記載してあるとおりでございます。

3ページにあります一般会計及び特別会計ですが、純計として歳入歳出差引き7億1,839万575円の黒字でございます。

②決算収支の状況でございますが、繰り越すべき財源7,024万8,000円がありますので、6億4,814万2,575円の黒字となっております。

次に、4ページでございますが、一般会計の概況です。収支差引きで2億9,109万2,995円となっております。実質収支は繰り越すべき財源7,024万8,000円がございますので、2億2,084万4,995円の黒字となっております。

歳入でございますが、プレミアム付商品券関連収入、ふるさと納税寄附金が増額となったが、平成30年豪雨の影響による災害復旧事業等、大型事業が終了したことで、投資的経費に関連する国県補助金等が減額となったため、歳入全体で減額となっております。

また、歳入決算額を財源別に見ると、次の表のとおりであり、自主財源比率が29.1%、依存財源比率が70.9%となっております、自主財源比率が前年度より0.3ポイント減少しています。

次に、5ページでございます。

歳出でございますが、消費税率の引上げに伴うプレミアム付商品券関連事業による増額があった一方、平成30年豪雨の影響による災害復旧関連事業の完了に伴う減額や公債費、繰出金などが減額となったため、歳出全体

では減額となっております。

次に、(3)の特別会計といたしまして、①国民健康保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりでございます。

歳出総額の74.4%が保険給付費で占められ、被保険者1人当たりの費用額は48万1,348円となっております。運用については、現在特定健診の受診や特定保健指導、ジェネリック薬品の推進を含む啓蒙活動による医療費抑制への取組を行っているが、さらに計画的運営に努められたい。保険税の未収については、税負担の公平性、国民健康保険特別会計の健全性の観点から、一層の収納率向上と滞納額の回収に努力していただきたい。

②国民健康保険診療所特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

地域医療の重要性を鑑み、保健・福祉・医療の包括的な施設として、町民に安心と信頼を享受できるよう一層の努力を期待しています。

次に、6ページの③後期高齢者医療特別会計ですが、決算については記載のとおりです。

国民健康保険特別会計同様に、医療費支出の抑制が最重要課題でございます。保険料の未収については、早期徴収、戸別訪問など、実効性のある方策により、引き続き他会計とともに連携を密にして、その解消に一層努力していただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

④介護保険特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

介護予防などの取組により保険給付費の増加抑制を行い、計画的な運営に努められたい。保険料の未収については、被保険者負担の公平性、介護保険特別会計の健全性の観点から、早期に接触を図り、粘り強い納付指導を行うなど、他会計とも連携を密にして一層の収納率向上と滞納額の解消に向け努力していただきたい。なお、不納欠損処分については、関係法令にのっとり適正に処理されているものと認めました。

⑤合併処理浄化槽設置整備事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

本年度の管理浄化槽は21基で、うち1基は休止しております。

次に、7ページの⑥住宅新築資金等貸付事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

滞納者について精査するとともに、返済計画の見直しを含めた回収業務について、近隣市町の状況も確認し、適切に処理していただきたい。

⑦農業集落排水事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

現在の管理は、昨年と同様の4処理区と4処理場でございます。

⑧駐車場事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

⑨公共下水道事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

下水道事業全般に言えることですが、老朽化した排水管や処理施設の改良更新を計画的かつ着実に進めていただきたい。使用料についても、利用者負担の公平性の確保、長期滞納にならないよう、引き続き他会計とも連携を密にしてその解消に一層努力していただきたい。

次に、8ページの⑩特定環境保全公共下水道事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

公共下水道事業特別会計と同様に、今後の事業執行に努力していただきたい。

⑪和気鶴飼谷温泉事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

人件費の増加に伴い、会計全体の赤字の拡大が見込まれる中、健全な事業運営に向けた努力が見られました。しかし、令和元年度末から新型コロナウイルスの影響により大幅な減収が始まっています。施設の予防対策に万全を期するとともに、さらなる経営改善に努力していただきたい。

⑫ごみ焼却施設解体事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

次に、9ページの⑬地域開発事業特別会計でございますが、決算については記載のとおりです。

(4)として公営企業会計でございますが、上水道事業会計、簡易水道事業会計ともに収入、支出については記載のとおりでございます。

事業運営については、企業誘致に伴い給水収益の増額が見受けられるが、人口の減少及び節水機器の普及等により水需要の伸びが一般家庭において期待できないため、維持管理等が最重要です。支出において、減価償却費や老朽化施設の更新など、経費の増加が見込まれています。今後の事業運営に当たっては、有収率の向上や水道料金の収納確保、経費の節減など、より一層効率的、合理的な経営に努められ、安全で安心な水の供給を行い、健全なる経営努力をしていただきたい。

また、企業会計全般に言えることですが、預金額が増加しているため、積極的な運用によりなお一層の収益の増加に努力をしていただきたい。

簡易水道事業については、上水道事業同様に、施設、設備が老朽化しており、今後も維持管理費の増加が予想されるため、健全なる経営努力をしていただきたい。維持管理等鋭意努力はされているものの、給水原価が供給単価を大幅に上回っているため、今後の使用料金等検討し、健全な経営努力をしていただきたい。

(5)といたしまして、基金でございますが、①土地開発基金と、②奨学資金及び入学一時金貸付基金の運用状況については、10ページのとおりとなっております。

なお、奨学資金及び入学一時金貸付基金の滞納額については、返済計画を期限を設けて提出させる等の措置を取られるよう指摘いたしました。

次に、11ページの第5、監査委員の意見でございますが、まず、1収入未済の解消について、一般会計、特別会計及び公営企業会計並びに基金を合わせた収入未済額は、前年度末と比較すると23.5%、額にして7,636万2,818円増加し、4億105万6,995円となっております。不納欠損処分については613万9,577円となっております。徴収体制を強化されているところではございますが、今後とも自主財源を確保し、負担の公平性を維持するため、さらに一層他課との連携を密にして徴収体制の強化を図り、滞納額の縮減や新たな収入未済の発生防止に努められるとともに、徴収困難案件については執行停止処分を行い、適正な不納欠損処理を行っていただくよう望みます。

未済額一覧表につきましては記載のとおりでございます。

2として、公共施設及び公有財産についてですが、不使用財産の利用、活用についても、公共施設等総合管理計画にのっとった適正な施設管理を行うよう努力をしていただきたい。

3として、財務事務の適正かつ効率的な執行等についてですが、各種の監査の中で予算執行、収入及び支出、契約、現金の出納保管、財産の管理など、財務事務の一部において改善を要すると認められる事案及び昨年度指摘事項から改善が認められない事案が見受けられました。人事異動による引継ぎがうまくいかないことから生じる事務ミスについては、原課の事務手続を業務マニュアル、業務フローチャート、業務手順書等によって可視化し、活用するとともに、働き方についても一考されたい。なお、法令等を遵守した事務執行はもとより、不適正な事務処理の発生を未然に防ぐために、決裁過程における組織的なチェックや指導の充実などを図り、財務事務の適正かつ効率的な執行に一層努力をしていただきたい。

最後に、12ページの第6で、まとめといたしまして、令和元年度は経常収支比率の改善、地方債残高の減少、基金の増額等から、財政健全化に向けた第一歩となる決算年度となっていると感じます。しかし、本町の歳入は慢性的に経常的な収入の大部分を地方交付税に頼る構造となっており、合併特例増額分の縮減が進む普通交付税減額の影響を考えると、今後早急に財政規模の縮減が求められる厳しい財政運営を迫られる可能性があります。また、新型コロナウイルスの影響で景気の動向が減退局面である現在、本町においても町税が減少していく

可能性は考慮しておかなければなりません。引き続き、ふるさと納税寄附金など、新たな自主財源の確保に取り組んでいただきたい。また、投資的事業実施に当たっては、補助金、交付税算入率の高い地方債の活用など、有利な財源を可能な限り活用し、財政圧迫を回避されるよう努力していただきたい。

歳出面では、超高齢化社会の進行に伴う扶助費等の義務的経費の増加が見込まれます。事業の休廃止も含めたさらなる効率化に努め、歳出構造を早急に歳入に見合ったものに転換されるよう努力していただきたい。また、特別会計への繰出金は、下水道事業への繰出金がかかる一方、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険等への繰出金は増加傾向にあり、総額としては引き続き非常に高くなることを見込まれます。特に下水道事業に関しては、管渠やポンプなどの処理施設は供用開始から30年以上が経過するため老朽化が進み、更新時期が差し迫っているため、今後は赤字補填としての繰出が増える可能性もあります。処理施設の改修や管の布設替え等に対応するためにも、下水道会計及び公営企業会計については計画的な設備更新計画を整備するとともに、施設統合等による経費の節減や歳入面においては独立採算の原則に立ち返った料金体制の見直しを図るなどして、普通会計の負担に頼らない健全運営に努力していただきたい。

今後については、限られた財源の中でも総合振興計画、総合戦略に掲げる事業、特に町民の生命、財産を守るため防災力の向上や福祉の向上に資する事業、人口減少対策に関する事業等の町の根幹をなす主要事業については、不断の努力により重点的に取り組んでいただきたい。

以上、簡単でございますが、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これから監査委員の決算審査報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 監査委員におかれましては、貴重な意見をありがとうございました。

この審査意見書の中で、2ページの部分なんですけれども、実は昨年も私指摘をさせていただきました。一部において立替払や科目誤り等の不適正な事務処理が見受けられるということで、昨年監査委員の方からどのようなことがあったかということのご説明もございました。

今回は11ページの3のところ、財務事務の適正かつ効率的な執行等についてということで、具体的にこのように取り扱いなさいということなどが書かれて指摘をされているんですけれども、許されるならば財政課長にご答弁をお願いしたいんですけども、この1年間指摘をされた立替払や科目誤りの不適正な事務をなくするためにどのように努力をされたのかということをお聞きをしたいというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 許されるのならばお聞きをしたいわけでありますけれども、別の機会にまた、決算ということでなくても、一般会計の予算の中でもまたお聞きをさせていただくということでご了承をお願いしたいというふうに思います。

宇高代表監査委員には昨年お聞きいたしました。具体的に11ページにも、このように取扱いをしなさいということも書いていただいておりますので、それに基づいて執行していただければというふうに思います。それで結構です。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

宇高代表監査委員、ご苦労さまでした。退席いただいて結構です。ありがとうございました。

〔代表監査委員 宇高 進君 退場〕

○議長（安東哲矢君） 次に、令和元年度決算に係る財政状況について説明を求めます。

財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 財政状況説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時01分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第7）

○議長（安東哲矢君） 日程第7、次に議案第56号令和元年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について細部説明を求めます。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者（鈴木健治君） 議案第56号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで暫時休憩といたします。

午前10時54分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者（鈴木健治君） 議案第56号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、11時20分まで暫時休憩といたします。

午前11時07分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者（鈴木健治君） 議案第56号説明した。

○議長（安東哲矢君） ちょうど12時になりますけれども、あと10分ぐらいで終わるかな。

そのまま継続して最後までやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者（鈴木健治君） 議案第56号説明した。

○議長（安東哲矢君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしくお願ひいたします。

本日は、これで散会といたします。

ご苦労さまでした。

午後0時06分 散会

令和2年第4回和気町議会会議録（第2日目）

1. 招集日時 令和2年9月8日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年9月8日 午前9時00分開議 午後1時48分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 従野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町 長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 総務部長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一 財政課長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一 税務課長 山崎 信行
民生福祉部長 岡本 芳克 生活環境課長 岡本 康彦
介護保険課長 則枝 日出樹 産業振興課長 河野 憲一
都市建設課長 西本 幸司 上下水道課長 久永 敏博
総務事業部長 今田 好泰 会計管理者 鈴木 健治
教育次長 万代 明
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 5 7 号 令和元年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 8 号 令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 5 9 号 令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 0 号 令和元年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 1 号 令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 2 号 令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 3 号 令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 4 号 令和元年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 5 号 令和元年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 6 号 令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 7 号 令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 8 号 令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 6 9 号 令和元年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	説明
	議案第 7 0 号 令和元年度和気町上水道事業会計決算認定について	説明
	議案第 7 1 号 令和元年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	説明
	日程第 2	議案第 7 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
議案第 7 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について		説明
議案第 7 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について		説明

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第75号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	説明
	議案第76号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	説明
日程第3	議案第77号 和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	説明
日程第4	議案第78号 固定資産税の課税誤りによる和解及び損害賠償額について	説明
日程第5	議案第79号 令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）について	説明
	議案第80号 令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	説明
	議案第81号 令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第82号 令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第83号 令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第84号 令和2年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第85号 令和2年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第86号 令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	説明
	議案第87号 令和2年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第88号 令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第89号 令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
	議案第90号 令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）について	説明
	議案第91号 令和2年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	説明
議案第92号 令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について	説明	

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第93号 令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について	説明
	議案第94号 令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	説明

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

ここで立石総務部長から発言の申出がありましたので、許可いたします。

総務部長 立石君。

○総務部長(立石浩一君) おはようございます。

それでは、先ほど議員の皆様には決算認定資料の15ページの差し替えということで、決算認定資料の差し替えをお願いしておるところでございます。このことにつきましては、町営バス運行事業の一覧表でございまして、資料の精査、確認が十分できず間違えがございました。よろしくお願ひしたいと思います。

今後につきましては、十分内容を精査いたしまして、議案資料等の作成に当たっていきたく思います。ご迷惑をおかけしましたが、よろしくお願ひいたします。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願ひます。

ここで、9月7日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、きのう9月7日午後1時から役場3階第1会議室において、議長、議会運営委員全員、執行部からは町長、副町長、総務部長出席のもと、協議した結果をご報告いたします。

一般質問でございますが、通告者は9名でございました。よって、17日木曜日が6人、18日金曜日が3人といたしました。

以上、簡単ですが、ご報告とさせていただきます。

○議長(安東哲矢君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、議案第57号から議案第71号までの15件について順次細部説明を求めます。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者(鈴木健治君) 議案第57号・議案第58号・議案第59号・議案第60号・議案第61号・議案第62号・議案第63号・議案第64号・議案第65号・議案第66号・議案第67号説明した。

○議長(安東哲矢君) ここで場内の時計が、午前10時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時02分 休憩

午前10時20分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会計管理者 鈴木君。

○会計管理者(鈴木健治君) 議案第68号・議案第69号説明した。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 議案第70号・議案第71号説明した。

（日程第2）

○議長（安東哲矢君） 日程第2、議案第72号から議案第76号までの5件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 本日提案をいたしております議案第72号から議案第76号までの5議案について提案理由の説明をいたします。

議案第72号から議案第74号の3議案につきましては、毎年行われます辺地状況調査において、辺地と指定された集落内で施設整備を行う際に、財源として辺地対策事業債を活用する場合の必要条件とされる総合整備計画の議決をいただくものであります。

総合整備計画は辺地ごとに随時策定することとなっており、今回は対象事業のある室原辺地、日笠上辺地、木倉辺地に係る計画を新たに上程いたしております。

議案第72号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございますが、室原すもも園の改良による収穫量の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第73号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございますが、日笠上地区住民等の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第74号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてでございますが、木倉地区住民の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第75号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、田原下地区住民の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第76号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、本地区住民の利便性の向上、地域活性化を図るため、辺地に係る公共的施設に関する総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第72号から議案第76号までの5件について順次細部説明を求めます。

まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 議案第72号・議案第73号・議案第74号・議案第75号・議案第76号説明した。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、議案第77号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第77号について提案理由を説明いたします。

議案第77号の和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例についてであります。子ども・子育て支援法の一部が改正されたことにより、内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されました。そのため、所要の改正を行うものであります。

以上、説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第77号の細部説明を求めます。

教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 議案第77号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、11時25分まで暫時休憩といたします。

午前11時08分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（日程第4）

○議長（安東哲矢君） 日程第4、議案第78号固定資産税の課税誤りによる和解及び損害賠償額についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 次に、議案第78号について提案理由を説明させていただきます。

議案第78号の固定資産税の課税誤りによる和解及び損害賠償額についてでございますが、固定資産税の課税誤りに係る和解を行うため、過誤納金に遅延利息を加算しまして損害賠償額として支払うため、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようによろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第78号の細部説明を求めます。

税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 議案第78号説明した。

（日程第5）

○議長（安東哲矢君） 日程第5、議案第79号から議案第94号までの16件を一括議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、議案第79号から議案第94号までの16議案につきまして提案理由の説明をいたします。

初めに、議案第79号の令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ4億3,961万6,000円を追加し、予算の総額を100億2,129万8,000円とするもので、主な内容は、歳入においては普通交付税の増額、感染症対策地方創生臨時交付金3億2,283万6,000円の感染症関連の国県支出金の増額、財政調整基金繰入金の減額など、歳出では新型コロナウイルス感染症への対応として、地方創生臨時交付金を活用した事業者支援事業、学校をはじめとする公共施設の備品や施設整備等に係る経費の追加、益原多目的公園内に計画をいたしておりますキッズパーク整備費の追加を行うものであります。

次に、議案第80号の令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は既定の予算から歳入歳出それぞれ930万8,000円を減額し、予算の総額を18億2,119万

2, 000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正でありまして、予備費で調整するものであります。

次に、議案第81号の令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は日笠診療所勘定で、既定の予算に歳入歳出それぞれ127万円を追加し、予算の総額を2,537万円とするもので、内容としては、歳入では一般会計繰入金金の追加及び前年度繰越金の確定による追加、歳出では施設管理費の追加で、予備費で調整するものでございます。

塩田診療所勘定では、既定の予算に歳入歳出それぞれ92万8,000円を追加し、予算の総額を302万8,000円とするもので、内容としては、歳入では一般会計繰入金金の追加及び前年度繰越金の確定による追加、歳出では施設管理費の追加で、予備費で調整するものであります。

次に、議案第82号の令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ112万2,000円を追加し、予算の総額を2億5,632万2,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第83号の令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は保険事業勘定で、既定の予算に7,746万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ19億1,546万7,000円とするもので、主な内容は、歳入では前年度の介護給付費交付金及び繰越金等の追加、歳出では国及び県への精算償還金を追加し、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第84号の令和2年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ15万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ465万6,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第85号の令和2年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ18万3,000円を追加し、予算の総額を138万3,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第86号の令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ202万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8,652万4,000円とするものであり、内容は前年度繰越金の確定による補正でありまして、予備費で調整するものであります。

次に、議案第87号の令和2年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ24万1,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,844万1,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第88号の令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ3,518万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億3,198万8,000円とするもので、内容は、歳入では支障移転工事補償金、町債、前年度繰越金、歳出では岡山赤穂線改良工事に伴う橋梁添架負担金、修繕料、支障移転工事費等であり、一般会計繰入金で調整するものであります。

次に、議案第89号の令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ469万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,849万4,000円とするもので、内容は、歳入で一般会計繰入金、前年度繰越金、歳出では佐伯浄化センター修繕料、ポンプ修繕料であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第90号の令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ777万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億9,407万8,000円とするもので、主な内容は、歳入では事業収入の減額、一般会計繰入金の追加、歳出では新型コロナウイルスの対策に係る需要費の減額、工事請負費及び備品購入費を追加するものでございます。

次に、議案第91号の令和2年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ51万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億4,511万4,000円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものでございます。

次に、議案第92号の令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は既定の予算に歳入歳出それぞれ8万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6億6,958万円とするもので、内容は前年度繰越金の確定による補正であり、予備費で調整するものであります。

次に、議案第93号の令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、この補正は収益的収入において財源更正するもので、予算の総額は変更ありません。収益的支出においては既定の予算に21万5,000円を追加し、予算の総額を8,146万6,000円とするもので、内容は岡山赤穂線改良工事に伴う橋梁添架負担金であります。また、資本的収入及び支出において既定の予算に2,100万円を追加し、予算の総額を資本的収入5,993万8,000円、資本的支出7,064万4,000円とするもので、内容は町債、工事負担金、委託料、支障移転工事費を追加するものであります。

次に、議案第94号の令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、この補正は収益的収入において財源更正するもので、予算の総額は変更ありません。また、資本的収入及び支出において既定の予算に650万円を追加し、予算の総額を資本的収入1億8,310万円、資本的支出2億762万4,000円とするもので、内容は町債、工事負担金、委託料、支障移転工事費を追加するものでございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長及び担当課長に説明をいたさせますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第79号から議案第94号までの16件について順次細部説明を求めます。
財務課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第79号説明した。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時05分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

財務課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 議案第79号説明した。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 議案第80号・議案第81号・議案第82号説明した。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 議案第83号説明した。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 議案第84号説明した。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

- 総務部長（立石浩一君） 議案第85号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。
- 上下水道課長（久永敏博君） 議案第86号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。
- 都市建設課長（西本幸司君） 議案第87号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。
- 上下水道課長（久永敏博君） 議案第88号・議案第89号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。
- 産業振興課長（河野憲一君） 議案第90号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 生活環境課長 岡本君。
- 生活環境課長（岡本康彦君） 議案第91号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。
- 都市建設課長（西本幸司君） 議案第92号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。
- 上下水道課長（久永敏博君） 議案第93号・議案第94号説明した。
- 議長（安東哲矢君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

9月10日午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしくお願いたします。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時48分 散会

令和2年第4回和気町議会会議録（第4日目）

1. 招集日時 令和2年9月10日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年9月10日 午前9時00分開議 午後1時18分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 若旅 啓太	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 西中 純一	11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町長 草加 信義	副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸	総務部長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一	財政課長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一	税務課長 山崎 信行
民生福祉部長 岡本 芳克	生活環境課長 岡本 康彦
健康福祉課長 松田 明久	介護保険課長 則枝 日出樹
産業振興課長 河野 憲一	都市建設課長 西本 幸司
上下水道課長 久永 敏博	総務事業部長 今田 好泰
会計管理者 鈴木 健治	教育次長 万代 明
学校教育課長 國定 智子	社会教育課長 菅崎 修
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 5 6 号 令和元年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 5 7 号 令和元年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 5 8 号 令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 5 9 号 令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 0 号 令和元年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 1 号 令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 2 号 令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 3 号 令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 4 号 令和元年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 5 号 令和元年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 6 号 令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 7 号 令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 8 号 令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 6 9 号 令和元年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託
	議案第 7 0 号 令和元年度和気町上水道事業会計決算認定について	委員会付託
	議案第 7 1 号 令和元年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	委員会付託
日程第 2	議案第 7 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	委員会付託
	議案第 7 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第74号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	委員会付託
	議案第75号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	委員会付託
	議案第76号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	委員会付託
日程第3	議案第77号 和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	委員会付託
日程第4	議案第78号 固定資産税の課税誤りによる和解及び損害賠償額について	委員会付託
日程第5	議案第79号 令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）について	委員会付託
	議案第80号 令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第81号 令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第82号 令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第83号 令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第84号 令和2年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第85号 令和2年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第86号 令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第87号 令和2年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第88号 令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第89号 令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託
	議案第90号 令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第91号 令和2年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	委員会付託

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第92号 令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第93号 令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について	委員会付託
	議案第94号 令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	委員会付託
日程第6	陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について	委員会付託

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、これから議案第56号から議案第71号までの16件の質疑を行います。

質疑をされる方は、ページ数と項目を明確にされ、質疑をお願いします。

また、執行部の方は、質問の趣旨を十分に把握され、的確かつ明解な答弁をお願いいたします。

まず、議案第56号令和元年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番(西中純一君) 二、三問、お願いします。

12ページの教育費負担金、これが当初では1,973万8,000円ですが、これが補正予算額、財源充
当、ここを見たら641万7,000円減少しているということですね、当初。これは、私の想像するところ、
令和元年10月から消費税アップに伴って幼稚園の保育料無料化にしたと、そういう関係で、保育料を4月から
9月までは取って10月からは無料になったというふうなことで、半分じゃなくて3分の1ほど減っとなん
うかね、それを教えてください。

それから、教育使用料で13ページ、公民館使用料というのが社会教育使用料でありまして、これが38万8
14円ですか、これがカラオケの使用料か何かなんです、その辺ちょっと説明をお願いしたいというふうに思
います。

それから、19ページ、教育費県補助金で社会教育費県補助金、これは3分の2が補助だというように言われ
たんですけど、おかやま子ども応援事業補助金ですか、65万8,000円、これの意味もよく分からないん
で、もう一遍ちょっと簡単に説明をお願いしたいと思います。

それから、21ページの土地建物貸付収入で旧佐伯プラザ駐車場31万8,902円、これは誰からいただい
てる貸付収入なんですか。これもちょっとよく分からないんで、お願いしたいと思います。

それから、25ページの雑入のところ、一番下のお試し住宅賃借料67万7,900円、これは3軒だと思
うんですけど、これは新規のお試し住宅を今後増やすというふうなことで、今あるのは尺所と、パチンコ屋のす
ぐ南側、初瀬川沿いのアパートと、それから佐伯の岩戸だと思いますが、今度はどこへ借りるのか、今の利用状
況も含めてちょっと簡単に教えてもらえればと思います。そういうところでお願いします。

○議長(安東哲矢君) 教育次長 万代君。

○教育次長(万代 明君) 失礼します。12ページのここにこ園入所負担金、収入済額が1,301万2,1
30円、こちらはここにこ園の入所の負担金です。議員がおっしゃられたとおり、昨年10月から幼児教育の
無償化が始まりました。3歳以上につきましては、保育料それから幼稚園使用料等が無償となっております。そ
の関係がありまして、3歳以上の分の保育料を補正で641万7,000円減額したものでございます。

○議長(安東哲矢君) 社会教育課長 菅崎君。

○社会教育課長(菅崎 修君) 失礼します。お尋ねのページ数13ページの公民館使用料38万814円です
が、地区館の使用料やカラオケの使用料、あと公民館の使用料等が含まれております。

それから、ページ数19ページのおかやま子ども応援事業の補助金ですが、これは学校の地域学校協働本部活動及び家庭教育支援、それから土曜日教育支援事業、俗に言う和気町子ども塾に対しての補助金、3分の2の補助金がついております。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 今田君。

○総務事業部長（今田好泰君） 21ページの旧佐伯プラザの駐車場31万8,902円は誰からというご質問でございますが、林薬局とオプタイムおかがそれぞれ3万9,451円、合計7万8,902円いただいております。それから、佐伯郵便局の関係の方が1か月10台、1台当たり2,000円、年間24万円いただいております。以上の合計が、31万8,902円となります。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。お試し住宅の利用状況につきましてですが、昨年度申請の件数は8件、入居者数は16名でございます。それは、3つ合わせてのものになります。稼働率につきましても、岩戸、福富、尺所押しなべて60%程度の利用率となっております。今回補正予算に上げております新たなお試し住宅につきましては、今整備している岩戸、福富、尺所以外のところの地域での整備ができればというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） よろしい。

○10番（西中純一君） 分かりました。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 今回の認定資料はいろいろあったわけなんですけど、まず23ページ、りんご園の売上料105万7,507円で、認定資料が、616万8,507円、この表がどうなっとなかなかということなんです。というのが、りんごの売上げ、おお、こんなに上がっとなかなか、ええ管理ができとんだなという感じをして見ていたら、決算書のほうでは105万7,507円ですか、というようなことでございます。どういうことなのかお聞きしたいと思います。

それから次に、認定資料の訂正のあった部分でお尋ねしたいと思うんですが、これは私も非常に、1,100万円から共済費があったというようなことで、給料はどこへ入っとなかなか、こんなにお金が必要じゃろうかと思うていろいろ探してみたんですけど分からん、要らん時間を費やしてしまった資料でございますが、ここでもその他の333万400円、これはバスの使用料だと思うんですが、修繕料で公共交通とスクールバス、合わせて600万円ほど修繕料が要ります。この中には事故で修繕をした部分もあるやに聞いてますし、大破とまではいかないけど、かなりの事故をしていた車も私も見ております。事故件数、どのくらい事故を起こしてどうなったのか、当然保険金も入っていると思うんで、保険金はどこへ入っているのか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。認定資料の23ページのりんご園管理費のところでございますが、左の財源内訳のところの616万8,507円というところでございますが、これは売上げも含めまして過疎債の充当を受けておるということでございます。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。認定資料の15ページについての説明でございますが、まずその他の333万400円、これは町営バスの使用料のことでございます。それから、事故件数については、私今資料を持っておりませんので、調べまして後ほどお答えしたいと思います。当然、保険対象になっているものは保険請求をいたしまして歳入をしておりますので、その辺りもご報告をさせていただきたいというふうに思いま

す。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） ちょっと後のほうからいきます。認定資料15ページのほうですが、保険金で入ったらその他か何かへ歳入せにやいけんのじゃないですか、修繕料はこっちで出とるわけですから。

参考資料が参考資料にならない。認定資料が認定資料にならない。今日はちょっと苦言を呈させてもらいますが、今までにも担当課長や担当者にこれはおかしいよということでひそかにお伝えしたこともありますが、ここんところ、議案の間違い、訂正、修正が非常に多い。先ほどのりんごの売上収入ですが、公然と左の財源内訳、起債が入ると、その他へ。こんな表は出してくれんでもよろしい。議案が来たら一生懸命勉強しとる議員もおります。それを惑わすような資料を出してくれたんじゃいけません。参考資料や認定資料というのは、一目見て事業が分かるものにしてもらわないと意味がありません。議案が軽視されとんか、組織が悪いのか、こんなことが何で分からんのかというようなのが次々出てきとります。認定資料の中にもまだ、それから決算資料の中にもありますが、この辺り、もう言いませんが、議会で提案を説明するまでに間違いが発覚して訂正することは可能かと思いますが、提案理由を説明してその後の修正というのは基本的には駄目ですよ。ちょっとこの辺り、執行部はどういうふうを考えられとんか、お尋ねしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。山本議員の決算認定資料、議案についての取扱いですが、この件につきましては、議員ご指摘のとおり、このたびの件につきましては特定財源として無論扱うべきでございました。今後慎重に数字の精査等を行いまして議案の提出等を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。十分今後チェックを行ってまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 議員というのは町民の代表でチェックをしとるわけなんですけど、やはりこんだけの税金、一般財源を使ってこんだけの事業ができたんだと、成果があつたな、こんだけも一般財源を使つてのにこんなことしかできなんだんか、こりゃ駄目じゃないかという評価を我々はすべきだと思つてます。ですから、財源の辺りはやっぱりきっちり分かりやすいものにしてもらわないと資料として意味がありませんので、その辺り、改革もしてもらつたり、有能な職員もたくさんおられますんで、後ほどよくそこら辺り、ちょっと見たら、監査を受ける前に資料を出す、成案になつたものをチェックしたらある程度分かると思つてます。そして、監査が済んで議案へ出すまでもう一回見たら間違いも分かると思うんですけど、私も職員OBとしてここまで間違いが出るというのが信じられません。厳しいことを言いましたが、ぜひいい方向へ切り替えていただきたいと思つてます。よろしいです。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 1点お尋ねします。

38ページの委託料、ドローンの関係のことを質問させていただきます。

決算ですから、監査委員もいろいろと審査されて滞りなく決算が調つているんだろうと思うんですけど、1つちょっと私も頭に残つてることなので質問させていただきますけど、今年の3月11日に総務文教常任委員会がありました。そして、そのときに令和元年度の契約の在り方というようなことで質疑がありました。私も委員長という立場だったんで、そのときはえっと思つたことはあつたんですけど、何も言わなくて過ぎてきたんですけど、こういう機会に1つ質問をさせていただきたいと思つてます。

令和元年度6月の議会で、検証実験の委託料が765万円とシステム構築委託料200万円、合わせて965万円というのが私は頭にずっとあつたわけなんですけど、決算で出てきておりますけど、随意契約というものに

ついてなんですが、私も随意契約とか契約に携わったこともあるんですけど、まず切り抜きの設計書をつくりまして、それと仕様書等をつけて随意契約の相手方の業者に渡すわけです。それを業者が見て、入札の代わり、見積書を提出するわけです。見積書というのは、詳しい内容じゃないですからね。入札書に代わる、入札でない随意契約の見積書、一枚紙です。これを出して、整えば契約を取り交わすというのが、私の知っている随意契約のやり方でありまして。和気町の財務規則等々を見ますと、いろいろ書いてはあるんですけど、予定価格を定めることが困難な場合とかあります。予定価格が困難な場合とはどういうことなんかなというようにも思います。検証実験というのはこれに当てはまるのかなというようにも考えます。そうしますと、私がちよっと聞きたいといいますか、今、まち経営課長は替わられておりますけど、3月11日の時点では前の方がされてたわけですけど、そういう中で、質疑の中のやり取りの中で、詳しいことは言いませんけども、契約書を作る際にはこの検証実験の内容については別途設計書を作成してるとか、それから逆算して数字を合わせていると。検証実験を何回やるか分からないから、何回やったという結果が出たときにそれを、数字を合わすというんじゃないんですけど、逆算したもので1件当たりの金額を出しているとかという答弁があるわけです。すると、検証実験に関する委託料というのは、確定したもんが最初にありきで、それを検証実験の回数で割っているのかなというようにも思うわけです。実際そういうふうには私は、誤解といいますか、多分違うんだろうと思います。しっかりと計算されてやっているんだろうと思いますけど、その辺りをしっかりと説明していただきたい。それで、こういったドローンに関する随意契約の流れが、私が今言ったような切り抜き設計書をつくるかというのではないんじゃない、どういうふうにやってるんだと、それは地方自治法の施行令とか町の財務規則でこういうふうになってそれに合致しているんだとか、そういうことを説明してもらいたい。それから、私が今言ったような逆算とか別途設計書作成があるのであれば、そういうものも提出してもらいたいなど。とにかく分かるように説明していただきたいと思いますので、明日の全員協議会でも結構ですし、来週の総務の常任委員会でも結構ですから、分かるように資料を提出して説明していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 今、万代議員にいただきましたことにつきまして、内容のほうを再度確認いたしまして、必要な資料を用意いたしまして、また後日というか、委員会のときでも説明させていただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、何点かお願いいたします。

まず、決算の歳入関係で22ページ、地域情報通信設備貸付収入が約1,100万円ということでございます。これは光ファイバーのNTTからの借料と思っておりますけども、これの町内の加入状況、それから目標とする状況と現在とのどういう状況かというのを、簡略でよろしい。

それから、これは少々難しいですけども、光通信に要した経費というのは相当の額でありましたけども、この約1,100万円ということではなかなか少額ということになりませんかしょうけども、そこはもし何か、町としてはやっぱり地域のためにああいうことをして利便性を高めるということですので、ある程度投資的な要素もあろうから、その辺の状況だけ概略。

それから、歳出関係です。34ページ、消防防災ヘリ市町村交付金、これは百二十数万円の交付金を岡山県に払っておりますけども、これはこの数字は分かります。ただ、岡山県の防災ヘリ、ヘリコプターというのは何台かあるんだと思うんですけども、そのうち防災ヘリは何台なのかなと思うのが素朴な質問で、和気町に対して昨年1年間、防災ヘリの出動回数が何回あったのかなというように分かる範囲でご説明をお願いしたいと思います。

それから次に、36ページ、情報システム費の、これも大きな数字でいきます、約1億1,000万円。これは、いずれにしても借料じゃ委託料じゃ物すごい金額があるんだけど、これは以前ちょっと議会でも、何か自治体で、例えば広域で共通のシステムとかそういう契約の仕方もあるんじゃないの、私が言うたかどうかは別に、執行部のほうから返答があったか分かりませんが、なかなか自治体同士の横の調整って難しいと思いますけど、この辺は結構県全体としても大きなお金をコンピューター関係で使っているの、そういうことが自治体同士で、和気町とどことは共通システムでいけば物すごく安くなるとか、そんなことは検討はされとんか、今のところは考えとらんのか、その辺についての概況と。

バスのほうは、これは先ほど修繕料がありましたんで、これはよろしいです。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。それでは、決算書の22ページの財産貸付収入についてでございます。

情報通信施設の貸付収入といたしまして1,100万円余りでございますが、こちらは町内に整備しました光回線をNTT西日本に貸付けをしておるものでございまして、3月末の加入者数を基礎として利用料を徴収しておるものでございます。収入しておりますのは、3月時点で光加入者2,995件に対しまして月額単価285円（税別）というもので収入をいたしてございます。歳入に対しまして、決算書の36ページがこれに対する歳出、情報通信施設管理費でございます。こちらのほうで、支出額がこちらの科目といたしましては2,730万円余りということになっておりますが、光回線の施設維持に係る経費といえますのは年間で約950万円程度ということになっております。施設の整備時の経費については、今手元にはございませんが、日々といえますか、年間のランニングコストについては貸付収入で賄えているという状況でございます。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。34ページの消防防災ヘリ市町村交付金127万9,493円についてでございますが、これは県の消防防災航空センターというところがありまして、そこにそれぞれの市や消防本部から8名職員を派遣しております。その職員の人件費を岡山市を除く残りの岡山県下26市町村で均等割した人口割で算出して負担しているものでございます。県のヘリの所有ですが、岡山県のほうでは消防防災ヘリの「きび」というのがございます。それから、岡山県警が所有する「わしゅう」、この2機がございます。ほかにも川崎病院が、国と県が補助しているんですが、ドクターヘリがございまして、それから岡山市の「ももたろう」というヘリ、ですから4機あります。出動件数ですが、昨年度は64件ございました。そのうちの1件は、昨年4月5日に和気町内で発生いたしました林野火災によるため、活動はしなかったんですけど、出動しているという状況でございます。よろしくお願いたします。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。それでは、決算書36ページの情報システム費の中で電算に係る経費が1億円を超えて非常に多額にかかっているというあたりにつきましてのご指摘でございます。

議員ご指摘のとおり、電算に対します経費というのは非常に高額なものとなっております、我々担当課、担当者といたしましても大変な問題意識を持って取り組んでおるところでございます。和気町のみならず、こういったようなものは他の自治体あるいは国においても問題意識というのは持っておりまして、国におきましても法令改正等に伴うシステム改修について全国共通のフォーマット導入ができないかといったようなあたりは現在検討が進められておるところでございます。また、市町村におきましても、我々和気町と同じようなシステムを導入している他団体とシステムの共同利用等ができないかと、そういったようなところから経費の削減につなげられないかということで、市町村連携をして共同で調査研究といったようなことも行っておる状況でございます。なかなかこの経費は我々言わば素人にとってこの金額が適正なものなのかどうかといったあたりは非常に解

明が難しい部門ではあるんですが、業者の提案どおりということではなくて、可能な限り経費の節減にということで、各担当にはそういう意識を持って業者との折衝等に取り組むように指示はしておるところでございます。今後につきましても、引き続きそういった姿勢で臨んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 説明である程度理解しましたんで、ありがとうございます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、決算16ページです。

国庫支出金、項3の委託金です。その中の自衛官募集事務委託金というのが3万9,300円、額は少ないんです。3万9,300円上がっています。去年は3万1,000円のように。和気町としてこの自衛官募集の事務について具体的にどのようなことをされているのかということをお聞きしたいと思います。

実は、岡山県の教育委員会で、過去の行き過ぎた自衛官の募集活動の反省から、個別の家庭訪問はたとえ自衛隊のほう希望してもさせてはならないと、一切認めないという方針を取っていたんですけども、今年2月の県議会の中で、家庭訪問について禁止することは本人にとっても不利益があるのではないかということをもって許可をするというふうになったわけで、和気町がどのような情報を自衛隊のほうに出すのかということも含めて、通常一般の企業などは学生のところに家庭訪問することなんか認められてないというような状態の中で、この自衛隊のそういうことがあるというのは非常にいかななものかというふうに思うんですが、今回の質問の趣旨は具体的に和気町がどのような事務手続をしているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう一点です。

25ページの諸収入の雑入の中で、にこにこ園の給食費の戻入が1,300万円ほどあるんですけども、これはどういうことかなというふうに思いました。というのが、去年はこれを保育士の給食費の戻入ということで400万円ちょっとが上がってたんですが、今回は、先ほど同僚議員も言われたように、去年の10月から保育料の無償化が行われたんで、そういうようなこともあって変わったのかなというふうには推測をしたんですけども、これはどのような形で去年と大きな額の差があるのかということをご説明をいただければと思います。2点です。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。それでは、16ページの県総務費委託金の自衛官募集事務委託金3万9,300円についてでございますが、和気町の募集は年に1回広報誌に募集を掲載いたしております。それから、募集案内のチラシを作成するというか、自衛隊のほうから依頼がありますので、それを希望者にコピーをして渡すと、それぐらいの募集の内容でございます。年に1回の広報誌の掲載が主でございます。それに対しての委託金でございます。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。25ページの雑入、その他雑入、にこにこ園給食費戻入れということで1,310万140円を計上しております。前年度と比較しまして約890万円ほど金額は上がっております。去年の10月1日から幼児教育の無償化によりまして、3歳以上は保育料それから幼稚園使用料等が無償となりました。しかしながら、保育園料の中にこれまで給食の副食費というものが入っておりましたが、それを抜き取った形での無償ということになりました。給食費については保護者の負担をいただくということで、主食並びに副食費については保護者からいただくこととなりました。ただ、所得の要件に応じまして、年収360万円未満の方については副食費は免除、主食のみという状況でございます。よって、10月以降は、年収360万円未満の方は主食費相当の月額500円、それから年収360万円以上の方は主食費と副食費を合わせた1日28

0円の給食費をいただいているという状況でございます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） まず、最初の質問に関してですが、したがってそれでは、今回高校3年生になっている人の住所などを自衛隊のほうに公表してるとか、そういったことはないということで、自衛隊のほうからそういう人にダイレクトメールなんかが行くようなことはないということで理解していいんでしょうか。それがまず1点です。

それから、にこにこ園の関係については、私も無償化の関係だろうというふうに思ったんですが、そうすると結局、ちょっとまだ認定資料のほうも見てないが、保育料のほうが減って給食費のほうが上がったというような形になってるということでしょうか。2点です。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 自衛隊の方から対象者の閲覧という形で住民票の閲覧という申請はありますので、閲覧という形で許可しております。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 太田議員のおっしゃるとおりで、保育料のほうは無償となりましたが、改めて給食のほうをいただくということで、給食費のほうが増入で上がってるという状況です。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第56号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第56号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第57号令和元年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 97ページ、不納欠損が今回、これは5年に1度でしたかね、141万920円ですか、計上されているということで、これについては、これによってその方が財産がないとかいろいろな理由があってそういうふうに認定するというので、もう納めていただくことができないというふうなことをここで認定するわけなんで、その辺の説明を、こっちの資料には4件か何か出とんですけれど、ここでも出てきてるんで、その辺をちょっとまたお願いをしたいということと、100ページ、例えばここにシステム開発費等補助金というのがありまして、113万3,000円ですか、社会保障・税番号システム整備費補助金、これによっていわゆるマイナンバーを推進しようというふうな面もこれはあるんで、マイナンバーをつくったら、それが国保の保険証になるというふうなことも言われているわけでございます。それはちょっと町民一人一人にとっては不利益になるんじゃないかなということをお私には常々思っているんですけど、この点はどうなのか。

それから、102ページ、歳出の保険給付費というのが13億5,461万円何ぼですか、96.1%で若干5,548万円マイナスというふうになっておりますが、今の和気町の国保の1人当たりの保険医療費というのがどうなっているのかと。聞いているところによりますと、そろそろどうも国保の運営協議会でも来年度から値上げというふうな形を検討されてるというふうなことなんですけれど、その状況が今どういうふうな状況、県の国保になってるんで県からの納付金の動きにもよるそうですけれど、話によると、大阪辺りはもう国保を統一

しておりますが、岡山県も国保統一について検討しているというふうなこともあって、その動きがどうなのか。それをやるとそれぞれの国保の保険税にも連動してくるので、それはあまりよろしくないというふうに私は思っているんですけど、その動きがどうなのか。

それから、104ページ、保険事業費のことで、和気町は国保の人間ドックというのをやっておりますが、委託料が284万910円ですか、人間ドック委託料、これが今大体何件ぐらいあって、今伸びてるのか減ってるのか、今後どのようにしていくのか、それから受診できるところは備前市まで広げたんですかね、その辺もお願いしたいと思います。

それから、最後の105ページの特定健診について、委託料が1,428万6,926円ですね。なかなか受診率が三十四%か五%ほどで町村段階では下から3番目ぐらいだったと思います。その点の今の状況、やり方についても和気町の場合は個別健診ということでやってるんですけども、伸びてるところは集団健診も含めてやってるというふうなことで、その辺の今後の考え方はどういうふうにされるのか、お願いします。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） それでは、不納欠損についてご説明します。

決算認定資料の6ページに記載しております。国保に対します不納欠損の方は9名おられまして、金額が141万920円でございます、この9名の方は生活保護の方でございます、3年前に執行停止を行いまして、3年間国保税が入ってないとかそういう状況の方が法律によりまして不納欠損とさせていただいております。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 失礼いたします。それでは、西中議員の質問でございますが、100ページの関係、社会保障・税番号システムの整備費でございますが、これはおっしゃられるとおり、来年の3月からマイナンバーを用いまして保険証としても使えるような形になるというような形でございます。現在、国のほうでもマイナンバーを使ってのいろいろな施策を展開しており、その施策の一環で保険証としても使えるような形を取っていくということでございます。

それから、102ページの療養給付費でございますけど、全体としては総医療費としては下がってはきているんですが、和気町の1人当たり医療費としては平成30年度に比べましても増えておりまして、令和元年度におきましては48万1,348円といったところになっております。

それから、104ページの人間ドックでございますが、受診率につきましては令和元年度におきましては6.2%、153人の方が受診をされております。平成30年度が5.3%でしたので、平成30年度に比べ0.9%の伸びという形になっておりまして、人間ドックにつきましても受診のほうを進めていくという形で、本年度からは備前市においても人間ドックの受診ができるような形で医師会と調整をさせていただき、受診施設の拡大を図っております。また、受診期間につきましても、11月末まででございましたけど、11月末までに予約をしていただければ12月末まで受診できるといった形を取っております。

あわせて、105ページの特定健診につきましては平成30年度におきまして受診率のほうは36.2%でございましたが、令和元年度1%伸びまして37.2%という形で、若干ではございますけど、伸びのほうを見せております。これにつきましても、受診施設は備前市を含めてという形と、それから受診期間もこれは1か月延長のほうをお願いし、そういった形で今年度は対応をさせていただいております。また、広報活動におきましても、行事カレンダーにおきましても毎月特定健診受付期間のことを掲載をさせていただき、広報誌も重点的に広報活動、それから告知放送を使って毎週1回程度は入れていくというような形で周知を図っていくという形を現在取っております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） もう2つだけ。

1つは、不納欠損についてはこれは毎年やるんでしたかね、また5年に1度だったのか。内容は分かったんですけど、もう一遍ちょっとそれだけ確認をお願いします。

それから、社会保障・税番号システムですが、これは本当にうまくいってるのかどうなのか本当に分からないんですけど、今の和気町でのマイナンバーの交付者はどれぐらいになってるのか。それから今言われてる、マイナポイントでしたかね、何かいろいろテレビで宣伝されてるんですけど、あれはどういうことなのか、あれもよく分からないんで、ちょっともう一遍そこも含めてご説明いただけたらというふうに思います。

それから、特定健診については、本来は60%というのが国の厚生労働省の考え方なんです。だから、その点でもう少しドラスチックな改革というか、もっと増えるように、毎年五、六%、10%伸びるぐらいでいかないと、今後は指導を受けるような形にならないか、その辺が私は心配なんで、その辺が今後どういうふうなお考えなのかお聞かせいただけたらと思います。

それから、値上げについては、検討はほんならやっぱりされてることはされてるんですね、国保の。ちょっとそれは余計な話になるかもしれませんが、特定健診については今後どういうふうに本当に改善できるのか、今までの期間を延ばすとか、それは数%は、二、三%は伸びるとは思うんですけど、もっと大きく前進させていかないと、いろいろと国の考え方がどうなるか、社会保障何とかっていう考え方でしょう、要するに税金をどんどん取りたいというふうな考え方があるんで、何て言いましたかね、ちょっと言葉は忘れちゃったけど、どういうふうに今後これを伸ばしていけるのか、見通しをお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 不納欠損についてお答えいたします。

不納欠損は、先ほど申しましたように、生活保護とかそういう方の執行停止の方は3年間で行います。それから、法律によりまして、地方税法の第18条の関係でございますが、5年以上前の滞納に関しては不納欠損ができるんでございますが、その状況を見てこちらのほうで不納欠損ができるかできないか、まだこの人はいただけるかというのを見まして不納欠損をさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 民生福祉部長 岡本君。

○民生福祉部長（岡本芳克君） 現在のマイナンバーカードの交付率でございますけど、8月16日現在で岡山県では15.8%、和気町では16.9%となっております。交付者は2,414人でございます。マイナポイントの関係は当然でございますけど、現在、国の施策のほうでマイナポイントの付与ということで、現在多くの方が窓口にお越しになり、マイナンバーカードの申請もやっておられますし、マイナポイントの付与についてもこちらに来られて手続できるということで、窓口でやっておられます。マイナポイントにつきましては、キャッシュレスサービスの向上ということで政府のほうが、もしかですが2万円をキャッシュレスで使った場合、それに5,000円のポイントを付与しようという形でございます。上乘せでございます。

それから、特定健診につきましては、議員おっしゃられますような形でいろいろな施策を展開していかないといけないわけですが、お言葉の中にありました集団健診についても実施ができないか、そこら辺のことを現在検討中でございます。これによって厚生労働省が目標としております60%以上に少しでも近づいていくといった形で実施をしてみたいと思っております。

それから、保険税についてでございますけど、国保の基本は保険税で賄っていくというのが基本でございます。収支の見通しを立てた上で、現在、先般の国保の運営協議会のほうでは収支不足が見込まれるため値上げを検討しなければいけないということでお伝えをしております。ただ、経済の状況、それから岡山県への納付金の状況、こちら辺が明確になった上で、そこら辺を再検討させていただかないといけないんで、11月の国保の運営協議会のほうではそこら辺を明確な形でお示しをさせていただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 最後。特定健診については向上するようにぜひともよろしくお願ひします。これはたしかある程度向上したら国から補助金が追加されるというふうにも聞いてるんで、そういうインセンティブがあるわけなんで、そういう点も含めて今後向上について前向きによろしくお願ひします。それは要望だけ。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、ここで場内の時計が、10時20分まで暫時休憩といたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、議案第58号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第59号令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第60号令和元年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 1つ、2つお聞きします。

145ページの任意事業費っていうのがありまして、そのうち1つ、12節、役務費、成年後見制度申立手数料7万9,480円、それからその下の委託料のところでも市民後見人活動支援事務委託料145万1,800円。聞きたいのは、今NPOでたしかこれはつくってると思うんですけど、その活動状況というんですかね、それが今どういうふうになってるのか、それからとりわけ町が、誰も見る人がいないので申立てをしてするやつがあるんですね、あれ何て言いましたっけね、あれが今どれぐらいの件数になってるのか、それを教えてもらいたいと思います。

それから、そのほとんど関連ですが、146ページの認知症総合支援事業費というのがありますが、この認知症カフェ補助金9万2,000円ってありますが、これは今こういうものはどれぐらいの地域で行われてるのか、それからそういう認知症の方を抱えられた家族の悩みとかそういうふうなものをこれは交流できるような場所なんですか、それはまたどこにあるんですか。それを、今多くの方が本当に認知症の方を抱えられて大変苦労されてるというふうに思います。その点、お願いいたします。

それから、もう一つありまして、144ページの権利擁護事業費、権利擁護対応アドバイザー委託料、19万6,200円使ってるんですけど、これはどういうことですかね、後見人とはまた違いますよね。これもそのさび分けというか、19万6,200円使ってるんですけど、不用額もちょっと出てますよね。これの状況をちょっと教えてください。3点お願いします。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 権利擁護に係る内容でございますが、町内の方々、一人暮らし等障害のある方々で後見人制度を利用する必要があるかどうかといったあたりを毎月、包括支援センター、関係NPOと

権利擁護ネットワーク会議を開催いたしまして、それぞれのケース会議を行いまして、その方に対する支援が権利擁護の制度が望ましいのかといったあたりを毎月ケース会議を行いながらそういったことに取り組んでおりますし、例えば高齢者虐待等で家庭の分離を行って、そういった方々の支援のためにそういった制度を活用するかといったことも出てまいりますので、そういったあたりをNPO法人のわけとネットワークを組んで支援をしていただき、またアドバイスもいただいている状況でありますので、そういった辺りを町の後見制度、町が申立てする後見制度がいいのか、また社協が行ってます支援制度もありますので、そういった辺りで支援が必要な方々に対するケース、ケースを検討しながらその方に合った今後の在り方を検討してやっている状況でありますので、そういった辺りに係る経費を主に上げさせていただいております。

それから、認知症カフェにつきましては、現在、実施団体が2団体ございまして、カフェつむぎ、こちらは和気の小規模多機能居宅介護和が家にあります。月2回、参加人数が25名程度でございます。それから、佐伯地域につきましては、カフェ陽なたぼっこ、幸生デイサービスセンターで月1回、20名程度、ボランティアグループの運営によって行っております、こういったところでの対応を行っておる状況でございますし、認知症を抱える家族の方々に対する支援も包括支援センターを中心に悩み事相談等を行っておりますし、また認知症に対するサポーター的な養成講座も実施しながら取り組んでおります。そういったことで、和気町内の認知症の人数等の具体的な数字は把握しておりませんが、包括支援センターを窓口に上がってきたケースに対して家族ぐるみで対応できるような形で対応している状況でございます。

（「成年後見人の件数はどれくらい扱ったのか」の声あり）

すいません。件数については、今手元に資料がないので、後ほどまた報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） それで、ちょっともう一遍、権利擁護対応アドバイザーというたら、実際には司法書士だとかそういう法的なことが分かる人に委託してるんですか。そこがちょっと分からなかったんで、お願いします。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 法人のほうには弁護士、それから司法書士、社会福祉士が配置されております、その方を中心にアドバイスをいただいている状況であります。

（10番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第61号令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第57号から議案第61号までの5件の質疑を終わります。お諮りします。

議案第57号から議案第61号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号から議案第61号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しまし

た。

次に、議案第62号令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第62号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第62号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第62号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第63号令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第64号令和元年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 175ページ、これは表にあるように、駐車場会計は今年も、ご承知のように、一般会計のほうへ400万円繰り出しというようなことで堅調な、収支状況は非常によろしいということですが、1つこの中で確認したいことが、この数字そのものではなく、実は駅前の駐車場が、あそこは86台ありますけども、一応和気町の一番メインの駐車場で、定期駐車を中心としながら結構な、200万円少々の収益を上げておるということですが、リースの7年契約も切れまして、財務が年間約300万円ほどの好転ということですので、それも含めてできれば、私も週に一、二回はあそこを見回っておりますけれども、何とかあの駐車場を皆さん、部課長方、ぜひ現場を見ていただいて、あの駐車場の白線の状況、担当課長にはちょっと個別には話をしましたけども、あれだけのあれをしょんであれば、お客さんから町民の方から有料でやってるということで、確かに安いことは安いけども、安かろう悪かろうでなしに、ぜひ駐車場の枠を、内々には将来的なJRの土地の購入等に合わせてということですけども、できれば新年度ぐらいには何とかあそこの白線を、この前、担当課長に言いましたけど、私の個別ですけども、私の家の隣のしまむらなんかは最近、1週間ほど前に枠をしましたが、あそこは営業用でゆったりした駐車場にしています。白線を両枠2本ずつという形ですけども、あそこまでは別にして何とか、あそこの駅前駐車場は筒いっぱい入れるためにもぎりぎりということでしょうけども、あのスペースじゃ、私も運転が下手ですけども、なかなか置きにくい。それで、奥のほうへなんか、本当にもう昔のまま。少しやっぱりそこはせめて町として有料の駐車場ということで最低限の管理を、管理はいうたって駐車枠しかないんで、もう機械駐車ですから、その辺のことが決算が絡んで何か考え方が、いや、あれはもう安いからもうそんなもんせんっていうような考え方があれば、町長、副町長の辺でこれは決断ですけども、ひとつお答えをお願いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 居樹議員の質疑に答弁させていただきます。

駅前の駐車場は、非常に効率よい運営をさせていただいております。リースも済みました。これからどんどん

入っていただければその分だけは収入になっていきますので、今後、おっしゃるように少し手入れをして気持ちのいい駐車場にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第65号令和元年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第66号令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第63号から議案第66号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第63号から議案第66号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第63号から議案第66号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第67号令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 温泉関係は特別委員会がありますんで、詳細はそちらで問いますが、ここで言いたいのとはそれまでに、ご承知のように、昨年の決算はこの表のとおりで、約900万円ほどの実質赤字ということですけども、それ以降今年度に入りまして6月の議会でのそういうのがありまして、そういう状況を踏まえて、ぜひ今度の特別委員会では個別のあれですけども、将来の経営問題、これにやっぱり少し、コロナというものがあつたんであれですけども、確かに赤字体質ではあつたけども、急速にこういう状況になったんで、これはもう避けて通れんので、何とかこれはもう温泉特別委員会という中でじゃなしに、ひとつ町として経営諮問といいますか、諮問するのか、それとも何か経営問題の研究をするのか、何らかの対策を、少し別途温泉特別委員会ではそのように他の議員からも質問があると思いますけども、そこだけお願いしておきたいと思います。中身は、個別にまた委員会のほうで議論したいと思います。

○議長（安東哲矢君） 答弁はいい。

（7番 居樹 豊君「よろしい」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第67号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第67号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第68号令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第69号令和元年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第70号令和元年度和気町上水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） これは上水、簡水含めて、監査委員報告にもありましたけども、特に簡易水道の関係…
…

（「簡水はあと」の声あり）

これはまとめて、両方の水道ですけども、よろしい。それではまた……

（「上水道事業会計は」の声あり）

それでは、簡水のほうで。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第71号令和元年度和気町簡易水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） これは水道全体、上水道事業会計、簡易水道事業会計含めてですけども、監査委員報告でも指摘がありましたように、利用料金を検討したらどうかというような監査意見もありました。私ども委員会のほうで聞くのには、ご承知のように、簡水は赤だけでも、上水は言うてみれば黒字ということで、その辺の会計の中身の処理が私もよく分かりませんが、片や値上げというところで、そういう会計の2本立てがあるので、その辺をプラスとマイナスで一本化というんか、平準化というんか、そういうことが可能なかどうか、それと将来その辺の検討というんか、もうそういう状況ですから、料金についても監査委員からも指摘がありましたんで、その辺の動向といいますか、当面の考え方があれば教えていただけたらと思います。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） それでは、居樹議員のご質問にお答えいたします。

簡水は現在給水単価、供給単価でマイナス36.09円、マイナスになっております。これは、簡水事業のエリアが条件不利地で僻地ということで、維持管理に多大な費用がかかっております。統合も考えてはどうかというご意見なんですけど、簡水は過疎債というのが使えまして、また交付税算入がありますので、それがなくなるともっと財政的に苦しくなりますので、その統合については今のところ考えておりません。なお一層維持管理のコ

スト削減に努めまして、何とか値上げをしないように努力していきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 私も、中身のな会計の内訳、過疎債とかそういうことを使つとるということで、なかなか現実的には難しいということで理解しました。いずれにしましても、公共料金、今値上げを歓迎する人はいませんので、できる限り1年でも2年でもそういう形でできるような形をお願いしておきたいと思えます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 247ページに建設改良費というのがあって、2,156万1,120円、これは佐伯の米澤保木連絡管工事だと思えます。きっかけとしては津瀬の水源の水だけを供給する地域があったということで、それを解消しようということでやられたんじゃないかなというふうに思うんですけど、結果としては、あれは前の水源も一応万が一のために置いとくということでしたかね、その辺がよく分かってないんで、もう一度その辺を教えていただければありがたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） ご質問にお答えいたします。

津瀬水源は、河川敷にありまして、洪水時期には今年ももう少しでつかりそうになりました。そういうときには津瀬水源を止めて連絡管で津瀬のほうへ送るようにしてますので、そういうときのためにしてますんで、平常時は川べりの水源を使っております。

（10番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 企業債の明細の中の質問、ページ264と265です。

この中に5か所、証書番号の記載がないんですが、何かない理由があれば言っていたきたい。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 失礼します。記載がないのは、今ちょっと分かりませんので、後ほど調べて回答したいと思います。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 起債の本式でなしに前借りで借りてますんで、そのときの証書の番号はございません。大変失礼いたしました。

（5番 神崎良一君「分かりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第68号から議案第71号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第68号から議案第71号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第68号から議案第71号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第2）

○議長（安東哲矢君） 日程第2、議案第72号から議案第76号までの5件の質疑を行います。

議案第72号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) それでは、議案第72号です。

議案書の10ページなんですけども、すもも園の関係です。この改良工事についてですけども、このすもも園の決算を見ても、やはり収入が去年の分で今回出てる部分で見ると100万円ほど前回からもショートしてるといようなことにもなっています。それで、3月の当初の予算で、すもも園はちょっと改修するというので、予算はそういうことで議決をしているということでございますけれども、この樹木の更新や整地などによって生産が上がっていくのかなというようにも考えたり、それから将来的に管理をされる人材の問題も含めて総合的に将来の展望がどうなのかということをお聞きをしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長(安東哲矢君) 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長(河野憲一君) 失礼いたします。太田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、すもも園のほうなんですけど、すももの園内を5区画に分けてまして順次5年をかけて木を植え替えていく作業に本年から取りかかります。実際に秋の農業の収穫作業等が終わりまして、それから取りかかるようにしておりますが、まず収量のことにつきましては実際に専門家の方にも見ていただいた結果、剪定の状況があまりよろしくないということでお伺いしております。今年につきましても、実際には収量が上がっていないのが現状でございます。木と実のバランスのことであつたり、剪定するのに木が8年ほどしかもたない場合は次の木を生かして剪定をしないといけないというふうなことをご指導いただきまして、植え替えていながら、そのようなことを重視しながら行ってまいりたいと思います。また、管理のほうにつきましては、昨年9月からですか、室原地区のほうで管理会を立ち上げておまして、そちらのほうで今14名いらっしゃいます。14名で一緒になって草を刈ったり管理をしていただいている状況でございます。今後、木も大きくなっていかないとはいけませんし、その後の剪定も、今年も昨年同様準備をして新たな枝を出すようにしておりますので、実がなるようにして行って、植え替わって大きくなるときにはまた以前のようにすもも狩りとかすもも祭りができるようにしていきたいと考えております。

○議長(安東哲矢君) 2番 太田君。

○2番(太田啓補君) 多分お間違えになったと思うんですけど、4年での計画だというふうに思いますけれども、室原の方々にご苦労いただいて、14人の方で管理をしていただくということのようですね。あと収穫量についても、これから植え替えをしたりすると収穫するのが何年後になるということで、少しの間タイムラグと申しますか、収益が上がらないような状態も起きるといようなことも想定をされているということですか。

○議長(安東哲矢君) 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長(河野憲一君) 失礼いたします。はい、太田議員がおっしゃるように、4年間かけて実際にやっけていって、4年たったときにはまだ大きくなってないものもございますので、若干あります。ただ、区画を区切ってますので、今後剪定をして来年から少し実がなる新しい枝をつけておりますので、そこからは少しずつ区画ごとに植え替えをしていきますので、ちょっとタイムラグが出る可能性は十分考えられますが、4年かけて区画を分けてということで、そういうものに対応できるようにしてまいりたいと思っております。

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番(神崎良一君) 非常に基本的なところで、勉強させてください。

辺地度点数というのがありまして、辺地度点数が年によって上下したり変わったりします。どういう数式とい

うか、算出根拠で算出されるのかということと、この点数がどうだったら和気町にとってどうなのか、要は辺地度が低いとあまり辺地債が借れないとか何かあれば、その辺を教えてください。以上2点。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。辺地度点数の算定につきましてですが、こちらは毎年度2月頃の実施で辺地の状況調査というのがございます。こちらでその集落の状態を調査いたしまして、役所、学校、バス停、病院などの施設からその地域の中心点、これは地価が一番高い辺りのところを選定するんですけども、そこからの距離を点数化して、100点を超えると辺地債を借りれる辺地というふうに認定されますので、100点を超えていれば、点数が高かろうがそれより低かろうと、辺地であるということは変わりございません。その中で事業を行う、特にハード事業になりますけれども、今回上げてような道路の工事とかそういったようなものをする場合に、実際には財源として全額財源充当を辺地債ですることができます。その80%が交付税算入されるというような形になっております。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第73号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第74号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第75号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第76号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第72号から議案第76号までの5件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第72号から議案第76号までの5件を総務文教常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第72号から議案第76号までの5件は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、議案第77号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第77号の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第77号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第77号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第4）

○議長（安東哲矢君） 日程第4、議案第78号固定資産税の課税誤りによる和解及び損害賠償額についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） これは仕方ないかなという感じもしてるんですけど、これは過去にこういう課税誤りについて裁判があってどうこうだとか、こういう和解とか、そういう事例っていうのはあったんですか。それだけよろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 裁判は、今まではございませんでした。

（10番 西中純一君「和解は」の声あり）

和解も、今回が初めてでございます。5年間の過誤納還付は何回もございますが、今回の損害賠償というのは初めてでございます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） これについては山崎税務課長のほうからこの前説明の中であって、大体聞いて理解はできたんですが、ちょっと聞こえづらかったとこいま一度確認をしたい点がありまして質問します。

もともとの原因は昭和61年なんで、物すごく前で、皆さんがいらっしゃらないようなときの話なので、難しいとは思いますが、今現状で分かっておられる範囲でなぜこの事態が起こったのかということが1つと、それから役場の中には見直しというか、10年に1回とか5年に1回固定資産と、それと金額が妥当かどうかというようなの見直しような、そういうシステムがあるのかどうかということが2点目と、3点目は、たしかご説明の中で、他の不動産物件についてのものもこの人が払っておったというのであれば、他の物件についての徴収、徴税は今どうなってるのかという、以上3点、これをお答えいただきたい。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） このことの原因でございますが、昭和60年のことでございまして、内容につきましては家屋の担当と土地の担当の連携ができていなかったということが推測されます。それから、チェックに関しましては、こういうことがございましたので、電算でチェックをするように委託業者のほうへ依頼して、そのチェックをかけるようにしております。ほかの物件につきましては、この方とその物件を持ってる方と二重課税となっておりましたので、正式にその家を持ってる方にずっと今課税をされております。正式な課税でございます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） そしたら、今のこの現状下では、今言うように、家屋担当と土地担当が意思疎通ができ

ないとか連絡が不十分だとかということはもうあり得ない話だということで理解をさせてもらってきます。ないですよね、当然こういうこと。いうことと、それから過去においては10年、5年等でチェックするシステムは町のシステムの中になかったと。これが初めて起こったことなので、今回から電算機の中でチェックをするということになったというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） はい、今回正式に電算業者のほうへ委託しまして、こういうことがないように、1つの家屋を2人、3人が持つようなチェックをかけさすようにしました。今の現状では家屋の担当と土地の担当が連絡を取り合って密に仕事をさせておりますので、ないように努めております。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第78号の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第78号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第78号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

ここで場内の時計が、11時20分まで暫時休憩といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで執行部から発言の申出がありますので、許可いたします。

危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。先ほどの一般会計の決算認定のところで山本泰正議員からのご質問で、バスの年間の事故の件数でございますが、令和元年度中にうちの保険を使った事故の件数、これは全部で9件ございました。共済金なんです、これは今、保険会社同士のやり取りになってます。それから、保険会社とそれから修理工場とのやり取りになっておりますので、町のほうの会計は通らない仕組みになってございます。申し訳ございませんでした。

○議長（安東哲矢君） 介護保険課長 則枝君。

○介護保険課長（則枝日出樹君） 失礼いたします。先ほど西中議員からの介護保険特会決算の中の質疑でございまして、成年後見制度利用支援事業の扶助費239万7,000円の内訳であります、成年後見人の報酬助成といたしまして被後見人分、9人分の実績として上げておりますので、報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 失礼いたします。先ほど神崎議員のご質問のところで、企業債明細書の証書番号がないところで、前借りにつき番号なしとお答えしましたが、金融公庫自体、証書の番号がございませんので、そのように訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） これについてはもう質問できませんか。

先ほどの説明に対して質問はできませんか。

○議長（安東哲矢君） 一応打切りはしとんですが、委員会のほうでは。

9番 山本君。

○9番(山本泰正君) いや、件数やそのくらいのことはやっぱりもう済んだ事案じゃから調べといてほしいし、ちょっと問題じゃと思うんじゃないけど。

○議長(安東哲矢君) 暫時休憩といたします。

午前11時22分 休憩

午前11時24分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(日程第5)

○議長(安東哲矢君) 日程第5、議案第79号から議案第94号までの16件の質疑を行います。

まず、議案第79号令和2年度和気町一般会計補正予算(第5号)についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 若旅君。

○4番(若旅啓太君) 84ページの収入のところ、款16財産収入のところ、利子及び配当金で、昨日細部説明の中で、国債の運用で得た利益ですと、700万円と説明されたんですけども、700万円って議員2人分、多分執行部の方だと部長1人分とか、結構大きい額だと思うんです。こういう補正ってちょっと珍しいのかなと思うんですけども、実際に景気も低迷しててこういう社会状況の中で一体どういう運用をされたのかっていうのを伺いたいと思います。

○議長(安東哲矢君) 会計管理者 鈴木君。

○会計管理者(鈴木健治君) 失礼いたします。財産収入、基金の運用収入についての説明をいたします。

現在、財政調整基金とまちづくり基金と上水道事業会計の歳計現金について、債券について運用しております。利子が、定期預金は0.01とかというレベルの中、債券は大きいもので0.517というのがあったりとか0.3とか、もう10倍から数十倍というふうなことで、主に利子を収入するために保有するということになってます。ただ、債券というのは、既発債というのはもう流通市場で売買がされてます。売り買いがされるもので、価格が上下します。そのうち、財調の2つの銘柄について、満期まで持っておいて収入される利息より売った売却益のほうが大きい状態になりました、6月に。そのときに売ったほうが有利なので、それを売って売却益を出しました。こちらが338万6,000円の益が出ました。あと、購入でもこれは利益が実は出せまして、売却した後、そのお金でまた購入を行いました。なぜ購入して益が出るかといいますと、債券というのは償還日まで保有すれば、幾らで買おうが、額面の金額が戻ってきます。だから、1億円の額面のものを1億円より高く買おうが安く買おうが、満期になれば1億円返ってきます。なので、1億円より安く買えた場合は、その部分が購入益が出ます。そちらについて、2つの銘柄を売ったものでまたさらに買ったもので236万3,110円という購入益が出ました。あと、まちづくり基金、こちらは購入益ですね、135万3,781円、こちらも購入益となっております。このほかに、上水のほうも、この中にはないんですけど、購入しまして、65万円ほど益が出ました。なので、これは6月、1か月で770万円ぐらいの売買益といいますか、そちらが出たというものでございます。

○議長(安東哲矢君) 4番 若旅君。

○4番(若旅啓太君) ありがとうございます。こういうご時世ですし、こうやって新しい収入源っていうのを今後確保していくっていうのは本当に大切なことだと思いますので、よろしくお願ひします。

最後、最初答弁の中で、ごめんなさい、ちょっと言葉が分からなかったんですけど、既発債って、既発債っておっしゃいませんでした、最初。あれは、既発債ってどういう字を書くんですか。すいません、ちょっとお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 会計管理者 鈴木君。

○会計管理者（鈴木健治君） 既発というのはもう既に発行されたという……

（4番 若旅啓太君「ああ、そういう」の声あり）

新しいものを新発債、市場に出たものは既発債という意味です。

（4番 若旅啓太君「ごめんなさい、漢字が分かんなかったんで」の声あり）

はい、すいません。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） まず、86ページ、土地購入費の買戻しの関係、242万4,000円ですか、この関係、買戻しというあまり例のないことですが、ちょっと内容、概略でよろしい。

それから、90ページのキッズパークは、この資料がありますけども、これだけの資料なのか、それとも別途もう少し運営とかそのような中身の広さ、どんなものというのが、今は概要の概要があるけども、もう少し中身の説明があるのかどうか、そのことをお聞きします。

それから、バラ園のほうは200万円の委託料ということですが、これは個人、法人、どのような考え方をしとるのかということ。

それから、96と8の辺が絡みますけども、今回の交付金運用で空調関係のありましたけども、これは私は度々言いますが、佐伯学校給食共同調理場の空調というのはこれには入っていないというように理解しとんですけども、この辺の考え方、間違いがあれば訂正していただけたらと思いますが、この辺をまとめてご回答願います。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。86ページ、財産管理費の土地購入費の242万4,000円の経緯についてということのお尋ねでございます。

日笠の分譲地でございますが、平成30年度において分譲、売却をいたしました1件につきまして、購入者の方がご自身の自己都合によりまして、購入から3年以内に住宅建築ができない見込みになったというようなお申出がございました。本件の売買契約につきましては、契約書の中に、自身が実際に居住する住宅を購入から3年以内に建築すること、また町の合意なくしてその後10年間は所有権の移転ができないというような特約条項を設けてございます。これに該当するということで購入者の方からそういった旨のお申出がございましたので、事情をお伺いをして、これはやむなしということで契約条項に基づきまして町のほうへ買い戻すという措置を取ったものでございます。なお、この区画につきましては、収入のほうに計上いたしておりますが、また新たに販売をしてみたいというふうを考えております。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。90ページの児童福祉総務費の中の工事請負費、幼児施設整備工事費のことでございます。キッズパークのことでございます。

お手元の資料の100ページをご覧くださいと思いますが、こちらが整備事業の概要でございます。益原多目的公園の管理棟のほうを改装して、こういったキッズパーク、子供のための施設を造るということでございます。改装範囲の図面の向かって左側でございますが、キッズルームの部分、この部分では子育て広場ということで子育てに関する情報提供ができる場をつくるということでございます。それから、右側のほうでございますが、こちらがプレールームということで、こちらにつきましては自由にお子さんが中で遊べるというようなものを整備するものでございます。なお、運営につきましては、子育て広場につきましては直営を考えております。それから、プレールームにつきましては、委託ということで、管理人を委託という形でさせていただきたいとい

うふうに考えております。具体的に備品等細かいものにつきましては、今後詳細設計のほうで詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。バラ園のことについてお答えをさせていただきます。

6月の全員協議会のほうでご説明させていただきまして、その後に和気町の広報誌のほうで募集をかけさせていただきました。3名のお申込みがありました。143種類の248本というバラの本数でもございます。また、誘引作業などの専門知識などを有する方を求めておったところで、該当の方がいらっしゃいませんで、広く公募をかけまして、山陽新聞のほうにお世話になりましてかけさせていただいたところ、お一人ちょっと該当になるかなという方がいらっしゃいました。今後の運営のほうについては、その方を中心に、また6月の本会議の中でも従野議員のほうから、やっぱり地元の方にもお世話にならないとというお話もいただいております。地域の方と一緒に新たな団体といいますか、会を立ち上げて、そこのほうにお願いをしていこうというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 失礼します。新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金の中での空調設備、調理場についてでございますが、それぞれ3施設1か所ずつ空調設備を予定しております。本荘においては前室、和気の調理場においては調理室内のあえ物をする場所にスポット的なもの、佐伯についてはコンテナを出す部分のスポット的なところ、それぞれ施設において考えております。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 土地の購入の関係は分かりました。

それから、キッズパークは今、課長のほうからありましたけども、これはスペース的な概要であって、もう少し詳細な形が、請負とかという形のは出ましたけども、キッズパークという、私も個人的に吉備中央町のほうの、これはかなりスケールが大きいですけども、ああいうもんだという想像はしとんですけども、この中身の細かい遊具、こんなことを言うのはまだそこまで行ってないということで、提示できないということでは理解していいですね。

それから、今の佐伯学校給食共同調理場のほうのコンテナの近くのスポットというんですけども、今までも言いましたけども、過去の委員会なんかであった上からの空調ですね、私は現場へ行きまして、これは今回は実際何も手をつけないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 今回の補正では計上させていただいておりません。

（7番 居樹 豊君「結構です」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） すいません。88ページの小学校改修整備工事費と中学校改修整備工事費なんですけども、空調設備の改修だと思っておりますが、全部の小学校に特別教室が1つつあるのか、数のほうをちょっとお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 教育次長 万代君。

○教育次長（万代 明君） 88ページの工事請負費の小学校改修整備工事費並びに中学校改修整備工事費についてでございますが、どちらも空調整備でございます。小学校におきましては、佐伯小学校が図書室、理科室、家庭科室、多目的科室の4教室、和気小学校が理科室、家庭科室、図工室の3教室、本荘小学校が図工室、家庭科室、理科室の3教室、小学校では10教室となります。続きまして、中学校ですが、佐伯中学校におきま

しては美術室、技術室、被服調理室、学習室、多目的教室ということで5教室、それから和気中学校におきましては個別指導室と進路指導室の2教室、合わせて中学校で7教室を予定しております。

(6番 山本 稔君「分かりました」の声あり)

○議長(安東哲矢君) ほかに質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番(山本泰正君) 冒頭、議長のほうから関連質問で云々があったんですが、地方創生臨時交付金事業の中かどうか不明なんです、国の事業かもわからんですけど、農業振興関係で大型の草刈り機等の助成事業が何か農業委員会か何かで説明されたんじゃないかと思うんですけど、これも昨日入った情報なんです、そういう制度があって、町民には全く知らされていないんじゃないかなと。私どもも営農組合的なことをやっていますから、当然対象になる事業だと思うんですが、ここら辺りがどうだったのか、農業委員会か何かでもう今日までじゃとかという話があったという情報も入ったんですが、ここら辺りで地方創生臨時交付金事業、これは自由に使える部分もあろうかと思うんで、そこら辺りはどう考えたらいいのか、もうこれへ上がったもん以外は何もできないか、冒頭、議長から言われたことにちょっと反する部分もあるんですが、科目的にはここへあるし、私も農業関係になれば委員会も違いますし、そこら辺り、ちょっとやっぱり回答してほしいんですけど、議長の仕切りの中で駄目だと言われりゃあしょうがないんですけど、どうでしょうか。

○議長(安東哲矢君) ここで暫時休憩といたします。

午前11時40分 休憩

午前11時44分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番(西中純一君) 10番 西中です。四、五件あると思うんですけど、聞かせてもらいます。

個別のこれは簡単に数字の質問なんです。プレミアム付商品券、これが85ページでしたかね、これが歳入のほうで1,050万円出とって、歳出ではたしか2,100万円だったかな、テイクアウト事業補助金がそうじゃないかなと思うんですけど、88ページ一番下のところの負担金・補助及び交付金のね。これが、だからちょっと私計算がよく分からない。4,200枚の商品券を5,000円分売るんですかね。その歳入が1,050万円になるのかな。それで、今度2,100万円と考えると、これが8,400枚になりゃへんかなと思うんだけど、その辺ちょっともう一遍合うように教えてほしいんですけど。

それから、同じようなところで、総務管理費の印刷製本費というのが233万円、これも簡単な内訳を教えてください。ドローンの関係の印刷が22万円だというふうには聞いてるんですけど、あと商品券だとかテイクアウト何とかなの券だとか、何か3種類あると思うんで、その内訳を教えてください。

それから、あとはちょっと詳しく、考え方の問題で、ドローンパークですか、これを522万円か何か、これはどこやかしこを足していけないといけないんで、それで分かりにくいんですが、広告料が99万円とか、設計が20万円とか、工事費が150万円、備品購入58万円だとか、それから消耗品費が18万円、印刷が22万円、修繕料が155万円ですか。何かとにかくあちこち集めてそういうふうになるらしいんですけど、考え方ですね。私自身は、やはりこれは町外の人に対しても結局お金を使うことになると思います。皆いらっしやいと、そういう和気美しい森か南山方のあっちの何かプールも使われるというふうなことを聞いてるんですけど、町内に、これは技能証明ですか、JUIDA、そういうのを持ってもらえる方が何名おられるのか、結局は町外の人のお助けをするというふうになる、あるいはこれをやるために、今回出てきておりませんが、これができた後FDDIに対して指導してもらわないといけないとかそういう話になるのではないかと、その辺の運営策はど

ういうふうに考えているのか、その点も教えていただければと思います。要するに、受益者が町内の者にするのが本来であるのに、こういうふうなことを何でやるのか、以前の質疑で地方自治法違反とかそういうふうなことを申し上げましたが、それに対してまともな回答は全然なかったということであります。これをずっと続けるのならば、最終的には法的なことも考えていこうと私は個人的には思っております。

それからロマンツェに対しての指定管理者支援金、これが88ページ、19節、負担金・補助及び交付金のところ、1,000万円出ております。これは、今のロマンツェに対してはいわゆる事業者、10年間の指定管理ということでやっているんで、なぜこれだけ出すのか、今ロマンツェの状況が、まあ確かに合宿等がほとんどないんじゃないかと思うんですけど、その辺の状況はどういうふうになっているのか、お願いいたします。

それから、その下の休業支援金200万円、これは対象はどういうふうなものを対象にされるのか、できたら要綱等でもいただければありがたいですけど、今のところは考えというかな、その辺を教えていただければと思います。

それから、89ページの総務費の徴税費のところでは償還金・利子及び割引料、過年度分過誤納還付金、今回の873万9,000円、これは何件になるのか、このことが先ほどの、これが何件起こりゃんか知りませんが、町の税務課のきちとしたそういう管理ができてないんじゃないかなというふうなことを非常に思うので、きちっとその辺を教えていただければと思います。以上、その辺で。

○議長（安東哲矢君） 財政課長 永宗君。

○財政課長（永宗宣之君） 失礼をいたします。88ページ、地方創生臨時交付金事業費の中の需用費、印刷製本費の233万円の内訳についてご回答させていただきます。

こちらの内訳につきましては、ドローンパーク事業に係りますパンフレットの印刷代として22万円、お一人3,000円の商品券事業、こちらの商品券等の印刷に係ります費用として148万円、プレミアム付きのテイクアウト支援事業に係りますプレミアム付商品券、こちらの事業に係ります印刷が63万円、計が233万円ということでございます。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。テイクアウト応援事業についてということで、これの内訳をお答えさせていただきます。

まず、消耗品のところ、88ページになりますが、需用費の消耗品の中に5万円、申請をしていただくようにしたいと思っておりますので、用紙代を組んでおります。それから、先ほど財政課長のほうで申し上げましたとおり、印刷代のほうで商品券の印刷を63万円、そしてテイクアウトの事業の補助金といいますか、テイクアウトの原資でございます、これが2,100万円ということになります。この事業は、町内の飲食店等で売上げが落ち込んでおって、外出を皆さんが控えられてる関係でなかなか外食のところも厳しい状態ということで、テイクアウトされてお持ち帰りいただけるものに使えるということで、このプレミアム付商品券を、テイクアウト分を発行したいと考えております。券は、500円という券で10枚つづりを1冊といたしまして、2,500円で5,000円分のテイクアウト券が購入できるということで、実際に4,200冊、1万4,000人の大体3割の方が購入されるということで想定をしております。4,200冊を作成いたしまして、なくなり次第終了ということで考えております。1人につき1回で1冊までの購入ということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。ドローンパーク事業に関する運営の予定、それから内容、コンセプト等につきましてお答えをさせていただきます。

まず、このドローンパーク事業をまち経営課のほうで提案いたしましたのは、コロナ禍で大きなダメージを受

けている三保高原それから和気美しい森、実際に利用者というか、宿泊者数の実績を教えてくださいますと、4月から8月までの実績で三保高原が前年度比90%近い減、それから和気美しい森のほうも80%近い減ということで、非常に大きなダメージを受けております。そういった辺り、コロナが過ぎた後、実際にはなかなか過ぎないんですけれども、コロナ禍の中でも事業業績を回復させる一つの手段として、ドローンというようなもので愛好家がいらっしゃいます。そういった方が飛ばせる場所を、これが全国になかなかないということで、自由に飛ばせるところが、これを飛ばせるところを整備することでドローンという新たなコンテンツの客層を和気町に連れてくると、そういったようなことでこの運営状況の回復に寄与したいというふうなことで、こちらのほう、ドローンパークのほうをご提案をしております。実際の運営につきましては、こちらはあくまで飛べる場所の提供というような形で考えております。指導等、そういったものを行うという予定は、今のところございませんので、実際には申請をしていただいて、飛行許可をこちらですと。町有地ですので、町のほうが許可すれば、広いグラウンドとかそういうところで飛ばしていただくことができますので、その中にはもちろん、ほかのドローンパークをされてるところも参考にさせていただきますと、誓約書とかそういったようなものをもらわれてます。もちろん、30メートル以上離れるとか、そういったようなものを守っていただいた上で、自由に飛ばしていただくというようなことを考えておりますので、どこかの事業所に委託をするとかそういったことについては現在のところ予定はございません。あと、JUIDAの資格者というのは、申し訳ございません、私のほうで何人持たれてるかというのは町のほうでっていうのは確認いたしておりますし、ちょっとそこは町のほうで分かりかねる部分、個人のものでありますので、そちらのほうは回答のほうは差し控えさせていただければというふうに思っております。費用につきましては、西中議員はもう費用の内容を把握されておりましたので、ご説明のほうは省略させていただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 総務事業部長 今田君。

○総務事業部長（今田好泰君） 88ページの19節、負担金・補助及び交付金の指定管理者支援金、これはロマンツェの支援事業の協力金でございます。今現在の状況でございますけれども、8月末の段階で、4月、5月、6月、7月は実際の実績、8月以降は予約状況における見込額を金額に表しますと、610万円ほど、大幅な減収です。令和元年、平成30年度平均でいえば3,800万円ほどあったのが、600万円ほどと今の予約状況でいえばそのようになっております。見込額に売上利益率を掛けて販売及び管理費を引いた赤字額が、約3,300万円になっております。それから、町の委託料250万円、持続化給付金の200万円、雇用調整助成金の約100万円ほどを足したトータルの赤字額は、約2,700万円ぐらいになっております。これからどういった回復が見込まれるか分かりませんが、一応1,000万円を概算で支出して、最終的な精算で処理するという計画でおります。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） 私のほうからは、89ページの償還金・利子及び割引料の説明をさせていただきます。

先ほど議案の第78号で説明いたしました賠償金につきましては、その上の町税返還金の116万1,000円でございます。この873万9,000円というのは大部分がこれは法人町民税の中間申告と確定申告の差でございます。和気町には大手の3社が中間申告で税金をお納めになっておりますが、企業の経営状況におきまして確定申告により企業のほうへ返すお金が約800万円ほど出てきましたので、その企業に返すお金でございます。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。新型コロナウイルスの関係による事業の支援金のことについてご説明をさせていただきます。

これは、一定の期間休業を余儀なくされたことということになっておりまして、売上高が減少している町内の事業所の方に対しまして支援金を、事業を継続していただくために支援をするものでございます。対象といたしましては、緊急事態宣言の期間中を含みます令和2年3月1日から5月31日までの間に2週間休まなければならないとなった事業所で、1か月の売上げが前年同比で20%以上減少した事業主の方が対象ということになります。申請期間等を10月から年内に指定させていただきまして、支援金の金額につきましてはその申請をお受けさせていただいた方一律で10万円を支給するという事で考えております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 大体分かりましたけど、1つだけ。ロマンツェの状況が非常に悪いというのはびっくりしました。かなり大変だなと思うんで、確かにそれは必要だなという感じを持ちました。

あとは、ドローンが和気美しい森だとか三保高原の利用者の減少を食い止めるというふうに言われるのは、ちょっとよく私には分からない形だと思います。逆に、これは聞いてもしょうがない話ですけど、FDDIの経営状態が知りたいというふうなところ、これは個人的な情報なので、それは町のほうでもご存じないと思いますし、それについてはよろしいです。今後、今年度じゃない、もう一年あるんですか、そのドローンの3年間のあれ、そういう中で、今までの事業はどうだったのか、きちっと検証していく必要があるんだなというふうに思っております。

○議長（安東哲矢君） ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、88ページです。

地方創生臨時交付金の中で、持続化給付金のことについてお尋ねをしたいと思います。

単町で単独でやるということですが、対象者については国のいわゆる持続化給付金の対象者ということで、国の対象は50%減ということだと思います。その方については200万円、個人で100万円ということで、それに上乗せをして今回30万円、20万円というようなことのように思いますが、もう少し基準を下げてあげたほうがいいんじゃないですか。そのように僕は思うんですけども、20%ぐらい減をした企業、個人の方にも、国からは出てないけれども、町のほうでは20%減でも出してあげますよというようにして、もう少し手厚くしたほうがいいんじゃないかと思えます。ちょっとそこそこについて考えをお聞かせください。

それから、90ページです。

同僚議員のほうでキッズパークのことも聞かれました。私は、だから1点だけ。

今予定で出されているのが、案として出されているのが、現在シルバー人材センターの方が使われている倉庫が1か所あるというふうに思えます。そこにいろんな物を置いてるんですけども、それを移動するのはどのように考えておられるのかという2点についてお尋ねをします。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。太田議員の持続化給付金のことにつきましてご説明をさせていただきます。

議員おっしゃられたように、新型コロナウイルスの感染症を受けて事業活動に支障が生じてる町内事業者の方に対しまして給付するものでございます。対象者につきましては、先ほどおっしゃられました国の持続化給付金を申請されて受けられた方、それに加えて、金融関係のところにも中小企業信用保険法、いわゆるセーフティ

一ネットという融資を受けられた方、この給付対象事業者、1事業者につき1回限り受け取ることができるということで考えております。このセーフティーネットのほうにつきましては、3種類ございます。これが中小企業信用保険法の第2条という項目の中で4号、5号というもの、それからそれに加えて危機関連保証という第6項という項目がございます。先ほど申しました第5項4号というのは、前年比が20%減のところですが、5項の5号というのは、5%減の申請の方になります。それから、危機関連保証につきましては、15%減という、この方も対象になってまいりますので、それぞれ申請をされると認定証を受け取ることになるとは思いますが、それを持って申請をしていただくというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。太田議員のご指摘のとおり、新しくキッズパークを予定しております場所につきましては、シルバー人材センターの工具、それから多目的公園（交通公園）部分で使いますカート等が入っております。この中にある物は使える物や使えない物がございまして、使える物、使えない物をきちっと精査して、使えない物については処分をします。使える物については、同じ多目的公園内の中に倉庫がございまして、そちらのほうへ移転をしていけば、今の建物の中で十分管理ができるのではないかとこのように考えております。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 1点目の給付金については分かりました。対象者が国の制度の持続化給付金のそのことだけかなと思っていましたので、セーフティーネットの融資を受けられた方ということで、拡大はされてるなというふうに理解いたしました。

それから、2点目のキッズパークの関係なんですけど、使えない物と使える物ということがあると思います。私もちょっと実は見に行ってお話をいただきました。使える物というか、必要な物は、挙げますと、2トンダンブカーが1台、軽トラのダンブが1台、軽トラックが2台、それから軽ワゴン車が1台、乗用の草刈り機が2台、それから自走の草刈り機が4台、それからゴーカートが2台は使えないけど8台動く、使っておる、8台。あと、バッテリーカーですね、100円入れて動くやつが4台、自転車も30台ぐらいあって、そのほかにもドームで使っているグラウンドゴルフですか、そういうふうなものをするもんだとか、いろんなものがあって、これはちょっとほかのところのあそこの管理棟の中に動かせる場所はないなというのを実感しました。したがって、そこを使われてる方がいるんですから、やっぱりそこらにはもう少しきちっと精査をして、きちっとしてから提案すべきではないかなというように今思っていますので、その点はどうでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。屋外に置いても問題ないような物につきましては、屋外のほうへ保管をして、きちっと防犯カメラ等を設置して管理をしていけば問題がないかというふうに考えております。それから、道具類につきましては、先ほど言いましたとおり、既存の施設の中に収まるのではないかとこのように考えております。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） いろいろご心配をかけておりますが、取りあえずあそこの倉庫の中、ダンブとそれから軽四ダンブ、この辺りについては理事長とのお話合いの中で、これから適当な場所を探すからまた相談しようという話はしております。それから、ゴーカートにつきましては、使えない物が5台たしかあるというふうに聞いております。それから、レンタサイクルについては、何かもうかなり古くなったものでそのまま放つとるものがあるようなふうでございまして、これは整理をしていかせていただこうと思っております。それで、倉庫部分は、一部使えるようにはするような設計にしていこうと。それで、あの部分にするのは、国の内閣府の交付金を使いますから、元の場所でキッズルームがあるんです、和室なんかは今あの施設の中へ、その部分もあった

りしますから、そっちで考えておったんですが、いろいろ皆さんのご意見やそういうものを考えたときに、担当のほうもいろいろ検討した結果、あの倉庫のほうが屋外の遊び場へも遊具のところへもすぐ出れますし、そっちもひとつ検討しようじゃないかということで、検討して国のほうへも県のほうへも相談をしましたら、それはそれでよろしいという了解をいただきましたから、そっちへ変わらせていただいとんですが、それなりに倉庫の部分についての整理についてはこれからしっかり考えてやらせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 町長から、これからそういう保管をする場所だとかということは整備をしていくということでございましたけれども、結構数は多いです、確かにね。多いと思います。それで、バッテリーカーなんかは外に出しとくわけにはいかんですよね、やっぱりそれを外に出しとくと雨露にさらされると動かなくなるというようなこともありますから、そういうことをきちっと手当てをしてから私とすればしていただきたい。趣旨については、理解を私も十分しているところです。そういうことも含めて検討をしていただきたいというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第79号を総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第79号は、総務文教及び厚生産業の各常任委員会並びに和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第80号令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第81号令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第82号令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第83号令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第84号令和2年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第80号から議案第84号までの5件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第80号から議案第84号までの5件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第80号から議案第84号までの5件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第85号令和2年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第85号を総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第85号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第86号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第87号令和2年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第88号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第89号令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第86号から議案第89号までの4件の質疑を終わります。

お諮りします。

議案第86号から議案第89号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第86号から議案第89号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第90号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第90号を和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第90号は、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第91号令和2年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第92号令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第93号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、次に議案第94号令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 1つだけお願いします。

184ページの支出で建設改良費650万円、稲坪地内の支障移転ということですが、これは自転車道というか、これは県の工事をしてありますが、それに関連したそういう水道管か何かの移転でしょうか。それを教えてください。よろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） 西中議員の質問にお答えします。

ご指摘のとおり、稲坪地内の初瀬川の工事をしておりますその右岸側の進入路をする予定になっておりまして、そこで水道管が支障になってまいりますので、その分の工事費になっております。

（10番 西中純一君「分かりました」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、議案第91号から議案第94号までの4件の質疑を終わります。
お諮りします。

議案第91号から議案第94号までの4件を厚生産業常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第91号から議案第94号までの4件は、厚生産業常任委員会に付託することに決定しました。

（日程第6）

○議長（安東哲矢君） 日程第6、今回陳情1件が提出され、これを受理しております。

陳情第1号を会議規則第92条第1項の規定によって、初日に配付した陳情文書表のとおり総務文教常任委員会に付託しますので、審議をお願いします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日は、午前9時から和気鶴飼谷温泉事業特別委員会が予定されております。また、特別委員会終了後、全員協議会を開催いたしますので、ご出席ください。

本日は、これで散会といたします。

大変にご苦労さまでした。

午後1時18分 散会

令和2年第4回和気町議会会議録（第11日目）

1. 招集日時 令和2年9月17日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年9月17日 午前9時00分開議 午後2時19分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 若旅 啓太	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 西中 純一	11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 徳永 昭伸	総 務 部 長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一	財 政 課 長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一	税 務 課 長 山崎 信行
民生福祉部長 岡本 芳克	健康福祉課長 松田 明久
産業振興課長 河野 憲一	都市建設課長 西本 幸司
総務事業部長 今田 好泰	教 育 次 長 万代 明
学校教育課長 國定 智子	社会教育課長 菅崎 修
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 7番 居樹 豊 2. 5番 神崎良一 3. 2番 太田啓補 4. 1番 尾崎智美 5. 8番 万代哲央 6. 6番 山本 稔	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第55条及び第56条の規定に基づき、1人40分以内、同一項目につき質問回数4回以内を原則とし、一問一答方式で行います。なお、時間40分は、質問、答弁を合わせてですので、答弁者は特に簡明、的確なる答弁をお願いします。

それでは、通告順位に従いまして、7番 居樹 豊君に質問を許可します。

7番 居樹君。

○7番(居樹 豊君) 改めて、おはようございます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、今回2件お願いしとりますけども。

まず1点は、防災ため池等の点検整備についてであります。

本件については、昨年6月定例議会において一般質問しましたけれども、ご承知のように、地球温暖化によります豪雨災害が頻発しておりまして、県のほうも結果リスクの大きいため池防災策を強化しております。町としても想定外の被害をなくすため、安全・安心のまちづくりを推進するために、この重点施策でありまして、再度今回一般質問するものでございます。

以下、質問要旨4点ほどありますけども、これを中心にお答え願いたいと思います。

まず1つは、本町の新基準によります77か所の重点ため池の現状と課題、それから和気町は今現在ため池が幾らあるのか、その辺も含めての。

それから2点目は、点検は毎年管理者、いわゆる地元区長等が目視点検でやっておりますけども、本当にそれでいいのかどうか。それから、重点ため池の地元の区長方が、私とこのこの池は目視点検はしようけども、重点ため池かどうかというのを多分承知しとんかどうか、その辺も聞きたいと思います。

それから、3点目として岡山ため池保全管理サポートセンター、これは2019年に県が作ったという、それとの連携とか、その辺を十分やっとなかどうかというなことも含めて。

それから4点目、最後はため池等の等がありますように、吉井川水系等のいわゆる中小河川ですね、これらしゅんせつを含む河川改修の今後の対処方針、ましてや吉井川の場合は国管理と県管理とありますんで、その辺も含めて、どういう対応を図られとんかなということを含めてお答え願いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長(安東哲矢君) 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長(西本幸司君) 失礼いたします。

それでは、居樹議員の防災ため池等の点検整備についてお答えいたします。

まず、1点目の新基準による防災ため池の現状と課題は何かについてでございますが、旧基準では、堤高10メートル以上、貯水量10万立米以上といった大規模な池を防災重点ため池としていたのに対し、新基準では、ため池から100メートル未満の浸水区域に家屋、公共施設等があるものなどの基準に基づき選定しており、旧

基準と合わせると大小合わせて233か所のため池が現在ございます。そのうち町内には77か所が防災重点ため池に指定されております。

大規模な浸水被害のあった平成30年7月豪雨では、2府4県で32件のため池の決壊があり、大きな被害が発生いたしました。このことから、万が一ため池の決壊が起これば被害は甚大なものが想定されますので、本町では町民の安全・安心のために、危険性がある防災重点ため池を早急に調査し、改修整備計画等を実施する必要があると考えております。なお、受益がなく利用もしていない危険性があるため池につきましては、平成29年度に1池廃止したところでございますが、防災上廃止できない池もあることから、今後ため池管理者等と協議しながら、慎重に廃止を進めていきたいと考えております。

課題といたしましては、対策に要する莫大な事業費と年数がかかることから、堤体の状況、下流の状況等、総合的に判断し、管理計画に基づき整備していく必要があると考えております。また、ソフト対策といたしまして、国庫補助事業を活用しながら、ため池ハザードマップの作成を今年度から進めておるところでございますが、新基準での防災重点ため池の数が多いことから、ハザードマップ作成に年数がかかることが課題となっているところでございます。しかしながら、町民の安心・安全のために、早期に完成させていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、2点目の調査点検はどこまでやるか、いつまでに行うかについてお答えいたします。

今年度、改修整備の緊急性が高いと判断しております保曽地内の防災重点ため池である長谷池及び新池につきまして、国庫補助事業で大規模な地震が発生した場合の影響について調査を実施中でございます。通常の点検につきましては、取水期前のため池管理者が、ため池管理シートを用い目視調査による報告と、地元区長からの要請により現地確認を随時行っておるところでございます。令和元年度には、岡山ため池防災管理サポートセンターとともに、町内4池の現地確認の調査の実施をいたしました。今後も地元区長及びため池管理者からの情報を基にため池の点検を実施しながら、緊急性の高いため池について、国庫補助を活用しながら調査をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、3点目の県との協議、要請はどうなっているかについてお答えいたします。

現在実施しているため池耐震調査は、農村地域防災・減災事業であり、ため池ハザードマップの作成は農業水路と長寿命化防災・減災事業に当たります。ともに国庫補助事業ですが、県から技術的なアドバイスを受けながら事業を実施しております。また、緊急性が高いため池の点検につきましては、岡山ため池防災管理サポートセンターにも具体的な提案をいただいておりますのでございます。今後も各種事業について、これらの機関に支援を要請してまいります。

次に、4点目の吉井川水系の河川改修の今後はどう考えているかについてお答えいたします。

吉井川水系としての河川改修としましては、現在平成30年の7月豪雨で越流した大前川を、岡山県が下流を基点に延長20メートルの工事が完了し、残り橋梁までの延長45メートルの工事が着手される予定でございます。吉井川水系の河川改修以外の工事としましては、国土交通省が金剛川の吉井川合流部周辺と上流の藤野地内を伐木、伐開し、富士見橋から下流のしゅんせつ工事を今後進めていく予定でございます。また、岡山県管理区間の藤野吉田地内のしゅんせつ工事につきましても、引き続き要望していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、居樹議員への答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 一通りご回答いただきましたけども、まずその中で少し、全体の池の状況は分かりましたけども、ここで重点ため池77か所のそれぞれの地域の管理者もしくは目視点検しとる人が、ここがそういうことに指定されとるといのは把握されとんかどうか、それはもう一般的な管理で、こちらのほうが把握しとる

からいいというんか、それとも地元の人がそれぞれこの池は、自分とこのAという池は、国、県から指定されとる、一応標準基準で、これはこうなんだということは平素から認識しとく必要があると思うんだけど、その辺は十分周知徹底されとんかどうかということをし少しお聞きしたいと思います。

それから、岡山ため池防災管理サポートセンターとの県との協議ということで、いろんな施策、やり方があるんでしょけども、いずれにしても今の目視点検で本当にそれだけでいいのか、というのが、通常というのは、今までも目視点検で何十年もやってきた。それは、そういうことがあっても昨今では想定外があるということ、あくまでも想定外の被害をなくそうというのが私の趣旨でございまして、だから今までこれをやりましたということで、それで万全だというんであればそれもよろしいけども、そこがどうかということ、聞きたいところはそこでございます。さらに、こういうことをしたいということがあれば、その辺も含めてお答えいただければと思います。

それから、岡山ため池防災管理サポートセンターは昨年できましたんで、ぜひこれは、この新聞にも何回も、私もこういうのを取っとりますけども、ため池の管理の市町村支援という新聞がございます。それから、ため池防災策強化、堤防の点検なんかも一緒にやっとります。これも4か所をなんかやったというのがありますけども、その辺はもう少しここを活用されとる、実情は分かりませんので、県のほうもこれはもう市町村の援助をしていくということなんで、もう少しその辺はやっとりますということじゃなしに、本当に連携を密にしながらやっていくということが、そういうことで現地へ行くことやったり地元の管理者、区長方も認識がまた改まると、こりゃあ危ないという、そういう危機感の認識じゃなしに、やはりその辺のリスク管理といえますか、そういうことをまた今以上にやる必要があるかなと思っております。

それから、最後のしゅんせつを含んだ河川改修ですけども、私も個人的には大前川はお聞きしておりますけども、いわゆる和気町の中心地の周辺で言いますと、具体的には金剛川、初瀬川と。初瀬川も30年かけて、かなりですけども結構今下のほうが、私も個別には地元の区長と一緒に県のほうにも言うとりますけども、福富の端から上へ出る下のほうが、これはやっぱり福富とかということじゃなしに、今あそこが万が一でも、下に県のポンプがあります。万が一でもあそこが越流でもし出してきたら、これはもう昔の平成2年の洪水どころじゃありませんので、その辺の認識はどう持たれとるかなと。

それと、県のほうも今年もあれを改修してもらってますけども、その辺のことから、特に吉井川に合流する金剛川、地域が密集しとるし、それから初瀬川ということ、本荘地区なんかはほとんど初瀬川のほうへ流れていくということで、今辛うじて県のポンプが一番最後になって排水しているということになってますけども、その辺の今回吉井川のほうは2社でかなりのことをやっていただきました。今一部、金剛川もしゅんせつの事前段取りだと思うんだけど、その辺はどこまでどういうように、区分の関係も国の管理の区分と県管理とどういう対応の仕方をやるとるんかということ、ちょっと概略を教えてくださいたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、防災重点ため池について地元の方は知っているかということでございますが、都市建設課といたしましては、知っていただいているものというふうに判断しております。もしその点が周知できてなかったといたしましても、今後ハザードマップ等の整備をしていきますので、そのときには必ず全体関係者についてご説明していくということでございますので、漏れはないというふうに思っております。

また、目視についてそれでいいのかということでございますが、これにつきましてはあくまでも目視で原始的なものをまず最初行います。それと、地元区長や地元住民の方に危険性がある、クラックがあるといったものにつきまして早急に教えていただくことによりまして、次の調査、次の工事に進んでいくというふうなことでございますので、一番初期的に大切なものだというふうに思っております。

次に、ため池管理サポートセンターの関係でございますが、技術力を非常に持っております。今後町としましても連携を密にし、工事と調査等を進めていきたいというふうに考えております。

それと次に、初瀬川の関係でございますが、初瀬川につきましては平成2年災で被災しております。その関係上、県が稲坪まで改修をいたしました。そのことによりまして、完成断面ができているというふうに考えております。また、初瀬川のしゅんせつも終了してるというふうに認識しております。

次に、金剛川の国及び県の要望についてでございますが、それぞれ様々な要望方法によって要望しとるのが事実でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） この件については、町長のほうに最後にまとめたいとお答えいただきたいと思いますが、和気町の場合、今度の10年計画にしても、第1番目に基本目標として安全・安心のまちづくりということで、これはみな幅が広いけども、今回はあくまでも防災面の安全ということで、常日頃町長のほうではいろいろ県、国なんか結構押しの強さでやられとるとするのは耳にしておりますけども、やっぱりもうこれからはどのくらい雨が降るか想定外というのがあるもんで、その辺で一番私どももずっと、もう私も平成2年に私の家が2メートルまでつかったところがあるんで、一番下じゃからしょうがないんだけど、そういうのが万が一あったんじゃもう駄目なんで、そのための、じゃから今までやとるから、やとることを繰り返したんではいかなので、その辺を含めてちょっと総括的に町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 防災ため池の件につきましては、先ほど課長のほうでご説明をしたとおりでございます。特に危険性のあるため池、例えば日笠の長谷池であるとか、こういう危険性のある池につきましては、改修を視野に早急に調査等を進めていきたいと考えております。

また、ため池についてハザードマップ的なものもソフト対策もやっていきたいなと思っておるところでございます。町民の安全・安心のために、実施できるようなものを整備をしていくと、その財源確保に努めてまいろうと考えておるところでございます。

それから、吉井川水系のしゅんせつ工事を含めた河川改修についてでございますが、これも先ほど課長のほうがお話を申し上げましたとおりでございますが、取りあえず吉井川水系につきましては、佐伯地内の堤防の補強工事とか、そういうことにつきましても、吉井川下流促進協議会っていうのが、実は今機能しておりませんが、これもひとつぜひ吉井川の改修を、特に井堰の下の大樋の部分の無堤の部分、これなんかはもうぜひやってもらわにゃ困るというので、実はこれはやっていただきまして一つ課題が残ってございましたのは、大樋の谷から出てくる配水の処理部分、それが町で昔やっておりましたから、その樋門を町でというお話があったんですが、これもほぼ国でやってくれるというような方向になっております。それが1つ残っております。平成30年7月5日から8日にかけての集中豪雨、このときにも大樋のところへ大きな穴が空いたんですが、堤防へ穴が空いたんですが、このことについても強く国の河川事務所のほうへお願いをしまして、このあたりのことも考慮に入れながら、この改修をしていただいております。

それから、しゅんせつでございますが、しゅんせつは吉井川の合流点、この河床を下げたいということ、カナミツ工務店の前、これが合流点なんです、これを15万立米、取りあえず下げたいということ、約束しておったんですが、その残土処理をする場所が、実は予定をしておりましたところができなかったということで西大寺のほうまで行きましたから、これが運賃に食われてしゅんせつ土が目標まで行かなかったということもありまして、今実は犬走りをちょっと埋めていただいて、犬走りへかなり入りますから、それも埋めていただくということで、今もう工事していただいておりますが、これで河床を下げていこう、来年もひとつ引き続き予算の確保をしてほしいというのを、横林河川事務所長にお願いを今しながらおるところでございます。

す。

それから、金剛川は前からお話し申し上げておりますように、富士見橋から下、このしゅんせつをぜひ合流点までやってほしいというお願いをしております、これはぜひやりますという約束をしていただいておりますからやっただくんですが、それと併せて伐採を、先ほど課長もお話し申し上げましたが、国管理の金剛川、日笠川の合流点まで行くんですが、これが1億5,000万円でもう入札を済ませておりますから、これも伐採がきれいに、金剛川の前は伐採もできます。それで、しゅんせつ土は実はこれは本年度中には必ずやりますということで、処理場もそれなりに町が何とか探さにかいけません。今一生懸命探しておりますところでございます。ほぼ見通しが立っております。

それから、県管理の今できてないのが火葬場の前、吉田の堤防、あのあたりなんで、あれを和意谷川から出たところから日笠川の合流点まで、これを何とかしてほしいというお願いを知事にも膝詰め談判を私はしようんですが、知事がびっくりしたようなことばかり言うんです。それで、捨て場もなく、捨て場は何かできるかという話もありまして、実は残土処分場を区長方をお願いをしておりますが、ほぼ見通しが立って、今どこだということはここでお話し申し上げられませんが、10割国の事業で県と合同でやらせていただくというので、今計画をやっております、これはかなりの量が入りますから、これが解決しますと町内の建設残土処理はこれで何とか可能だなという見通しを立てておるところでございます。

そういう状況でございます、それから大前川はもう45メートル工事を、これは今年やっただくことになっておりますから、その他の河川改修につきましては、県管理の河川も私が就任してから全部やっただいたと、残つるのはもう金剛川の火葬場の前というふうに私は思っておりますところでございます、まだほかにもありましたら、またご指摘をいただいたら前向きに取り組んでいきたいと考えておるところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、この防災の件は、町長のお言葉があったように、今後とも引き続き本当に安全・安心に向けてお願ひしたいと思っております。

では、次に入ります。

2番目は、観光事業の推進によるまちの活性化についてであります。

少子・高齢化の続く人口減少下の本町におきましては、自然減による人口減少は避けて通れないと私も素人ながら予測しておりますが、移住・定住策の推進とその関係者の努力によりまして、近年社会増による人口増が若干見られておるといふ状況だと思っております。しかし、これらの施策による人口増も先行きは難しいなというように私は素人ながら考えております。

本町の置かれたその環境条件の基で、今後の方向性として、個人的にはそういう社会増ももちろんできればいいんですけども、なかなか施策を打っても効果的でない、結果が出ないということもあります。そういう意味では本町の置かれた状況から見たら、今後交流人口の増加によるまちのにぎわい創出、これがベストじゃないけどもベターじゃないかなというように私は考えております。そのための方策としては、いわゆる観光事業の充実強化が必要不可欠でありまして、それが一番効果的であるかなというように考えておるところでございます。

そして、本町は自然環境が本当に豊かな観光資源、大小恵まれております。それから、山陽自動車道の和気インター、山陽本線の和気駅と交通アクセスもそろっております。ちょっと皮肉っぽく言いますと、不足しているのは観光施策の遅れと申しますか、模索と言うたらちょっと言い過ぎですけども、そうでないかなと。そういう意味で今回観光事業にもっともっと組織を上げて取り組む必要があるのかなと。当然行政としては、いや、今までもやっていますという、やっつとることを皆是認しながら、現状でいいということじゃなしに、現状ではいかんからということで新しい取組ということで、その趣旨からここに書いとるおりでございます。そういう意味で、

観光事業に対する町行政の本気での取組ということを皆さん真面目に取り組んでるけども、やはり物事は本気で取り組まんとなかなか実現しない。そういう和気町の町行政の本気度、それをお聞きしたいと思っております。

内容的には、お示ししたとおり、いわゆる観光プログラムの開発、プログラムというのはいろんな、言葉としてありますけども、観光PR、これに私も1月から12月の観光カレンダーなんかも考えてもらいたいなど。それから、観光事業のいわゆる選択と集中というのは、言葉は出るんだけど、なかなか具体的な中では結構今回の補正なんかでも、スクラップ・アンド・ビルドじゃなしに、新たに追加、追加という、どうしてもなかなかそういうものを縮小することは難しい。そういうこともある同僚議員が軽く言われましたけども、相手はどことは言いません。そういうことも含めて、少し選択と集中、そのためには評価をどうやっとなかなど、判こつてやって、終わってよかったなど。じゃなしに、やっぱり評価をせな、観光事業もそれぞれマル・バツでいろんな項目をこしらえて評価する、そういうことが実際やられとんかどうというの、私もちょっと承知しておりませんが、そういうことを含めて、ただ単なる選択と集中の言葉遊びじゃございません。具体的にそういうことをして、これはもう残念なけども落ちると。次は、もうその間、新たなものがあれば、今地域おこし協力隊の産業振興の観光の方なんか、今新しい取組を、例えば三保高原のサイクリングとかというのも企画しましたけども、新しいことも大事だと思います。そういうことを含めて、あまり今までやっとなる保守的に考えずに、新しい企画も考えながらということで、2つ目はそうです。

それから、先ほどちょっと町の行政の在り方というのも皮肉っぽく言いましたけども、観光推進のための組織体制は、確かに担当課は産業振興課ということで、組織があっても機能せんかったら組織でないんで、ちょっと言い方があれですけども、その辺のもっともっと観光施策に人、物、金を集中することは、これは後、副町長に最後にお聞きしたいと思いますけども、そういう考えがやっぱり町の執行部、トップにそういうのがないと、どこにお金を持っていくかということで、やっぱり観光というのはこれから和気町も人口減少下の先ほど言いました。そういう中では避けて通れないと思ってますんで、その辺の考え方をお示し願いたいと思います。

最後に、やっぱりいろんな大都市なんかを見たら、観光協会とかなりタイアップしてんで、和気の場合、あまりその辺がちょっと乏しいと思っております。私も観光協会の一メンバーですけども、その辺を含めてご回答願いたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

居樹議員の観光推進によるまちの活性化についてお答えをさせていただきます。

まず、観光プログラムの開発についてでございますが、本町の観光施策における課題の一つは、お越しいただいた方の滞在時間の延伸でございます。藤まつり、和文字焼きまつりなど、県内外から多数の方にお越しいただけるようになった季節のイベントがございますが、その一方で年間を通じて楽しめる観光施設という意味では、一つ一つの規模が決して大きくないということもありまして、結果といたしまして滞在時間が短く、地域での観光消費にもあまりつながっていないということが考えられるところでございます。この課題に取り組むためには、複数の観光施設をつないで連携をさせる、新たな魅力を生み出す観光プログラムの開発などの施策は有効な方法の一つであろうというふうにも考えております。健康をテーマにいたしました観光プログラムの開発にも取り組んでおりまして、和気鶴飼谷温泉に1泊するプラン、片鉄ロマン街道を利用したサイクリングやノルディック・ウォーキング、温泉の入浴効果の座学でありましたり、健康への意識が高い方をターゲットに企画したものでございます。旅行会社による商品化の可能性を探る内容でのモニターツアーとして、実施、分析をさせていただいたものでございます。また、そのほかにも観光資源の連携という意味では、アウトドア系の観光プログラムも当然考えられるところでございます。

和気町には、まちの玄関口でありますJR和気駅を通りまして、自転車の愛好家の方に人気の全長34キロ、

高低差81メートル、片鉄ロマン街道がございます。休日など多くの愛好家の皆さんが利用されておりまして、岡山県の観光連盟が出しておりますパンフレットには、さらに短い、サイクリストの方からいいますと非常に距離も短いということもありまして、さらに距離を伸ばしまして、津山から日生の頭島のほうまで、これが全長76キロメートルということになっておりますが、高低差は125メートルと、片鉄ロマン街道を含みます片鉄ロマン街道ルートといたしまして、初心者から上級者までサイクリングやウォーキングで楽しんでおられます。この自転車道、サイクリングロードを活用いたしまして、観光プログラムの開発も検討してまいりたいと考えております。

それ以外にも、また豊富なコースが人気の和気アルプスもございますし、それから吉井川等でカヌーが楽しめるB&Gの海洋センター、それからキャンプやバンガローのことでしっかりお越しいただいております和気美しい森、里山の自然が学べる岡山県自然保護センター、そしてそれぞれ町内巡回観光活動をしていただいた後に立ち寄りたくなる和気鶴飼谷温泉ということで、連携が可能な観光資源がございます。これらを組み合わせることで魅力的な観光プログラムを作ることも可能でありまして、滞在時間の延伸に観光消費の拡大が期待できるところでございます。今後これらを分析いたしまして、形のある観光プログラムに変えていくことで、交流人口の増加につなげていく必要があると考えております。

続きまして、2つ目の観光事業の選択と集中についてでございます。

これまで進めてきました全ての事業に取り組むのではなくて、効果の低いもの、それから当初の目的を達成したもののについては、内容を検証いたしまして、取捨選択すべきとのご意見をいただいたと思います。特に新型コロナウイルスの影響により様々なイベントの中止や施設の入場制限などがありまして、今後はコロナの終息を見据えた新しい様式でのイベントの運営、施設の運営になってまいります。このウイズコロナを踏まえた新たな観光施策の検討を機に、選択と集中についても同時に考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、続きまして観光に係る施策推進の組織体制ということでございますが、現在は議員がおっしゃっておられました産業振興課商工観光係で中心事務を行っております。しかしながら、観光分野におきましては季節によって事務量も大きく変動してまいります。人員も限られておりますので、観光施策につきましては産業振興課の課員全員で当たっているところでございます。また、まちを挙げての大きなイベントになりますと、産業振興課中心にはなりますが、町の職員、他の部署にも協力を依頼しながら業務に当たっているところでございます。

最後に、観光協会との連携についてでございますが、現在観光協会には年間を通しまして和気駅の駅前のレンタサイクルの運営をお願いをしているほか、各種イベントやPR活動等で連携を取りながらやっておるところではございますが、今後、先ほど申しあげました観光プログラムなどを考案していく際にも、効果的な内容になりますように観光協会とも連携を密に取って開発を進めていく必要があると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 一通りご回答いただきました。

まず、一番上の観光プログラム、これぜひ早めに、Aコース、Bコースじゃありませんけども、私は田舎ですけども、例えば東京のはとバスじゃないけども、3時間コースとか、1日コースとか、それから温泉に泊まっただけの1泊2日コースとか、ぜひそういう何かやってみないと、入り口でやっても入り口論争で、これやったってお客が来るもんかと、そんなこと言ったらいつまでたってもできんので、もう入り口論争はやめて、何かやってみようと、失敗しても和気町はひっくり返ることありません。もうその程度のことですから、ぜひそういうプログラムを考えてみてください。

それから、今は岡山駅の地下なんかをプロモーションでやってますけども、もっともっと和気町、そういうプログラムを作ればPRができますんで、やっぱりそれで私が今思うのは、観光カレンダーでもって1月は、和気は何がある、2月は何と、四季折々1年間12月に、大きいのは4月にあります。それから、夏もある。それから、秋もある。冬も、それから温泉やこうあるからね。あとその間が抜けとんで、これ結構各地域から上げてもらえば、私でも知ってる、メジャーじゃないけども、そういうを集めていけば、少しずつ小さいところをバスで回るとかということをするれば、結構楽しいんじゃないかなと思いますのが、何かいうたら、和気町の場合は駅で観光を組んだら、駅へ来たら、例えば日曜、祭日、毎日とは言いません。せめて日曜、祭日ぐらいはそういうコースを作って、それで最終的には昼なんか温泉があるからつかっていただくという、昔からも観光コースだと言っただけでも、遅々として進んでないというのが現状です。そういったときに一生懸命やられとんのは理解しとんですけども、ぜひ答えを出さないと、インプットだけじゃなしにアウトプットをしないと意味がないんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、選択と集中の中に評価ということも、これやっぱり物事というのはやった後、総括、評価、人事でも人事評価といいますけども、観光事業もこれやったときに評価というのを、大変ですけどもそういうことも必要だと思っております。ぜひその辺も考えていただきたいと思ひます。

それから、確かに今課長が言われたように、産業振興課だけでものによってはできるもんじゃありません。やっぱり役場で丸一となつてやると。それと、たしか商工観光というのは地域を取り込んでやらないと、こういうものは地域の本当の意味のイベントにはならない。役場がやっただけということではいかなので、やっぱり地域を巻き込んでのイベント、そういう催しというんか、にぎわいを作るためには、そういうことも少し検討の余地はあると思ひますんで、その辺を含めて私の考え方はそうですけども、時間がありませんので、まとめ的に副町長のほうから、観光全般に対する、副町長にお願ひしたのは特に人、物、金、その辺のことの重点配分、やっぱりやれやれと言うてもなかなかね、人も要れば、お金も要ります。その予算の配分もいろんなことがありますけども、これと和気町の人口減対策とかそういうことにいくと、やっぱり交流人口が少しでもというのと、にぎわいというたらそういうことをしないと、そのためにはやっぱりある程度人、物、金を投入しないと無理なんで、ぜひこういう恵まれた地の利があるんですから、持てる財産をもっともって地元の人が認識して、ぜひ外に向けて強力に発信していただくということで、副町長、よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） いろいろ最後に答弁をしてもらいたいということでございますので、最終的に担当課長もおっしゃいましたように、交流人口を増やすことが、和気町の観光資源をどう使っていくかということが最大のそこに目的があるんだろうと思っております。それから、来年度に向けて観光行政をどうやっていくのかと、予算措置も講じましても全てのことについてできる限りのことをやっていきたいと思っております。

それから、いかなせん、どう交流人口を増やすかという問題については、今後行政運営をどう展開していくかという中にもありますので、今後そういうことにつきましてもご協力、ご支援をお願ひしたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） 今、副町長のほうから総括的にありましたんで、ぜひこれは観光が全てじゃございませぬ。ただ、和気町がこれから人がどんどん減っていく、そういう中でやっぱり観光が大きな一つの目玉じゃないかなというのを個人的には思ってますんで、いろんな施策はあります。だけど、これもひとつ少し頭の隅に付け加えていただくということで、一般質問を終わりたいと思ひます。

○議長（安東哲矢君） これで居樹 豊君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時42分 休憩

午前9時42分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、5番 神崎良一君に質問を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、神崎のほうから質問させていただきます。

今回3点の質問をさせていただきますが、テーマとしては、今後の和気町が発展していくためにはという自分の中でテーマを設けまして、それに沿って質問させていただきます。

第1点目、経済対策についてということで、1問目が地方財政の主たる収入源は交付金と税収と、このように思っております。和気町の人口が減少していく中で、交付金総額も減っていきますし、全体としての収入が減っていくのだろうというふうな危惧するわけですが、では一体両輪であるもう一つの税収のほうはどうなるとかということで、現状の税収、過去10年間の税収の推移を教えてくださいと思います。これがまず1点目。

2点目としまして、多分税収は減少していかざるを得ないのかなと危惧しますが、実際には税収がなければ我々の生活も豊かになりません。そんな中でどのような具体策で税収を伸ばしていくか、検討中の事項があれば、それをお答えいただきたい、これが2点目。

3点目は、特に今コロナ禍の中で経済の発展というか、経済が大きく制限されてる。このような環境下の中で、それでも景気浮揚策は必要であると思います。今検討中の景気浮揚策があれば、それも回答をお願いいたします。

以上、3点について質問いたします。

○議長（安東哲矢君） 税務課長 山崎君。

○税務課長（山崎信行君） それでは、私からは1点目の過去10年間の税収の推移はどうなっているのか、2点目の税収を伸ばす具体策は何かの2点についてお答えしたいと思います。

それでは、1点目の過去10年間の税収の推移、収納金額はどうなっているのかにつきましてご説明いたします。

別紙でお配りしております参考資料にてご説明いたします。

まず、町民税につきましては、過去10年間の年平均収納額は約6億2,000万円であり、個人住民税における増減は少なく、大幅な増減理由は法人町民税の増減が大きく影響しています。これは町内の企業の経営状況に大きく左右されるものでございます。

次に、固定資産税につきましては、10年間の年平均収納額は約7億4,200万円であり、平成27年度が前年度に比べて約5,200万円の増となっております。これは町内に大手の企業の進出があり、家屋の新築、償却資産の取得等が増減の要因でございます。固定資産税の増減には、企業誘致が大きく影響しております。近年は償却資産の減価償却により収納額がやや減少傾向にありますが、来年度は太陽光発電施設による償却資産に伴う固定資産税の増額が見込まれております。

続きまして、軽自動車税につきましては、10年間の年平均収納額は約4,770万円であり、平成28年度が前年度に比べて約1,000万円の増となっております。これは税額の改正によるものであります。

次に、たばこ税につきましては、10年間の年平均収納額は約7,800万円であります。平成25年度が前年度に比べて約1,300万円の増となっております。この増額につきましても、税額の改正によるものであります。

続きまして、2点目の税収を伸ばす具体策は何かにつきましてご回答させていただきます。

これは課税額でご説明させていただきます。

税収を伸ばす具体策の一つとしましては、まず企業の誘致だと考えております。具体的には、現在整備を進めております矢田工業団地への優良企業の誘致に取り組み、固定資産税及び法人町民税の増加、従業員が和気町に住所を有すれば個人住民税の収入増にも期待が持てます。また、本町は中山間地域でありながら、光回線が全町に整備されている環境を生かしてのサテライトオフィス等の誘致により、雇用の創出、ひいて言えば個人住民税の収入額の増加につながると思います。

また、先ほど述べさせていただきました、近年におきましては太陽光発電施設の新設により、固定資産税、償却資産の増加現象が現れております。このような施策が税収を増加につなげる施策と考えております。

以上、神崎議員のご質問へのご回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 産業振興課長 河野君。

○産業振興課長（河野憲一君） 失礼いたします。

神崎議員の経済対策のコロナ禍のもとでの景気浮揚策は何かということのご質問につきまして答弁をさせていただきます。

今回の新型コロナウイルス感染拡大による影響で、町内におきましても中小事業者の方を中心に経済的な影響を受けられている事業主の方が依然としてたくさんおられるというふうに思います。現時点で把握をしております町内の中小事業者の支援に対する申請の状況も含めまして、まず資金繰り支援の融資でございます。セーフティーネット4号に基づく認定申請が19件、同じく5号に基づくものが9件、危機関連保証の6項に基づくものが43件というふうになっておりまして、6月にご説明させていただいた時点と比較いたしましても、4号の申請が8件、5号の申請が5件、危機関連保証の6項が23件と、それぞれ増加をしております。これらの状況を踏まえまして、町内においてタイムリーな支援を実施するために、今後におきましても実情把握に努めるとともに、県内の他の自治体の取り組んでいる支援策につきましても引き続き情報収集しながら、可能な限り支援を継続していくことが必要であると思っておりますが、このコロナ禍の終息につきましては全く先が見えない状況が続いておりまして、これからはアフターコロナを見据えながらも新型コロナウイルスと共存といえますか、共存しながら活動するウイズコロナの考え方がより一層重要になってくるということが考えられます。

このことからしましても、今年度につきましてはゴールデンウィークの期間中の藤まつりをはじめ、8月の和文字焼きまつり、和気町の観光の柱となりますイベントを含む多くの行事が中止を余儀なくされましたが、景気浮揚策を考えますと、まずは現在停滞したままになっております人の往来をいち早く回復させていくということが重要であると考えております。このコロナ禍において3密を避け、ソーシャルディスタンスを徹底するなど、取決めを考えまして、今後につきましては先ほど申し上げましたウイズコロナの考え方を加味しながら、本年度中止となりました藤まつりでありましたり、集客が期待できるイベント、それから様々な活動を安心・安全対策のもとで実施していくことによりまして、再び人の往来が生じ、その往来が地域経済の歯車となって、景気浮揚につながっていくものと考えておりますので、そのときそのときの状況にもよりますが、それを考慮しながら積極的に取り組むべく検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 資料もいただいたので、資料について若干、質問ではないんですけど、10年間、平成22年から令和元年までの税収全体、それからさっき個別明細、特に内容についてはたばこ税、軽自動車税関連については税額の増加だということで、これを見ましたら平成22年から令和元年までの増加率というか、実際減ってるんですけど、パーセンテージで言うたら、たった0.9%しか減ってない、ほぼほぼ一緒なんですよ。

もう一枚、これは違う資料をくれてるんで一緒に見ていただいたらいいんですけど、参考資料で平成22年度の人口が出てるでしょう。平成22年度が1万5,692人で、令和元年度が1万3,987人、これ10.

9、つまり11%減ってる。人口が11%減ってるにもかかわらず、税収は0.9%の減収で収まっているのはなかなか、私が思ってた数字よりも違うので、税収はもっと落ちてると、人口比ぐらいに落ちてるのかなと思ったんですが、今言ったように税額のアップ等があるんですけど、実際は固定資産税の3,800万円、10年後を比べてみると増えてるのが大きいですね。当然国民健康保険税は人口が減ってるので仕方がないのかなという数字なんですね、7.8%の減少ですから。人口の減りよりまだ少ないというなことをしますと、なかなか税収は、これでいいとは言えませんが、頑張っておられるなど。

それと、今お答えの中にあつた太陽光の税収が今後は見込まれるとおっしゃられたので、これについてはまだ具体的な数字には出ないでしょうけど、和気町はゴルフ場を3か所をやめて、全部ゴルフ場から太陽光に変わるということで今工事が進んでいるところ。それが順次太陽光発電を行っていきだすと、それが税収に変わってくるのかなと思うと、非常に何か先行きが若干でも見えてきているのかなと。また、そういうあたりはしっかりと税額をつかんでいただいて、和気町の税収に寄与するんだということをまた教えていただけたらと思います。ありがとうございました。

それと最後、景気浮揚策については、今おっしゃったようになかなか難しい中でもイベントができてないということでの景気減退というのはあるので、やっぱり藤まつりだったり和文字焼きまつりを何とか来年度復活させていただいて、これをいかにこのコロナ禍の中でやれるかというのをまずやっていただくというのが、人の往来を増やし、それが和気町の景気回復になると信じておりますので、それは期待しております。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 続きまして、2点目、和気町の発展のためには、和気閑谷高等学校、これの存続、発展が必須課題となります。現在は厳しい入学者といますか、生徒数なんですけども、この辺についても県の管理下にありまして和気閑谷高校ですが、和気町全体として守り立てていきたい、このように考えてますので、次の3点についてご質問させていただきます。

まず1点目、和気町の教育委員会は、和気閑谷高校の現状をどのように把握されているんだろうか。一言で言えば、今の生徒数、今年の入学者数等々をつかんでおられて、それが今県が言ってる3年後受験者が100人を下回るのが2年続くと募集を取りやめるという非常に厳しいようなことも聞いている中で、もうあと3年となればいよいよ目の前に来ましたので、そのあたりの現状をどのようにつかまえておられるかということが1点目。

2点目、同校の持続発展に向けての対策は何かと、同じ町内で和気閑谷高校と同じように発展していくためには、町としても何らかの対策を考えておられると思いますので、その辺りをお聞かせいただきたい。

それから、3点目、同校の持続発展に協力していこうとすれば、どうしても管理者である県や、それから力強いといえますか、OB会、同校の同窓会等とも連携をしなければならぬと思います。OB会や県との連携はどのように今されているのだろうかと、これが3点目になります。

以上、3点についてご質問いたします。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼いたします。

神崎議員の県立和気閑谷高等学校の持続発展についてのご質問に答弁をさせていただきます。

最初に、和気閑谷高校持続発展に向けた和気町としての基本的な考え方を述べ、その後で議員からいただきました3点について順次ご答弁をさせていただけたらと思っております。

町としましては、和気閑谷高校が和気町にあることの意義は大変大きいと考えております。例えば高校があることにより駅前のにぎわいの創設、活性化や和気駅利用者数の確保にもつながり、さらには高校があることによるまちのイメージアップ等々、まちづくりの観点からも大変重要な要素であると考えております。

また、和気閑谷高校は、日本で最初の庶民のために開かれた閑谷学校を源流とした歴史と伝統のある学校でも

あります。教育のまちをスローガンにまちづくりを進めている本町におきましては、必要不可欠で貴重な存在であると考えております。町民に長きにわたり親しまれ、多くの卒業生を輩出している和気閑谷高校の持続発展に対し、でき得る限りの支援をしてまいりたいと考えております。

ご質問の教育委員会による県立和気閑谷高校の現状把握はどうかについてですが、現在和気閑谷高校が進めておられる魅力ある教育の推進状況と高等学校存続に向けての生徒数の現状、この2点につきまして教育委員会として把握している範囲でお答えし、現状把握の答弁とさせていただけたらと思っております。

1点目の和気閑谷高校の教育の現状ですが、令和元年度からの3年間、文部科学省より地域との協働による高等学校教育改革推進事業、地域魅力化の指定を受け、研究に取り組んでおられます。研究の主な内容としては、総合的な探求の時間を活用し、地域課題に焦点を当てた課題解決型探求学習であります「閑谷学」に重点を置いたカリキュラムを編成し、商工会をはじめ、地元企業や自治体など、地域と連携した探求学習を進めておられます。昨年12月19日と今年の2月1日には、学習の成果を発表する発表会も催され、私も参加をさせていただきました。その会を通して私が感じたことですが、生徒たちの発表する態度、また真剣さ、また発表内容のすばらしさ、大変奥深いものがありました。さらにこの発表会には全国各地から教育関係者をはじめ、地元の多くの企業の方や一般の方も参加されておられ、大変私自身も驚きました。地域と密着した発表となっていたと思っております。そのほかにも自分の弱点を克服し、学力向上を図ることを目的に、他の県立高校に先んじてタブレット端末を活用したICT教育にも積極的に取り組んでおられます。さらに昨年12月23日には、地域と連携した魅力ある教育推進を目的とした学校運営協議会を設置し、公立高校としては県下で初めてとなるコミュニティ・スクールとしてスタートをされておられます。

次に、2点目の生徒数の状況についてですが、議員もご承知のとおり、県内の多くの高等学校の課題として、少子化による生徒数の減少や都市部高校への志願傾向の高まりなどから、特に郡部の高等学校において募集定員の確保が難しい状況が続いております。和気閑谷高校におかれましても決して例外とは言えない状況であり、先ほど議員からお話がありましたように、本年度は定員1学年120名のところですが、1年生が100名を割り込むというような結果になっております。もし令和5年度、6年度、2年続けてこのような状況になれば、現在岡山県教育委員会が進めておられる再編整備の対象になるということも予想され、大変危惧をしておるところでございます。なお、本年度から募集人数を増やし、全国から募集をしております12名枠に対して8名が入学してきたと聞いております。

以上、現状の概要とさせていただきます。

次に、同校の持続発展に向けての対策は何かについてでございますが、現在高校が進めている地域と連携した魅力ある教育の推進に対し、高校側の要望を踏まえた支援を行うことが非常に大切であると考えております。現在町として行っている主な支援としましては、1つ目として、町費任用職員である地域おこし協力隊員を高校に派遣し、地域協働学習実施支援員として、また地域連携コーディネーターとして、生徒の学習や活動の支援を行っております。そのほかにも英語研究部というのがありまして、その活動支援として、外国人との交流の場の設定や、高校と町が行っております公営塾とがタイアップして行うイングリッシュフェスタという行事があります。その計画実施にも携わっております。このイングリッシュフェスタは、町内の小・中学校の児童・生徒と和気閑谷高校生を結びつける有意義な活動ともなっております。

次に、2つ目として、ご存じのとおり赤穂線沿線からの和気閑谷高校への通学する生徒に対する支援ということで、備前市や瀬戸内市方面から通学する生徒もおりますので、その利便性確保という観点から、備前市と相互乗り入れによる形で公営バスを運行しております。本年度は3名の生徒が備前から利用しておると聞いております。

3つ目として、本年度より5年間、全国から安定的に生徒を確保するための活動支援ということで、地方創生

推進交付金を活用し、財政的な支援も行っておるところでございます。今後も高校との連携を密にし、現在の支援策に改善を加え、継続的な支援を行うことで和気閑谷高校の持続発展につながるものと考えております。

最後に、県や同窓会との連携策は何かについてであります。教育委員会としましては、あくまでも高校を窓口には高校側の要望を踏まえ、町としてできる限りの支援をしていくという姿勢でございます。高校との話合いの中で県や同窓会等との連携が必要となれば、高校の意向を踏まえた対応をしてみたいと、現在も何度かそういう関係機関の方ともお話をしたというような状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 和気町の姿勢、それから和気町の支援策の具体的なところをお答えいただきました。

和気町が今いろんなことで和気閑谷高校に支援をしようとしているのは、あと旧日笠小学校を、今おっしゃられた全国募集12名のうち、今8名来られてるんですが、その寮にどうかという提案もされて、最終的にはこれは実現にはならなかったんですが、そういうことで支援をされていってるのは聞いております。特に今まで頑張られた香山校長がこの4月で代わられて、新しい藤岡校長が来られているので、当然よくはつかんで来られると思いますけども、いろいろなことでまた引き続き連携を密にさせていただいて、今教育長からの話があったように、高校の要望は何だというそのあたりをしっかりとつかんでいただくということかなと、それを教育委員会だけでなく、我々住民もいろんな形で支援をしていきたいと、このように思います。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 最後、3点目、防災なくして和気町の発展は当然ないと。今年もまだ台風シーズンは完全には終わってませんが、台風による大雨、川の洪水と、こういうことが絶えず毎年繰り返し行われてきます。

3点目は、防災対策について、3点お聞きいたします。

現在、新型コロナの終息がなかなか見えない状況の中で、避難場所での3密の回避等、今までの防災対策では十分でないということが多々あると。この前も議会の中で、県、それから市等と備前市とかと共同して研修会が開かれたという報告もあり、あの中にも今回の答えのようなことは出ておったんですが、再度改めてコロナ禍での防災対策についてお聞きしたい。特に従来の変更点は何だろうかというところをお答えいただきたい。

2点目、昨年から各地区、特に区単位で防災マップの作成が進んでいると聞いています。現在の防災マップの作成状況はどのようになっているのでしょうか、それをお聞きします。

最後、3点目、その作成されつつある、もしくは作成された各地区での防災マップ、この活用が自助といふかな、防災のときの自助が主となるんですが、自助の大きな助けとなると私は考えます。防災マップの作成されたものの活用、これは今後どうしていくのか、その方針についてお答えいただきたい。

以上、3点について質問いたします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼をいたします。

それでは、神崎議員の防災対策についてお答えしたいと思います。

まず、コロナ禍での防災対策において、従前と変更した点は何かというご質問でございますが、新型コロナウイルス感染症の流行によりまして、避難所内での感染拡大のリスクが高いということがニュースでも取り上げられており、災害時の避難方法や避難所での感染症対策は大きな注目を集めるようになりました。

まず、避難の方法についてですが、これまでの避難所への避難のほか、在宅避難、それから垂直避難、親戚、知人宅への避難など、様々な選択肢をお知らせすることといたしました。これは新型コロナウイルスなどの感染症が流行する中で、災害時に避難する避難所内が密集、密閉、密接の3密状態になりやすく、避難所で感染症が拡大するおそれがあるというふうに言われているからでございます。しかし、感染症への感染を恐れて避難

しないのではなくて、避難の危険が迫れば今までと同様に避難していただく必要があるため、改めて自宅の災害リスクを確認していただき、リスクが少ないのであれば自宅の2階などに避難する在宅避難や垂直避難、リスクがある場合でも、避難所への避難だけではなくて、安全な親戚、知人宅への避難も選択肢として検討していただきたいというふうに考えており、このあたりの広報啓発を行っております。

次に、避難所での感染症対策でございますが、日本の避難所は諸外国と比べて環境があまりよくないというふうに言われています。その原因として、今までは体育館のような広いスペースの床で雑魚寝をしている状況や、仕切りなどプライバシーへの配慮がなかったことなど、様々な要因が挙げられます。東日本大震災の際にも、福島県の避難所内でノロウイルスが流行したという例がございましたが、当時はあまり注目されることはありませんでした。そのような中で感染症対策として避難所内の世帯同士の間隔を2メートル空けること、今までは個人だったんですが、今度は世帯というふうになりました。2メートル空けることや、飛沫感染を防ぐためのパーティションの設置などが推奨されるようになりまして、避難所の環境が大幅に現在改善をされております。

本町におきましても、昨年度からトイレの洋式化、それからパーティションの購入など、避難所環境の改善に取り組んでおります。また、今年度から感染症対策といたしまして、避難所担当職員を特に開設時は2名から4名に増員するとともに、職員にマスク、それからフェースガードの着用、受付での検温や体調確認を行いました。発熱者や体調不良者のスクリーニングを徹底することとしています。さらに避難所のスムーズな開設や感染症対策を行うために、出水前に避難所担当職員がそれぞれ配置されている避難所に行きまして、鍵の解除方法や備品の確認、避難スペースの確認などを行いました。8月17日には、岡山県備前県民局と共催で新型コロナウイルス予防対策を図った避難所開設訓練を行い、受付手順の確認、それから避難者同士の間隔を2メートル空けたレイアウトなど、確認を行いました。今後も引き続き国や県から情報収集を行いながら、災害時の体制を整備してまいりたいというふうに考えております。

次に、各地区の防災マップの作成状況についてでございますが、昨年8月に和気地域、佐伯地域、それぞれ研修会を行いました。地元に対してご自分の自主防災組織で作っていたわがまちハザードマップの作成をご提案をさせていただきました。現在、稲坪区と日室台区が完成しております。曾根区もマップが出来上がり、最終確認中という状況になっております。そのほかの地区につきましても、防災マップをご提案させていただいてるんですが、ちょうど仕上げの段階でコロナの感染症対策ということで、なかなかまとまっていないというのが現状でございます。本町では自主防災組織の活動支援補助金を活用した防災マップ作成のための町歩きなど、作成手順も提案させていただきながら、全地区わがまちハザードマップ作成事業を今後も進めてまいりたいというふうに考えています。

そのマップの活用方法についてでございますが、これは現在全世帯に町が作成しましたハザードマップをお配りしているところですが、それとともにお住まいの地域の防災マップを配布したいというふうに考えております。ハザードマップや地区が作成する防災マップが、自宅や自宅から避難所への災害リスクを把握するための重要なツールとなりますので、それらを基に町民の皆様にはぜひ一度自宅周辺の危険箇所、避難経路、避難場所等をご確認いただきたいというふうに思います。

それから、東備消防組合のほうでも現在災害避難カードというものを作成しております。その普及を行っております。こちら各自主防災組織のほうに町のほうからご提案をさせていただいております。この災害避難カードも防災マップの一つとして、住民の皆さんの防災意識の高揚を図る上で重要であると考えておりますので、今後も自主防災組織や東備消防と連携しながら、各種防災マップの作成や計画づくりを引き続きご提案させていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番(神崎良一君) 最後の防災マップなんですけど、これは作ってみたら分かるんですけど、ただそこが水が流れてきて危険だというだけの指摘じゃないんですよ。作ることに意味があって、住民でみんなで歩いて、自分たちの地域がどこが大水のときに流れやすいか、風が吹いたら何が飛びやすいかというのをみんなで見て回って作るんで意識が高まる。それとあとは、避難経路の確認ができる。あともう一つは、どこに独居の人がおって、その人の健康状態が悪いから、この道を通ったらええとか、この道は通れんとか、そのときにお昼であれば、隣の若者は出ていっとるから3軒隣の誰々が動いたらええなど、そういうことを考えるのが防災マップを作る意味なので、出来上がったもの、特に国が作ったものが危ねえ危ねえというよりは、まず自分の地域を自分たちで歩いてみて、どこが危険なんかというのをしっかりと把握する、これがまず一番大切な防災の意識だろうと思う。特に今言った、体が不自由な人がこうだとか、独居の人がこうだというのは、これ1年ごとに変わるので、一回作ったから5年ええとか、10年ええとかという話じゃない。毎年やっていく、更新をしていくというのが防災マップの意義だと強く私は思いますので、その辺も併せていろんな政策をしてくれている中で一緒に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(安東哲矢君) これで神崎良一君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(安東哲矢君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、2番 太田啓補君に質問を許可します。

2番 太田君。

○2番(太田啓補君) それでは、一般質問をさせていただきます。

まず1点目、岡山県立和気閑谷高等学校の存続、発展についてでございます。

岡山県東部に位置する県立和気閑谷高等学校は、今年で創学350周年を迎えます。従来から岡山市以東には普通科のある県立高等学校は、西大寺高校、瀬戸高校、邑久高校、備前緑陽高校、和気閑谷高校というように、5校あります。ここ数年で統廃合された高校もありますけれども、伝統的にはこの5校でございます。その中であって和気閑谷高校は、私たちのまちに存在をしています。和気町の職員の方々はもちろん議員の中にも和気閑谷高校の卒業生の方が多くおられることと思います。私もその一人ですけれども、私が在学していた当時は1学年350人、総勢1,050人の学生が勉学にいそしんでいました。現在をご承知のとおり、1学年が120人で総数360人と、学校の規模も小さくなってきています。

先ほど教育長のほうからご説明がありましたように、2013年度から2年連続して受験者数が100人を下回れば統廃合の学校編成の対象校になっていく、80人を下回れば生徒募集が止まっていくというような状況にもなっていると聞いております。そのようなことにならないために、先ほど言われたような支援策を現在和気町としてもしていただいているということになってはいますが、学校とすれば定員120人とは別に全国募集枠として年間12人の県外募集が許されており、昨年が2人、今年は8人の生徒が全国枠で入学をしてきているところです。しかし、現実の問題として、全国募集をしてみても、生徒が生活できる環境が整わないと本格的には受験生が集まらないということは自明でありますし、何よりもこの地域の生徒たちが和気閑谷高校を受験するという魅力ある学校にしていくことが重要だろうというふうに思います。

現在、和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中、和気閑谷学校の魅力化事業も展開をされているところで、先ほど言われたように、特に地域おこし協力隊員がここに2名派遣をされて、教職員の現職の中で大変に喜ばれている有意義な支援であるというふうに考えています。しかし、様々な支援を施しても、一朝一夕に効果が

出るものではございません。そこで、今後において和気閑谷高等学校の存続発展に対して、和気町としてさらなる支援をどのような形で行っていくのかということをお聞きしたいと思います。

まず、1点目の地域との協働による高等学校教育改革推進事業についてですけれども、これにつきましては先ほど教育長のほうで同僚議員の質問にお答えをされました。1点だけ教えてください。

生徒の大半が和気町、赤磐市、備前市から進学をしてくるということがございますので、その市長、町長が学校運営協議会に参画をしているということですので、その中の議論の内容はどのようなことがされているのかということをお1点教えていただければというふうに思います。

それから、大きな2点目として、行政としてできる支援策についてお尋ねをしたいと思います。

1点目が、ICT教育による支援はできませんか。和気閑谷高校は3年前からICT教育に取り組んで、全員の生徒がタブレットを所有することになっています。タブレットは3年間のリースでございますけれども、個人が負担をしてリースということになっています。和気閑谷高校に通う生徒は、和気町内はもちろんですが、備前市、赤磐市が中心ということもありますので、学校運営協議会に参加する2市1町で協議をして、非課税世帯や独り親世帯など、低所得者への補助は考えられないでしょうか。補助制度というものは考えられないかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、2点目が和気閑谷高校に通う生徒に対する通学定期券代への助成は考えられないかという点です。

以前、和気駅の利用促進を目的として和気駅を利用し、通勤通学をする町民に通勤通学の定期代への補助をしたという経緯がございます。和気閑谷高校への進学を考える上で、通学代が少しでも低額になる補助をしていただけたというようになれば、一つのメリットにはなるのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

3点目が、同時に通学手段を確保することも重要であります。例えば片上鉄道があった時代は、現在の美咲町、とりわけ柵原や吉ヶ原あたりからも多くの学生が和気閑谷高校に進学をしていました。現在は通学手段がないために津山市内の学校に通う生徒が多くなってきて、ほとんどと言ってもいいほどになってきています。例えば現在赤磐市広域路線バスは、吉井地域から和気駅までの通勤通学時間帯に走っているようですが、それをもう少し美咲町のほうまで延ばすという、美咲町との連携が必要ですが、柵原付近まで延長することによって、学生あるいは通勤の交通手段とならないかというふうに考えています。備前市からは、少数であっても高校生がバスを利用して通っていますけれども、和気閑谷高校への進学選択肢の幅を広げる観点からも、検討してみたいかがでしょうか、これが3点目です。

あと最後になりますけれども、最初に述べましたように、和気閑谷高校は今年で創学350周年ということで、350周年記念事業としてふるさと岡山“学び舎”環境整備事業としてグローバル人材育成のための国際交流拠点からプランを立ち上げて、創学30周年記念会館の内部を改修して、国際交流拠点や部活動の活性化等を目的として整備することにしています。整備内容としては、3階を宿泊施設として改修改善、浴室の改修、トイレの改修、そして1階の食堂の改修などですけれども、全国募集を開始している和気閑谷高校としては、宿泊施設、それが学生寮か下宿かアパート生活というのは別にして、そうした宿泊をする施設の課題を避けては通れません。そこで、大枠で結構ですので、学生寮など何かの支援策はお考えでしょうか。

以上4点、お尋ねをしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼をいたします。

太田議員の県立和気閑谷高等学校の存続、発展についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、地域との協働による高等学校教育改革推進事業の現状はについてのご質問の中で、運営協議会での議論の状況とその話し合いの内容、すなわちコミュニティ・スクールとしての取組の内容についてのご質問がありまし

たので、私よりご答弁をさせていただきます。

最初に、ここで少しコミュニティ・スクールということについて説明をさせていただけたらと思っております。コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律がありまして、その定めによる学校運営協議会を設置した学校を指しております。学校運営協議会とは、学校運営や学校運営への必要な支援に対して協議することにより、学校、家庭、地域が一体となって、より質の高い教育を提供し、特色ある学校づくりを進めていくということを目的に、保護者や地域住民、学識関係者などの委員で構成された協議会で、その主な役割として、校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること、学校運営について教育委員会、または校長に意見を述べるができる、あるいは教職員の任用に関して教育委員会に意見を述べるができることと法律に定められております。

和気閑谷高校の学校運営協議会は、和気町、赤磐市、備前市の2市1町の首長、教育長、商工会をはじめ、PTAや同窓会、関係機関の代表者や和気閑谷高校の校長、岡山大学の教授など15名の委員により構成されており、会長を草加町長が務められておられます。また、私も委員として参加をさせていただいております。この協議会は年3回開催され、第1回の協議会では、これはもう既に終わりましたが、学校経営計画と予算の承認について協議されました。また、第2回では、学校評価の中間報告と魅力化推進のための職員の任用について意見交換をすると聞いております。また、第3回では、学校関係者評価と次年度の教育課程編成を含めた学校経営計画について協議をする予定となっております。また、この協議会で新入生や卒業生の動向をはじめ、学区の中学3年生の進路希望状況などの報告も行われております。さらにこの協議会の議論を踏まえた具体的な実働部会として3つの部会がありまして、1つ目は小中高接続部会、産学官連携部会、高大接続部会の3つの部会を設けており、学校運営協議会とこれらの3つの部会が一体となり、地域と協働した教育改革推進事業に取り組んでおるところでございます。

例えば、取組の一例としては、昨年度の協議会で学校での学びと地域の事業所での実習を組み合わせた学校設定教科「地域協働探求」という授業がありまして、この授業のプログラムを取り入れた教育課程を編成することで、皆さんで意見交換をしました。その授業内容についても、いろいろ高校側の説明や委員による意見交換をし、より地域と密着した活動になるよう授業プログラムの改善を図ったというようなこともありました。和気閑谷高校におかれましては、コミュニティ・スクール制度、この制度を活用し、和気閑谷高校の教育目標であります地域と協働する探求人の育成というのを目指した様々な取組を進めておられるものと思っております。何分高等学校の教育ですので、私自身理解不十分な点多々あり、十分な説明にはなっていないのではないかなど大変心配しておりますけれども、議員からいただきました学校運営協議会、コミュニティ・スクールについてのご答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、私のほうからは太田議員からいただいたご質問のうち、行政としてできる支援策に関するご質問にお答えしたいと思います。

和気町では、和気閑谷高等学校への支援といたしまして、和気町まち・ひと・しごと総合戦略における取組として、地域おこし協力隊の派遣による魅力化への取組、地方創生推進交付金事業を活用したソフト、ハード両面の支援を行っております。

まず1点目、ICT教育への支援につきましてでございますが、こちらは地方創生推進交付金事業の中で、今年度よりW i - F i環境強化のための回線の整備に係る支援を行うこととしております。太田議員のご質問では、和気閑谷高校の生徒が個人負担をしているタブレット端末への費用助成ということでございましたが、対象が町内だけではなく、町外からの生徒を多数含む、そういったことと別の高校に通う町内の高校生、そういった

方たちとの兼ね合いから、助成はなかなか難しいのではないかとこのように考えております。学校運営協議会で備前市、赤磐市と協議して助成をとということにつきましては、和気閑谷高校が協議会の事務局となりますので、議員のほうからそのようなご提案があったといったことを事務局のほうに情報提供させていただければなど、そのように考えております。

次に、2番目、通学定期券代への補助につきましてですが、こちらも対象者のほぼ全てが町外からの生徒になるというふうに見込まれます。そういったことから、こちらも非常に難しい事案であるというふうに考えております。

次、3の赤磐市の広域路線バスの活用につきましてですが、片上鉄道沿線地域活性化対策協議会での協議において、平成23年9月末をもって美咲町がバスの運行から抜けられたと、そういった経緯が過去にございます。ルートの再開等につきましても、美咲町だけではなく、関係自治体との協議等、様々な協議が必要になってまいりますので、そういった面からこちらも非常にハードルが高いものであると考えております。

また、4の350周年記念事業と全国募集への支援という部分では、全国募集への支援といたしまして、地方創生推進交付金事業の中で都市部で中学生親子に向けた合同説明会である地域みらい留学フェスタ、こちらの開催に係る支援や実家から離れて下宿を行う生徒に対する家賃等の補助、そういったようなものを実施することとしております。

まち経営課といたしましても、市街地の中心部に所在する和気閑谷高校の存在は、まちのにぎわいや和気駅の利用などといった面で非常に重要なものであると考えております。今後も都市部で実施する町の移住や観光のキャンペーンと合わせて和気閑谷高校の魅力の紹介を行うこと、そういったことなど、そういった支援とともに、教育委員会、また高校と連携をしながら、高校の希望に沿える形で町内や近隣市町からの入学者も増加させるような方策や支援を考えてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） 時間がありませんので、一応私が提案させていただいたことについては非常にハードルが高いというようなご答弁でございましたけれども、和気閑谷高校を存続するという観点から、町民ではなくても、そういう観点から今後ともご検討いただければというふうに思います。時間がないので、もう答弁は結構です。よろしくをお願いします。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、2点目の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

今定例会では、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金、いわゆる第2次補正予算における国庫補助事業をいかにするのかという課題が大きなものであるというふうには思います。様々な事業計画が町の当局より提案をされ、本会議においても、また各常任委員会や特別委員会においても、議論、検討がされているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症によって、貧富の格差が改めて浮き彫りにされました。IT企業が大きな利益を上げ、米国では大学院を出た人は50%以上が在宅勤務をすることができるけれども、大学を卒業していない労働者で在宅勤務ができるのは13%にすぎないというように言われています。大なり小なり、日本においても同じようなことが言えるのではないのでしょうか。日本における新型コロナ関係での解雇、雇止めをされた人が5万4,000人を超えたというふうに言われていますけれども、朝日新聞のアンケートによれば、年収400万円以下の世帯では70%が減収になった。そして、年収が600万円以上の世帯では60%が変わらない、あるいは増えたとしています。アンケートによっても格差の拡大が見てとれるところです。

また、特に影響が大きかった業種は、運輸、販売、飲食、医療・介護・福祉などでありまして、世界的

にもこれらの業種はエッセンシャルワークという、大切な仕事をしているというふうに言われて、呼ばれるようになりましてけれども、新型コロナでの死者の40%近くが福祉施設で起きているということも世界で共通する状況のようです。羽ぶりよく稼げるだけ稼ぐ時代は終わろうとしています。人間社会が本当に必要とすることを担う労働者が、そして全ての人間が当たり前の生活ができる社会に転換をさせていかなければならないと思います。これから冬に向けて、季節型インフルエンザと新型コロナウイルスとの混合で、医療機関が戦々恐々の事態になることは容易に予測ができます。

そこで、何か質問をさせていただきたいと思います。

1点目が、医療機関への支援策についてであります。

和気町は、本庁舎と和気鶴飼谷温泉に来庁者の体温を瞬時に測ることができるサーマルカメラを現在設置をしています。これはデモ機というふうに言われていますけれども、購入のための議案も今議会で提案をされています。そこで、和気町内の病院や医院が、サーマルカメラの設置希望があれば購入費に対して助成をするというようなことは考えてはいかがでしょうか、それが1点目です。

2点目、入院施設を有している医療機関や介護福祉施設は患者への、入所者と家族、親族さえ原則面会ができない事態になっています。通信手段が発達した昨今では、リモート面会などの手段も利用者の方々にとっては喜ばれるのではないのでしょうか。リモート面会に必要な端末機器などの設置を希望する施設には、その設備費の助成をすることはできないでしょうか。

3点目、新型コロナウイルス感染症の症状は、患者の年齢や体調によっても様々なようですけれども、発熱や味覚症状など、一般的には風邪の症状に似ていると言われています。重症化すると、肺炎の併発や死に至る人も少なくありません。しかし、せきや熱が出たというその症状だけで医療機関の診察を受けようとしても、すぐには診察をしていただけないというような状況になっています。これから冬を迎えるに当たり、新型コロナウイルスとインフルエンザが同時流行することも考えられますので、医療機関としてはマスクやフェースシールド、さらには感染防護服など、多くそうしたものが必要となってきます。和気町としても、それらの医療用品の調達、備蓄などの支援はできないでしょうか。

それから、大きな2点目です。医療機関の公表とPCR検査や抗原検査の拡大についてであります。

新型コロナウイルス感染症の症状は、先ほど述べたように、一般的には風邪の症状に似ていると言われています。せきや熱が出たという症状で医療機関の診察はなかなか受けることができませんけれども、国においてはまずかかりつけの医療機関に相談をする、また和気町民であれば備前保健所東備支所内にある受診相談センターに相談するなどの案内をしています。したがって、せきや発熱など風邪の症状が自覚された場合の対症マニュアル、どこに最初に連絡をして、どうしなさいというような、一目で分かるような対症マニュアルの作成を行い、町民に周知することをしてはいかがでしょうか。医師会などと連携を取って、診察できる医療機関を周知することも必要ではないでしょうか。

2点目が、幸いなことに和気町では新型コロナに感染をしたと言われる方がまだ出ていないということで、町民の方々の日常生活に敬意を表するところです。しかし、今後感染者が出ないとも限りません。職場などで濃厚接触者に指定をされるというようなこともあるかもしれません。濃厚接触者に指定された場合に、どのような対応を考えられているのでしょうか。基本的には、PCR検査の結果が出るまでは自宅で待機するというふうになってますけれども、そうすると家族の方にも濃厚接触者が出るというようなこととなりますので、その点についてのお考えをお示してください。

最後になります。3点、もう簡単にPCR検査や抗原検査を保健所でできる体制について、岡山県に要望してみたいでしょうか。なかなか民間の病院ではできませんので、保健所でそうした検査ができるという要望です。また、勝央町では町内の病院と連携をして、新型コロナウイルスの感染が疑われる患者専用の仮設診察室

を院外に設置する、そして医師や看護師が時間を決めて、そこに診察に出向くなどの取組をしていますけども、そういうことも研究してみてもはどうでしょうか。検査を希望する町民のいわゆる自由診療ですね、この検査の費用の補助など、そうしたことも考えてはいかがでしょうか。

以上3点、お願いしたいというふうに思います。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、太田議員の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、医療機関への支援策についてのご質問でございますが、町と和気町・備前市管内の和気医師会では、これまで町から和気医師会に対して4月17日に拡大防止対策の協力を要請し、4月27日に感染症対策連絡会を開催し、意見交換を行いました。また、和気医師会から緊急要望を受け、医療用ガウンやマスク、フェースシールド、消毒液、非接触型体温計を供給するなど、連携支援に取り組んでまいりました。

ご質問の医療機関への支援策としてのサーマルカメラや医療用具などの補助につきましては、現在国が交付金事業として医療機関の感染拡大防止策に対する費用の補助を実施しております。国の交付金事業でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の中に、医療機関、薬局などにおける感染拡大防止等支援事業というメニューがあり、医療機関に対しては岡山県から県医師会を通じて7月22日付で周知されています。この交付金は、市町村を経由せず、県が申請を取りまとめる形となっております。

交付金の概要でございますが、病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所が行う感染拡大防止策に要する経費が対象となっており、補助率は10分の10で、補助の上限は助産所等が70万円、無床の診療所が100万円、有床の診療所が200万円、病院が200万円不足病床数掛ける5万円となっております。ご質問の中のサーマルカメラやリモート診察のための経費、防護服なども補助の対象になると考えられます。今年度中はこの交付金事業がございますので、現時点では医療機関への町独自の支援事業の予定はございませんが、今後和気医師会と情報共有や連携を図り、医療機関の支援、負担軽減に取り組んでまいります。

次に、医療機関の公表とPCR検査や抗体検査等の拡大についてのご質問でございます。

まず、現在の診察の流れについてでございますが、感染の疑いのある方は新型コロナウイルス受診相談センター——和気町では東備保健所にごきます——に電話でご相談をいただき、相談の結果、感染の疑いがある場合は診療体制の整った新型コロナウイルス外来等で受診し、必要な場合はPCR検査を受けるという流れになっております。現在岡山県では、診療体制の整った新型コロナウイルス外来等が134医療機関あり、PCR検査の検査可能数は1日当たりで最大700件となっております。4月の時点では新型コロナウイルス外来が31機関、PCR検査の検査可能数が1日当たり80件という状況にありましたが、診療検査体制が強化され、今後も引き続き体制強化に努めていくと聞いております。

また、現在10月中をめどに各都道府県でインフルエンザの流行に備え、診療、検査の体制の整備に取り組むこととされており、より多くの医療機関で発熱患者等の診療、検査ができる体制を整備することとされております。今後の診察の流れは、発熱等の患者はまずかかりつけ医など身近な医療機関に電話で相談し、そこで新型コロナウイルスの診療可能な医療機関の紹介を受け、必要に応じて診療、検査を受けるという流れに変わる予定と聞いております。現在は診療、検査医療機関は公表されておきませんが、今後は適切な医療機関を速やかに紹介できるよう、診療検査機関とその対応時間などを自治体や医療機関の間で情報共有し、ホームページなどで公表することも検討されております。今後の診療検査体制につきましては、詳細が決まり次第、町民の皆様に分かりやすい形で周知徹底を行ってまいります。

次に、濃厚接触者への対応につきましては、保健所が濃厚接触者と判断した場合には速やかに検査を受け、結果が判明するまでに自宅などで待機するよう指示があると思います。結果判明後の行動につきましても、保健所

からの適切な指示があると聞いております。また、病状に応じて医療機関での入院や宿泊施設の療養になるかと思えます。保健所から町への個人情報の提供はないため、町として個別に対応することは難しいと考えておりますので、ご了承ください。

最後に、保健所による新型コロナウイルスの検査拡大と助成についてでございます。

県では、厚生労働省の指針により感染が疑われる患者、濃厚接触者、医師の判断により必要と認められた場合についてのみ公費による検査を実施しております。町としましては、今後の感染状況を踏まえ、感染拡大を防ぐためにも、広い範囲の対象者にも公費による検査が受けれるよう要望していきたくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） まず、医療機関への補助についてなんですが、結局国のほうが今そういう交付金をつけているから、今年度はそれでやっていただくというようなことだと思います。私、北川病院や平病院の事務局長ともお話をさせていただいたんですけども、そういう従業員の方に対して慰労金を出していただいたときには非常に看護師なんかは喜んでいただいて、モチベーションも上がってきて、また頑張ろうというふうになったんだというようなことも言われていました。そういうことから考えますと、これから先、非常に不安になっているんですね。国の交付金だけで十分そういう設備ができてるのかどうか、収益も30%減になってるとどちらの病院も言われましたけれども、そういうな状況になってきているということで、だから営業収益も上がってないんで、なかなかそういうことができないということで、国の補助金だけでも厳しいというようなことも言われてました。瞬時に、サーマルカメラなんかがあれば非常にありがたいし、それからもうずっと2か月も3か月も家族に会えずに亡くなっていかれる方がおられるというようなこと、非常に私の周りにもそういう方がおられたんですけども、そういうな状態になってますんで、リモート面会なんかは本当設備を整えてあげることが必要なんじゃないかなというふうに思います。それが1点です。

それから、診療外来が134か所、今あるということなんですけども、やはり和気町内にそういうのがないんで、町内の方は不安になっているということもあります。近いところで診察をしてほしいというような意見を伺っているところなんで、検査機器なんかが必要なんでしょうけれども、保健所でもそういう設備を整えてやっていただくと非常にありがたいんじゃないかなというふうに思います。沖縄のほうでは、まさに一気に2,000人ぐらいの方を検査したんですかね、沖縄で。そういうふうなことで、短期間でやろうと思えばそういうこともできるんだろうし、そういうことで、それについては県のほうにそういう体制が整えないかということは再度要請をしてほしいというふうに思います。

あと、PCR検査の自由診療の人への補助も再度そのところは今きちっと触れられなかったんですけど、もうそれはしないのか、というような考えはないのかということをお願いしたいというふうに思います。

あと、濃厚接触者の方、私が考えたのは、自分が岡山なら岡山で働いてる家族が濃厚接触者だと言われて帰ったときに、和気町に住んで、家でそういうふうに住んで待機すると、家族も濃厚接触者になるんですね。なっていく可能性があります。だから、和気町に帰ってきて待機している人が、あるいは簡単に言えばお試し住宅なんかを利用して、そこで少しの間生活をするだとか、そういうなことを考えてみてはどうかということなんで、その点についてどんなでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

まず、1点目でございます。

（2番 太田啓補君「もう時間が終わったね、ごめん、ほんならすいません」の声あり）

○議長（安東哲矢君） 2番 太田君。

○2番（太田啓補君） すいません、時間の配分が不適切で申し訳ありませんでした。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで太田啓補君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、1番 尾崎智美君に質問を許可します。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症についての質問をさせていただきますが、時間短縮のため、新型コロナウイルス感染症のことを単にコロナと言わせていただきます。発言内容が皆さんの意見とは違う部分が多いとは思いますが、そういう考え方もあるのかと寛容な心で聞いていただければと思います。私も意見を押しついたり、無理に説得しようとはしませんので、よろしく願いいたします。

世の中、新型コロナウイルスとの付き合いももう半年が過ぎました。最初は未知のウイルスということでしたが、分かってきたことも多く、いつまでも未知のウイルスだからと手をこまねいているわけにはいきません。3月の議会において、コロナに対して私はほかの議員と違う意見を持っており、社会の多数派とも違う意見を発信させていただきました。交通事故の死者も、2019年の交通事故死は過去最少ですが3,200人以上、これをゼロにするために自動車の運転を全面的に禁止したりはしない。毎年1月だけでも餅を喉に詰まらせて死ぬ人が1,300人以上いる。その大部分は高齢者、だからといって全国民に一律に餅を食べることを禁止したりはしない。インフルエンザによる死亡者は毎年3,000人以上、学校の休校という措置はやり過ぎではないか。自粛のし過ぎで経済が打撃を受け、コロナによる死者を抑えても、失業による自殺者がそれ以上に増えては意味がないといった意見を述べました。

コロナに対して正しく恐れるとは、コロナに対して化学的に理にかなった行動をすることだと思います。マスメディアの一方的な情報に流されるのではなく、自分で考えることも必要だと思います。これから述べることは少数派の意見であり、なかなか賛同を得られないかもしれません。しかし、こういった考え方もあるということを知っていただくためにも発言したいと思います。ただ、徐々に私と同様の声が増していることも感じています。

我が国において新型コロナによる死者が1,400人を超えました。皆さんはコロナが怖い怖いと言いますが、インフルエンザによる毎年の死者数は3,000人以上です。インフルエンザの関連死も含めると、毎年1万人が死んでいます。インフルエンザよりも死者が少ないから安心しろと言ってるのではありません。コロナもインフルエンザも普通の風邪も、交通事故も、災害も、被害を減らす対策をすることは必要なことです。しかし、それには適量というものがあります。過ぎたるはなお及ばざるがごとしです。交通事故を減らすために自動車と歩行者を8割削減するといったら、賛同が得られるでしょうか。10歳未満の子供においては、死因の第5位はインフルエンザです。怖い感染症です。統計から分かることは、新型コロナで亡くなる人は高齢者もしくは基礎疾患を持つ人しかいません。我が国で新型コロナの犠牲者で最も若い人は28歳の力士でしたが、彼は重い糖尿病を患っていました。こう考えると、子供の命も容赦なく奪うインフルエンザのほうが怖いのではないのでしょうか。こう言うと、でもインフルエンザにはワクチンも薬もあるけど、コロナにはないから怖いんだと反論されます。それは逆です。コロナにはワクチンも薬もないのに、インフルエンザよりも犠牲者が少ないと考えるべ

きです。

新薬の認可は非常に厳しく、幾ら効果が高いと思われても、一定量以上の副反応があるようなら認可はされません。しかし、今回のコロナに関して言えば、社会や経済への大打撃という深刻な副反応が出ることは明らかなのに、学校の休校、店舗への自粛要請といった劇薬を投与しました、ただウイルスの専門家だけの意見を取り入れて。統計によれば、失業率が1%上がるごとに自殺者が約2,000人増えます。コロナで亡くなる人の大部分は高齢者ですが、自殺者の多くは働き盛りの世代です。同じ死者数であっても、家族や従業員など周囲に与える影響は格段に違います。災害に対しても被害をゼロに抑えることを目標とする防災ではなく、ある程度の被害は仕方ないとしても、そのダメージを減らす方向で備える減災という考え方が定着してきました。大自然を相手に被害ゼロは非現実的な目標だからです。しかし、今回のコロナは、現実的な対処をしながら被害を少なくしていこうという減災のようなものではなく、徹底的にクラスターを見つけて、それを封じ込めようとしたことをやってきました。

朽ちて枯れて死ぬ寸前の木は、ちょっとした強風でも倒れますし、鳥が枝に留まったことがきっかけで倒れることもあります。強風や鳥が留まったことは最後の一押しのおかげであって、根本の原因は朽ちて枯れていることです。それを木が倒れた原因だというのはおかしな話です。人間も同じです。95歳の人がコロナに感染して死ぬのは、コロナが原因というより寿命が主な原因ではないでしょうか。人間の死亡率は100%です。誰もいつか必ず死にます。日本では毎日3,000人が亡くなっています。その最後のきっかけから感染症を遠ざけても、がん、脳卒中など別の死因が増えるだけです。この交通事故にさえ遭わなければ、あと何十年も生きられたのにとこの事故死とは違います。それを感染症の死者数に含めることによって、感染症が真の危険度よりもはるかに危険な病気だと脅かされているのではないのでしょうか。

日本のコロナによる死者数は欧米に比べると驚異的に低い状況で、世界からはジャパンミラクルと称賛されています。医療現場からの声によると、初期のコロナに比べて夏のコロナは明らかに弱毒化していて、無症状や軽微な症状しかない人が大部分だということです。我が国では毎年1,000万人がインフルエンザに罹患します。これは感染者数ではありません。インフルエンザに感染し、症状が出て、病院に行き、医師が症状などから判断してインフルエンザと診断した人の数が1,000万人ということです。実際には、その2倍程度の2,000万人がインフルエンザに感染していると推測されています。仮にインフルエンザでもPCR検査をしたならば、さらに多くの陽性者が出るはずですが、片やコロナは、無症状でもPCR検査で陽性となった人をカウントして、感染者と言っています。正しくは感染者ではなく、PCR検査陽性者と言うべきです。

それだけではありません。コロナの死者数は水増しされています。前の議会でも発言しましたが、イタリアではコロナの死者数が水増しされて報告されていました。コロナ患者に対応した病院に補助金が出るため、肺炎といった死因に加えてコロナと書き加えていた例が多数あったと報告されています。ほかの国でも同様で、アメリカでも水増しが多数あり、バイク事故で死亡した20代の若者の死体を検査したらPCR陽性だったということで、コロナの死者とカウントしていた事例もありました。我が国でも6月18日に、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から次のような指示がありました。新型コロナウイルス感染者の陽性者であって、入院中や療養中に亡くなった方については厳密な死因を問わず、死亡者数として全数を公表するように、つまりがんが入院中の患者ががんで亡くなった場合でも、PCR検査で陽性が出れば新型コロナでの死者としてカウントしろということです。7月28日付の西日本新聞によると、鹿児島県で初のコロナによる死者とされた人は入院中の90代女性でしたが、死因はコロナの重症化ではなく、持病で亡くなりました。しかし、コロナウイルスにも感染していることが分かったため、厚生労働省の基準に従ってコロナとして報告しました。大阪府でも8月1日から21日の3週間で35人亡くなったと発表されましたが、実際に主な死因がコロナだったのは80代の2人だけで、ほかの33人はPCR陽性ではありましたが、主な死因はコロナではなかったとのことです。ちなみに

インフルエンザが肺炎を引き起こして死んだ場合、死因は肺炎となり、インフルエンザとはカウントされません。

実は、厚生労働省のこの指示はWHOの指針に従ったもので、WHOもそのように集計するようになっています。そう考えると、全世界でコロナの死亡者数が水増しされていると考えられます。テレビ報道やワイドショーを見ていると、とにかく不安をあおる報道ばかりを流しています。確かにそれを見ていると、不安になるのもうなずけます。視聴率を稼ぐには、それがよいのかもしれませんが。テレビ番組では、新規感染者数250人というフリップの横に重傷者数22人と書き、それを見た人は1割ぐらいが重症になるんだなという印象を持ちました。しかし、その数字は現在重症患者として入院している数であって、その日に重症になった人は1名だけだったということもありました。それ以外にも、コロナ対応が過剰だという意見を述べる専門家の意見をばつさりとカットされていたという例も多数報告されています。

とにかくテレビを見ていると、PCR検査をしろ、PCR検査が足りない、希望者全員にしろといった論が展開されています。PCR検査を妄信してはいけません。専門家が出演しているにもかかわらず、PCR検査の感度と特異度に関してはほとんど触れられません。感度とはウイルスに感染している人を正しく陽性と判断する率のことで、7割程度と言われます。つまり感染しているにもかかわらず、陰性と判定されてしまう人、つまり偽陰性が約3割ということになります。特異度とは、その逆で感染していない人を正しく非感染者として出す率のことです。日本免疫学会のホームページにも書いてありますが、偽陽性と偽陰性と両方をゼロにすることは不可能です。感度と特異度はトレードオフ、つまり一方を上げると他方が下がる関係にあると説明されています。

もしあなたが不安だからと無症状にもかかわらずPCR検査を受けて、陽性だと言われたとします。あなたは本当にウイルスに感染している確率はどれぐらいだと思いますか。この手の問題は医師国家試験でも出される問題です。有病率0.1%、つまり1,000人に1人が感染しているという状況で、感度70%、特異度99%、つまり1%が誤判定という条件で計算してみます。10万人にPCR検査をした場合、有病率から真の感染者は100人です。そのうち陽性と判断されるのは70人です。感染しない人は、10万人から100人を引いた9万9,900人ですが、その1%は陽性と判定されてしまうので、999人が陽性と誤判定されてしまいます。つまり77人足す999人の1,069人が陽性と判定されます。しかし、実際は70人が感染者です。PCR検査の陽性者が真の感染者である確率は1069分の70になります。つまり無症状のあなたが陽性と判断されても、本当に感染者である確率は約7%にすぎないということです。このことから、無症状の人にもPCR検査をさせろという主張は間違いです。

では、PCR検査は無意味かというところ必ずしもそうではなく、家族に感染者が出たとか、風邪のような症状が出ているということになれば、事前確率が高くなります。そこで、有病率を10%として、ほかの条件を同じ内容で計算してみると、的中率は90%になります。つまりPCR検査は、希望者全員に行うというのではなく、症状が出ているとか、感染者の家族といった事前確率が高い人に絞って行うべきものです。それにもかかわらず、専門家もワイドショーのコメンテーターもPCR検査を猛プッシュしています。特にテレビ朝日のモーニングショーでは、症状がない人も全員検査をしろと言っています。テレビに出る専門家の面々が、どのような製薬会社からどれぐらいの資金援助をされているかというものをまとめたものがネットに出ていましたが、さもなりなんといった印象でした。

ちなみにPCR検査法を開発し、1993年にノーベル化学賞を受賞したキャリー・マリス本人も、PCR検査を感染症の検査や診断に用いてはならないといった内容の警告をしています。さすがに開発者本人がそう発信すれば、むやみにPCR検査を推奨する人も減るだろうと思います。しかし、マリス博士は昨年8月に自宅で謎の死を遂げています。世田谷区では、希望する全ての人に無料でPCR検査を受けさせるとのことですが、愚かな政策であると思えません。新宿区でもコロナに感染したら10万円を支給するというようにしたため

に、低所得の若者の中にはむしろ感染してほしいという人も現れました。基礎疾患がない若者は、感染しても無症状や軽症状の可能性が高く、死に至ることはまずないということを知っているのでしょう。

感染とは、人体の細胞内で何十万個にもウイルスが増殖することによって症状を引き起こすことです。そもそもPCR検査とは、少量のウイルスのDNAを爆発的に増殖させて検出する方法なので、喉や鼻の粘膜に一個のウイルスがあった場合も、そのウイルスが不活性な状態、つまり死んでいる状態の場合であっても、それが採取されれば陽性という結果が出る可能性があります。PCR検査の陽性者の大部分がほぼ無症状だということも、そう考えれば理解できます。

我が国においてコロナによる死亡者を分析すると、ほぼ例外なく高齢者が亡くなっていますし、比較的若い世代で亡くなっている人は、ほぼ例外なく基礎疾患を持っています。基礎疾患の中でも多いのが免疫系の基礎疾患です。東京都が出した詳細なデータを分析することにより、全国での状況が推測されます。7月末の年齢別死亡者統計によると、70歳以上の人が83%でした。死亡者のうち、基礎疾患の有無が判明している198人のうち、基礎疾患がなかった人は僅かに4人でした。70歳未満の死者は36人で、そのうち34人には基礎疾患がありました。死亡者の年齢の中央値は80歳前半でした。これは死亡者を年齢順に並べたとき、ちょうど真ん中の人が80歳代の前半だったということを意味します。これはほぼ寿命で死んだということではないでしょうか。寿命の最後の火を消す、最後のきっかけになったのがコロナであったり、寿命を迎えたときにたまたまコロナに感染したということではないでしょうか。

イタリアでは、ロックダウン、都市封鎖が実施され、全国民は外出を制限され、人々は大変不自由な生活を余儀なくされました。多くの人が職を失い、多くの店が倒産しました。それだけ、コロナの被害を食い止めるために全国民がつらい思いをしました。イタリアの平均寿命は83歳ですが、コロナの死者の年齢の中央値が80.5歳だったことが分かりました。つまりコロナで死んだのか、寿命で死んだのか、分からないような人が大部分だったことが分かりました。それを知って、職を失った人や店が潰れた人などから怒りの声が発せられています。同様にスウェーデンでも平均年齢が83.1歳で、コロナの犠牲者の平均年齢は83歳と発表されています。ちなみにスウェーデンでは、ロックダウンせずに自然免疫を獲得する作戦を取った国です。当初はいろいろと批判されていましたが、現在はその方針が国際的にも評価され、マスクをしている人はほとんどいません。

数字で見る限り未知のウイルスと言われた新型コロナは、インフルエンザと比較しても危険度は決して高くないということが分かります。インフルエンザの場合、1週間の感染者が40万人を超えると注意喚起の報道をするというのがテレビ報道の基準となっているそうです。つまり1日当たり6万人の感染者で注意喚起の報道ということです。しかし、コロナの場合、数百人でも毎日毎日放送します。しかも、その数百人よりも無症状や軽微の症状の人の割合が多く、単なるPCR検査陽性者です。インフルエンザよりも三桁低い状況です。アメリカでは、新規感染者が多いときは1日7万人を超えることがありました。それでも日本のインフルエンザの流行の年の1日と比べて同等の数字です。学校においても学級閉鎖の基準は、2割の生徒が感染したら1週間の学級閉鎖が目安ということになっています。インフルエンザに対して長年の経験から、この目安がベストだとされています。しかし、コロナの場合、1人の感染者もないのに長期の休校という対応が取られました。戦中戦後でもこういった全国的な休校はなかったと言います。もちろん未知のウイルスだった初期の対応としては、そういう判断も仕方なかったとは思いますが、しかし、ある程度状況が分かった段階で許容できる危険度だからと国民に説明して、緩和すべきだったと思います。少しのリスクも取るべきでないというなら、登下校中に交通事故に遭うリスクに関してもそう主張すべきだと思います。

要は未知のものだから、必要以上に怖がっていることだろうと思います。生物の生存戦略としては正しいのかもしれませんが。スズメバチが昨年末にアメリカに初めて上陸しました。アメリカでは殺人蜂と呼ばれ、SNSが大騒動になりました。日本では珍しくないのに、刺されないようには注意しますが、過剰な対応はしません。日

本では年間約50人がスズメバチに刺されることによって命を失うという情報によって、彼らは恐れおののいているのです。確かにその死者数は事実ですが、全米に存在するスズメバチの数を考えれば、恐らく年間1人の死者も出ないほどの確率でしょう。しかし、未知の蜂ということで、必要以上に恐れているのです。専門家は日本などアジアで蜂と共存してきた歴史を紹介し、冷静な対応を人々に呼びかけてるとのことです。スズメバチについてよく知っている日本人から見れば、アメリカ人は心配し過ぎだよと一笑に付すでしょう。同様に、数年後にコロナの全貌が分かった未来から私たちの慌てっぷりを見れば、皆さん正気ですかとの印象を持つかもしれません。しかし、このやり過ぎによって職を失い、店を失った人にとっては、泣くに泣けないことでしょう。

今回のコロナ騒動も、結果的に見れば中高年以上の基礎疾患を持つ人とコロナが心配な高齢者のみが自宅で自粛し、ほかの人は感染対策をしつつ、普通に経済を回していけばよかったと思います。高齢者の多くは年金があるので、自粛しても影響は少ないはずですが、日本全国に多額の給付金をばらまく必要もなかったかもしれません。命と経済なら、命のほうが大切だろうという主張も聞かれます。経済イコールお金と考え、命とお金とどちらが大切かという比較をしているのだらうと思いますが、経済も命と直結しています。失業率が増えれば、自殺者が増えるのですから。経済という言葉は、お金とイコールにされやすいですが、私たちの生活であり、私たちの仕事であり、私たちの自由で豊かな人生でもあります。命と経済の比較ではなく、命と人生を含めた命との比較です。緊急事態宣言後もテレビでは感染が拡大していると盛んにあおっていましたが、PCR検査が何倍にも増えているのですから、それは当然のことです。スピード違反の検問を10倍に増やしたのに、スピード違反が検挙される数が3倍にしかならなかったら、スピード違反は減っていると判断するのが妥当です。しかし、テレビでは感染が拡大していると言いつつ、死亡者数を出さず、単にPCR検査陽性者数を感染者と言い換え、恐怖をあおっていました。ネットで公式発表を調べれば、重傷者数や死者数も分かるはずですが、意図的に不安をあおる方向の報道ばかりしているように感じました。ならば、新規感染者数だけではなく死者数も、80歳未満の死亡者数も新規倒産店舗数も示してほしいです。NTTタウンページの掲載数の減少から、かなりの事業所が廃業したことが分かります。

変異するから恐ろしいと不安をあおる人もいますが、ウイルスの目的は宿主である人間を殺すことではなく、人間の細胞内で増殖することなので、人が死なないうほうが有利なために、弱毒化する方向で変異するのが一般的です。あと空気感染をする可能性はまずないとも発言しました。空気感染する感染症は、はしか、水ぼうそう、結核だけで、従来のコロナは空気感染しないからです。ちなみに普通の風邪の2割程度はコロナウイルスが原因で、コロナウイルス自体は長年人間と共存していて、過度に恐れる必要はありません。ちなみに厚生労働省のホームページの新型コロナウイルスを防ぐにはというページには、新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により移ると言われているとあり、空気感染するとは書いてありません。同じページ内に、新型コロナはウイルス性の風邪の一種ですともあります。

マスクに関しても、感染している人からの飛沫を防ぐ効果は期待できないとあります。ウイルスの大きさは約0.1ミクロンで、1ミリの1万分の1です。それに加えてマスクの網の目ははるかにすかすかです。呼吸中のウイルスを除去する効果は期待できません。大人はままだしも、小・中学生がマスクをしたまま授業を受けるというのは、とても負担が大きいです。人を含め、動物は呼吸することによって体温調整もしています。それがマスクの中で暖かい空気になり、またそれを吸い込んでという状況は、体温調節力、体力、集中力を奪い、不快なものです。全員が黒板のほうに向けて教師の話をしている状態で、マスクは無意味でしかないと思います。心配ならば、発言するときだけマスクをすとか、机の上にハンカチを置いておく。くしゃみが出そうなときだけハンカチで飛沫を抑えるというので、何ら問題ないと思います。鼻や喉の粘膜に入り込むウイルスの数を、発症に必要な数よりも低く抑えればいいのです。

学校では試験のときでもマスクを着用していると聞いています。くしゃみ以外で飛沫が飛ぶ可能性はないの

に、そこまでやる必要があるでしょうか。にこにこ園からも、学校の音楽室からも、子供たちの元気な歌声が聞こえなくなりました。他県の保育所の話ですが、みんなの口からコロナウイルスがぱっと出て、お友達の口に入ったら大変だね、だから歌いたくなくても心の中で歌おうねといった指導がされているそうです。私はコロナよりもマスクと消毒、そして人と距離を取るという環境で育つ子供たちの心に与える悪影響のほうがはるかに恐ろしいと感じています。文部科学省によると、学校でのマスク着用は義務ではないとのこと。毎年何千という学校でインフルエンザの集団感染が発生していますが、これは問題とならず、コロナだと大ニュースになります。インフルエンザだと、症状が出た人だけ出席停止となりますが、コロナだと無症状の子供にもPCR検査をして、陽性であれば感染者と言われます。陽性者と感染者は違います。

マスクの効果に関しては、専門家の間でも意見が分かれているようです。鼻や口を触らなくなるので、ある意味では効果があるという専門家もいますが、暑いと余計に口の周りの汗を拭いたりして、私にとってはそれも逆効果のような気がしました。いわゆるマスク警察というのもあり、現時点ではマスクをすべきと言われていますので、そうした規則には素直に従っています。しかし、正直無意味なことをしているなどといった思いもよぎります。県外にも出ず、規則は規則としてきちんと従った上で、違った意見を発信しています。まだ、少数派ではありますが、私と同様にマスクはしなくていい、意味がないと考える人もいます。ソーシャルディスタンスも不要だという専門家もいます。

コロナを恐れる人は、ワクチンがない、特効薬がないと心配し、ワクチンさえあれば、特効薬さえ開発されればと言います。繰り返しになりますが、インフルエンザはワクチンも特効薬もあるのに、毎年3,000人が死にます。ワクチンを接種したら100%インフルエンザに感染しないかというところでもなく、感染することもあります。世間話の中で、予防接種を受けたけど、今年はインフルにかかったよという話も時々聞きます。このことからワクチンが100%ではなく、専門家の話によると4割ぐらいの人はワクチンを接種したにもかかわらず感染することです。逆にワクチンを接種しなかったからといって、高い確率でインフルエンザに感染するかといえばそうでもありません。そう考えると、ワクチンによって感染が抑えられる率はそれほど高くなさそうです。ワクチンには副反応が出る場合もあります。仮にコロナのワクチンによって、1万人に一人副反応が出るとするならば、日本人1億人が接種すれば、1万人に副反応が出ることとなります。こうなると、コロナの悪影響と副反応とのどちらがましかということになります。ワクチンを過信をしてはいけないと思いますし、それに莫大な税金と人的コストを割くのはどうかと思います。

一番の特効薬は、自分の免疫力を高めることではないでしょうか。コロナ、怖い、怖いと言っているのは免疫力も落ちます。特効薬がなかなか認可されないのは、副反応のリスクがあるからです。添付資料にあるように、ビタミンDが有効だとの報告があります。自粛、自宅待機によりストレスが高くなると、免疫力が低下します。自粛で家の中で過ごす、日光に当たることによるビタミンDの合成が阻害されます。ウイルスは紫外線に弱いので、主に外よりも室内で感染が広がっているとも考えられます。ビタミンなどによる免疫力のアップは、ワクチンや特効薬に比べては効果は劣るかもしれませんが、副反応のリスクが少ないことを考えると、もっと検討すべきことではないでしょうか。ウイルスはワクチンや薬でないと退治できないと考えるのではなく、むしろ第一は人間の免疫力、抵抗力で、それを補うものとして薬という考え方が必要ではないかと思えます。

人類は長年ウイルスや細菌と共生してきました。個人的には手洗いをして、手指を清潔にすることはよいことだと思いますが、アルコール消毒によって手の常在菌まで全滅させてしまうことには疑問が残ります。私たちの皮膚はよい菌にも守られています。消毒や殺菌といった過剰な感染対策をすることにより、自然と形成される免疫機能が衰えてしまいます。イギリスのがんの研究機関によると、小児白血病患者の99%が、親が清潔嗜好で殺菌消毒に熱心だったとのこと。近年のアレルギー症状の増加もそうしたことが原因かもしれません。ワクチンに対して否定的な人も多いようですが、私は必ずしもそうではなく、子宮頸がんワクチンなどはもっと広まれ

ばいいと考えています。とはいえ、基本は免疫力を高めることだと思います。規則ですから、アルコールによる手指消毒をして入室しますが、家では水での手洗いです。考え方は人それぞれですが、手洗いなどによって感染に必要なウイルスを、感染するウイルスの最低の数よりも減らせれば感染しないのであって、ゼロにする必要はありません。むしろゼロにしないほうが抵抗力がつくと考えます。専門家によると恐らく1万個以下まで減らせば感染しないそうです。

町政と関係ない話が長くなりましたので、関係ある話に転換していきたいと思います。

全国各地でコロナ感染者に対する差別が問題になっています。いたたまれなくなり、引っ越しをした人も少なくないと聞きます。私たち岡山県人は、とりわけ長島愛生園のハンセン病隔離政策の過去を直視し、病気による差別をなくしていく努力をしていかなければなりません。やがて和気町からもコロナ患者が発生すると思います。高齢者になるかもしれませんし、児童・生徒から見つかるかもしれません。本町でコロナ差別が起きないよう感染者を差別するのではなく、早い回復を願うような温かい心で連携していけるように、今から準備しておく必要があります。岡山県でもキャンペーンをしていますので、それを県内の各市町村でも広げていく必要があると思います。現在、告知放送で同様の内容をアナウンスしてくれています。東北大震災の後、日本人が秩序正しく互いに助け合う姿を見て、世界は日本人の民度の高さを称賛しました。しかし、残念ながら、そのような日本人の姿は見られません。コロナに関しては外国のほうが感染者に優しいようです。

質問に移ります。

個人的には藤まつり中止や和気鶴飼谷温泉の休業はしなくてもよかったと思いますが、全国的な政策やその空気もあったので、それに関しては仕方のない判断だと思っています。過度なマスクの着用は、町民、特に児童・生徒の集中力を奪い、体温調整機能を低下させるなどの悪影響も考えられます。職員の皆さんも常時マスクの着用により、仕事のパフォーマンスが僅かながらでも低下しているのではないかと思います。デスクワークの現場では、マスクを外すかわりにアクリル板を置いて作業をしたほうがよいのではないかと思います。そのあたりの今後の対応をどう考えているか、お聞かせください。添付の資料にも書きましたが、ノーマスクを許容している自治体もあるようです。行政が率先して行うとよいかと思います。

2つ目の質問として、本町でコロナ感染者が発生した際に、感染者、その家族、周囲の人をコロナ差別から守るための対策をお聞かせください。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、尾崎議員の新型コロナウイルスに対する今後の対応はについて、ご質問にお答えいたします。

1点目の今までのコロナ対応は過度ではなかったかのご質問についてでございますが、新型コロナウイルスの感染者が本年1月に初めて国内で確認されてから、和気町では2月27日に町長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設置し、不特定多数の方や高齢者が参加する行事、イベントの自粛、学校の休校、公共施設の利用休止や利用制限、町民への啓発など、様々な感染拡大防止策を講じるとともに、全町民への布マスクの配布や経済対策として1人当たり7,000円の商品券配布、子育て世帯への支援金など、町独自の施策に取り組んでまいりました。その結果、町民皆様のご理解、ご協力もあり、今日まで町内から一人の感染者も出しておりません。

新型コロナウイルス感染症は、未知の感染症であったことから、これまでの対策に過度な部分があったかどうかということを検証することは非常に難しい面があります。しかし、町としましては、町民の安全・安心を最優先に考え、国、県の基本的な方針などを踏まえた上で、町対策本部会議で協議検討を行い、感染防止対策に取り組んできた結果が、今日までの町内での感染者がいらないという結果に結びついていると考えています。

現在は全国に発令されておりました緊急事態宣言も解除され、一時急激に増加した感染者数も緩やかな減少傾

向にあります。緊急事態宣言後の増加を第2波というのであれば、今後の第3波に備え、引き続き継続的な警戒が必要な状況であります。町としまして、今後も引き続き町民の安全・安心のため、国、県の方針に準じて取り組んでいく必要があると考えております。

次に、マスクの着用についてでございますが、マスク着用時のせきエチケットは感染の拡大防止の基本的な対策であります。町民の皆様にも重ね重ね協力をお願いしているところでございます。マスクの着用は、息苦しさを感じたり、負担に感じる方もいらっしゃると思いますが、感染症がせきや飛沫により他人にうつさないようにするためにも、感染拡大防止のために非常に有効な手段であり、熱中症など体調に留意しながら、引き続き協力をお願いしていく必要があると考えております。職員にもマスクの着用を徹底しておりますが、今後ご提案いただいたことも参考に、感染拡大に有効な手段で改善を図れる点がありましたら検討していきたいと考えております。

次に、本町での新型コロナウイルスの感染者が発生した際に、感染者、その家族、周囲の人をコロナ差別から守るためにどうするかのご質問でございます。

和気町で感染者が発生した場合は、県が情報を公表することになります。感染者が発生した場合の情報の公表につきましては、国の基本方針で個人が特定されないように配慮することとされており、氏名、住所などは公表されないこととなっております。このことは町に対しても同様で、県から町への個人情報を含む詳細な情報提供はありませんので、感染者や家族に対して町が直接手だてを講じることができないという状況でございます。

しかしながら、個人が特定される情報の公表がない中でも、場合によっては容易に感染者を特定できるケースや、誤った情報により全く関係のない第三者が差別や偏見、誹謗中傷を受ける可能性も考えられます。感染者や家族などへの差別、偏見、誹謗中傷などは絶対にあってはならないことであり、起こらないよう十分注意を払う必要があります。万が一そのような行為が見られた場合には、県や岡山地方法務局とも連携し、加害者に対して人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、被害者に対するサポートを行う必要があると考えております。また、平素からそのようなことが起きないように、風評被害や誹謗中傷の防止、個人情報の保護など、職員への徹底と町民への啓蒙啓発にも取り組んでいく必要があると考えております。

尾崎議員の話の中にもありましたように、現在岡山県が「ダメ！コロナ差別」啓発キャンペーンを実施しておりますので、町においてもそのキャンペーンの一環として、ホームページや告知放送、公共施設へのチラシ掲示、各種会議、行事での周知など、啓蒙啓発に取り組んでまいりたいと考えており、新型コロナウイルス感染者への差別が絶対起きないように取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 分かりました。

コロナに対しては恐れ過ぎるなというメッセージは、命の軽視とも受け取れかねないために行政も政治家も発言をちゅうちょするという側面もあるかと思えます。しかし、子供たち、町民、事業者のために勇気を持って発信することも必要かと思えます。一般質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） これで尾崎智美君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、午後1時まで暫時休憩といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、8番 万代哲央君に質問を許可します。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） それでは、一般質問をさせていただきます。

キッズパーク事業についてと防災都市公園整備事業につきまして質問させていただきます。

まず、キッズパーク事業につきまして、通告に書いてありますとおり、今なぜ現在計画している場所でこの事業をする必要があるのか、利用者人口はどれくらいの見込みかにつきまして答弁をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼します。

それでは、万代議員の質問についてお答えいたします。

キッズパークの事業についてでございます。

なぜ今、現在計画している場所で、この事業をする必要があるのかについてでございます。

この事業は、近年の生活スタイルの変化や核家族化により家族や親類から子育ての支援や知識、協力が得られにくくなっている中、専門の職員による子育て相談や援助の実施、子育て親子の交流の場の提供を行うものです。これら子育て環境の整備については、今日昨日に問題となっているわけではなく、かねてからの課題となっております。そうした中で、子育てに関する施設整備を検討している中、本年1月に施設整備に係る費用の2分の1が手当てされる内閣府の地方創生拠点整備交付金事業の募集があったことから、この事業の活用を申請し、3月に国から内示をいただいたものでございます。

今回整備する予定場所の益原多目的公園は、ご存じのとおり、子供向けの屋外遊具施設があり、週末には多くの家族連れが利用しております。駐車場も広く、町内のどの地区からも利用しやすく、町外の利用者も多く、町外への知名度も高いなどのメリットがあることから、地区単位、園単位とかでなく、町内外の保護者も含めた相互交流の場となればと考えております。また、既存建屋を改装し、キッズパークを設置することにより、費用が安価に抑えられるということはメリットとしてございます。

育児の孤立化が社会問題となっている現在、子育て環境の整備は喫緊の課題となっております。特に和気町においても出生数の減少が続いており、一昨年までは年間60から70人の出生者数がありましたが、昨年は58人と減少が進んでいる現状がある中、今後の子育ての支援の充実、交流人口の増加を目指し、若者世代の移住・定住、ひいては出生率の低下を食い止めることを期待するものでございます。

次に、利用者人口はどれくらいの見込みかということでございます。

これは、交付金の申請の際に積算したものがございます。その数値をお伝えいたしますと、開園初年度令和3年度では、月間340人を見込んでおります。一見少なそうに感じられると思いますが、この人数は利用幼児の数でございますので、それに保護者の数を含めると約2倍の月間700人で、年間にしますと8,000から9,000人の利用者となるかと想定しております。この数字はあくまで想定利用者数でございますので、今後の実施に当たりましては、一人でも多くの方が利用したくなるような施設となるよう、関係各所とも調整をしながら整備を進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今、答弁をしていただいたんですけども、ちょっと子育てとかというわけであれば、役場に来る、その子育て世代のお母さんとかが今どういうことを悩んでいるんだとか、そういう生の声、安全に遊ぶ場所がないから、ぜひとも安全に遊べるような場所をつくってほしいんだという声が多いとか、アンケート等でこういうふうな結果があるんだとか、そういうふうなことを答弁の中へ入れていただけるのかなと思ってんですけど、要は子育て広場といいますか、安全で遊べる場所を確保したいと、それをどこの場所でのどのようにやるかということがキッズパーク事業の内容だと思います。

私は、質問では場所がどうして益原かということを知りたいんです。今の話だと、交通公園ですか、この利用

者が多いと。もう一個は、改造するためにこの事業をやるのに安価にできると、予算的に安価にできるというよ
うな、この2点を言われたわけでありますが、私はよその場所もいろいろ探したんだと。探したし、検討もし
たと。やっぱりここが一番いいんだと、そういう結論に内部で至ったんだとか、そういう答弁が欲しかったな、
実は。私は子育て広場の建設、それ自体には異論はありません。ただ、私は現計画地というのを益原と聞いて、
なぜかなと思いました。思い当たる節も二、三点ありますけども、今ここでは言わない。

交通公園に隣接して、室内をプレールームですか、キッズパークを完備すると。そのメリットは、これは当然
皆さん思うとおりで、室内、室外どちらでも自由に遊べると。親御さんも目が届きやすいんだと、近いから、こ
ういうことだろうと思うんです。しかし、本会議の中での質疑でもありましたけども、今ある倉庫の中身のも
の、備品、道具、車、そういったもので、外で管理できるものは外で管理するとか、そういうのを聞いてちょっ
とびっくりしたというか、何を言ってるんかなという感じが実はしました。風雨にさらされて、傷んで壊されて
壊れていく、傷つく破損するというなことも考えられます。今ある状態の倉庫、いろんなものが入ってる。その
道具を収納して管理してるわけですよ、きちんと。それで何の問題もないのに、なぜわざわざ倉庫の中の多くの
ものを外に出してまで倉庫を改修して、キッズパークを作るんかと、そこまでしてキッズパークがここじゃなけ
ればいけないんかと、これが私不思議なんですよ、今でも。

和気町子育てふれあいセンター、これ本荘の初瀬保育園の跡にあります。地域子育て交流拠点です。そういう
看板を上げてます。ここは年間、過去3年ぐらいで8,500人から1万500人の親子が利用しています、年
間。平均すると約9,000から9,500人の親子の方が利用しています。その中で本荘地区の利用されている
親子が7,600人余りなんですよ。ほかに地区別で多い順に言うと、石生、藤野、和気、日笠、佐伯の順なん
です。地区外の方もおられます。本荘地区が全体の、地区別で言うと87%を利用してるんですよ。和気町子育
てふれあいセンターの利用者の特徴は、今言った本荘地区の親とお子さんの利用が87%、圧倒的に多いことが
一つです。

もう一つは、このセンターは幼稚園児の利用が多いんです。1時半に幼稚園が終わって、その後4時半まで利
用するというのが多いんです。そうしますと、益原に作って、そこに行くとするれば、そこを利用しようとする
れば、和気町子育てふれあいセンターを利用しているお子さんは移動しなければならない、当たり前ですけど。交
通手段が必要になります。お父さん、お母さんが仕事をしていて、車に乗せて送迎できないということも考えら
れます。不便になります。利用者も減ります。今まで何の問題もなく日常的に楽しく通っていた場所がなくなる
んですよ。日常が非日常になるんです。今ある和気町子育てふれあいセンターの場所に、ほかに何か建設すると
か、計画があるなら、まだ少しは理解できますが、そういう計画は何もないんですよ。移設する理由は何もない
んです。そのふれあいセンターを近い将来的に益原に移そうということですね。和気町子育てふれあいセンター
の日常を非日常にする、あるいは倉庫で道具を保管していた日常を取っ払うこと、この2つのデメリットの方が
交通公園と隣接しているというメリットよりもはるかにリスクが大きいと私は思います。答弁があれば、後でち
よっとしていただければと思います。

もう一点、利用者人口の答弁がありました。これにつきましては、月間340人の利用見込みで、親子合わせ
て700人ぐらいというふうな答弁だったと思います。一見少ないと感じるかもしれないがというな答弁でした
が、私はいい数字といますか、努力目標にするのにいい数字だと思いました。吉備中央町が年間3万人の利用
とお聞きしました。これは町内外合わせてです。交通の便がいいところです、あそこは。ただし、全て車で
の来場ということになります。そのうち7割は町外からの利用者なん。3割が町内という、3万の3割で9,00
0人なります。先ほど言いましたけど、和気町子育てふれあいセンターが年間平均利用者が9,000人なん
ですよ。月にしますと750人ぐらい。担当課長の答弁と近いし、私もそれくらいかなと、こう思ってお
りました。

私は、利用者というのは多ければ多いほどいいというのではなくて、地味でもいいから始めて、少しずつ増えていけばいいんじゃないかなと、こう思うんです。ただ、これだけの利用人口を確保しようとするれば、一つ条件があると思います。今議案に上がっている施設の備品購入費130万円、これでは全然足りないと思います。どうしてこんなに少ないんでしょうか。吉備中央町の例を挙げますと、600万円なんです、備品購入費が。あとプラスして、大型遊具が2,000万円とお伺いしました。これは一つの例でありますけども、少なくとも今の予算計上では足りないことは確かだと思います。たとえよそから持ってくるとしてでもですよ。この事業費も、まだまだ膨らむことが予想されます。もっとよく検討して、提出していただきたいと思います。

まるでこの事業は、もう3,900万円のできるような印象がありますよ。大きな錯覚でしかないと思います。先ほどメリット1つでデメリット2つ、デメリットの比重のほうがはるかに大きいと言いましたけども、そういうデメリットについては今後解消できる方向で前向きに対応を解決していきますというような答弁が来るのかもしれませんが、そのような答弁は聞きたいとは思っておりません。それよりも前に、そこまでしてあそこに、益原にキッズパークを作りたい、そういうこだわりたいんだと、そのわけがあるなら教えてください。私はもっといい場所はきっとあると確信しております。条件は、交通の便がとにかくよくて、狭い道路が途中ないことが一つ、明るい環境にあること、駐車場が広いこと、これに緑でもあればこしたことはないと思いますけど、これが条件だと思います。佐伯地域でも和気地域でも、今のところよりもいいところはあります。佐伯地域だったら過疎債も利用できます。候補地につきましては、ここでは言いませんけども、事業計画が上がって、町民へのサービスの向上に資する場所というのは、ほかにあると思っております。場所について、もっとよく検討することが大事だと思います。これにつきまして答弁をお願いします。

○議長（安東哲矢君） 健康福祉課長 松田君。

○健康福祉課長（松田明久君） 失礼いたします。

万代議員の質問についてお答えをいたします。

まず、利用者の乳幼児健診等、利用者の方についてアンケートを取りました。そうしたら、和気町の方でほとんどの方が町外の平島にある大型店舗のあたりの2階に、有料の子供が遊ぶ広場があったりするんですけども、そういったところに遊びに、休みの日とか、そういうときには行かれるという方が大半でした。わざわざ町外までに、そういったところにお金をかけて遊びに行かなくても、町内にそれに準じた、もしくはそれ以上の施設があれば、必ず親御さんたちはそちらを利用してもらえるかと思えます。わざわざ岡山市まで行かなくても、町内に整備ができたというふうに考えております。同じ作るのであれば、ある幼稚園といった、そういう園単位で、今ですと恐らく本荘の方は本荘地区の中での交流になっているかと思えますけども、益原地区、あの地区に作ることによって、幼稚園の単位でなく町内全体の乳幼児、それから保護者の方での交流ができたというふうに考えております。

それから、場所につきましても、当然新築よりは改装のほうが費用的には安価でできるということがございます。小学校等を検討しましたが、基本的に就学前のお子さんを対象にしている施設ですので、階段等の規格がもう全く小学校になると違いますので、そういったことの改装費用を考えると、やはり益原多目的公園内がいいのではないかとこのように考えております。

それから、ほかに議員が言われました交通の便がよい、明るい環境、駐車場が広いという3大条件ということでございますが、お聞きした限り、私自身は益原のあたりが該当するのではないかとこのように思います。土曜日、日曜日とかは、交通公園は大勢の方が利用に来られてますので、今のところ屋外だけの施設でございますので、屋内の施設も整備することによって、それぞれ交流人口の増加も期待できるのではないかとこのように考えております。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今の答弁ではあそこがいいんじゃないかというようなことでありますけども、私は場所についてはもっと検討する必要があると考えております。

それから、もう一つの反対理由を言います。

今回の補正予算で予算を計上して、たった1枚の資料を添付して、この事業をやろうとする行政運営のやり方、これに私は真っ向から反対です。昨年計画したのなら、事業の概略とか簡単な図面でもいいから議会に示すべきです。協議とか検討の場を持たないと話にならないわけですよ。全員協議会で説明するように進言したが、これもやらない。本来は交付金の申請する前に協議をするのが普通だと思います。それをやらない。それどころか交付金がついた後もやらない。それはもうやらないはずですよ、今年の7月の初め頃はプレールームの位置が今のところではなくて、ビリヤード場からシルバーの事務所の方向に向けて考えていた、そういう節があります。それが今回出てきた資料のような位置になったのは、8月になってからじゃないんですか。このように計画自体が、計画のその中でも場所が不安定極まりない、はっきりしない、こういう状況では全員協議会もやらないですよ。

私は政策論争といいますか、協議とか検討のない自治体というものは、その行政基盤というものはすこぶる脆弱なものだと思っております。しっかりと議会と協議をやります。そうすれば、いい案とか意見が出るはずですよ。例えば今皆さんもご存じだと思いますけど、近隣の市で始めた移動する遊び場というのが、一昨日でしたか、そういう話もニュースでやっていましたけど、私もこれは前々からちょっと関心がありましたけど、プレーカーの導入ということで、これも子ども・子育ての支援計画をしっかりと練って、親御さんの意見も取り入れてやっているわけでありまして。今年度60か所の地区に行き、プレーカーから遊具を下ろして、それで親子で遊ぶ時間を作るというようなことであります。和気町にふさわしいキッズパーク事業とか、子育ての広場事業とは何かということをもっと検討して事業展開に結びつけていく、これが必要だと思います。これがこの事業に反対する2つ目の理由であります。これ答弁したいと思われるんかもしれませんが、ちょっと時間がないので次へ行かせていただきたいと思います。

よろしいですか、もし答弁されるのであれば、はい。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） キッズパーク事業について、いろいろ万代議員のほうからご指摘をいただいておりますが、どうしてあそこならというその理由につきましては、実はあそこを平成15年ですが、ドームを建設する段階でキッズパーク的な意味合いを持たそうということで、シルバー人材センターの事務所がある、その一角へ実は和室を子供の遊び場にいたしておりました。それから、外にはご承知のとおり遊具を置いて、遊び場をこしらえておるわけでございます。それも高齢者との触れ合いの場という意味で整備をさせていただいたんです。それが1つ。

それから、今の初瀬保育園の跡、これは私もいろいろ皆さん方からお聞きいたしておりますのは、本荘地区の学童教室、それともう一つは子育て支援センター、両方が初瀬保育園の跡へ入っておるわけでございまして、あそこは非常に手狭なという意見をたくさんの方から私は聞いております。ですから、益原のあそこなら、町内では一応ほぼ真ん中の位置になるわけでございまして、それから最初の目的からいいましても、子育て支援をしようという考え方も持って、あの管理棟も一部やっておりますし、遊具の遊び場もこしらえておるわけでございまして、あそこへやらせていただければ、建屋がある中でやれば経費も削減できるなどということの中から、内部でいろいろ検討しまして、結果的には内閣府の補助事業があるということの中から内閣府のほうへお願いをしたら採択になったんですが、ただ場所が今の倉庫のほうと、それからシルバー人材センターの事務所が入っております会議室とか、それからビリヤードのルーム、あのあたりの面積を足しますと、あの倉庫とほぼ同じ面積になるということが分かりまして、それなら倉庫のほうもひとつ候補地だなということでシルバー人材センタ

一の皆さんとも協議をしましたら、それはもう若い人がそういう場所に使うんなら、我々はどういうことでも協力はしますということの中から、倉庫のほうで設計屋とも協議をしたところ、大体の面積は一緒だということもありますし、ビリヤードの皆さんも協力をしていただけると、そういうことで国のほうへ、県のほうを通じまして位置が変更になっても大丈夫ですかという協議をしました。そのために提案をするのが今期の議会になったんですが、結局最終的にはそれはもう大丈夫ですという回答をいただきましたので、皆さんに今回ご協議を申し上げておるところでございます、特にご承知のとおり、出生率が非常に低うございまして、今40人から50人の間ぐらいになってしまいました。移住・定住対策をこれからお願いをしようということで頑張っておりますが、やっぱりこういう子育て支援センター、福祉施策が充実することに意義があるわけでございます。そのあたりのことも考えてやっておるところでございますので、ひとつぜひご理解をいただきたいなと。

それから、倉庫につきましては、ダンプカーが1台と軽四のダンプが1台、その他につきましてはほぼあの施設の中で処理ができると、移動ができるというふうに私も聞いておりますので、ガレージについては後から整備をさせていただこうと、そういうふうにシルバー人材センターとも話し合いをしておるところでございますので、これはひとつご理解をいただきたいなと思っております。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） もう一つ質問したいのはやまやまなんですけど、時間が、次のもう一つありますので、これでこの質問は終わります。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 2点目の一般質問です。

防災都市公園整備事業につきまして、ぽつの2つ目の質問をいたします。

この質疑をすれば、ぽつの上側のほうもおのずと私の聞きたいことははっきりいたしますし、質問の中で分かっていたかと思えます。

ぽつの下側に、この事業におけるこれからの対処、取り組み方、事業実施の有無についての判断をするつもりはあるのか、それはいつ頃決断するのかと、この点についてお尋ねいたします。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、万代議員の防災都市公園整備事業についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の地権者に対して、本年この事業の今後について文書を出しているという文書の全文を読み上げて説明を求めるについてでございますが、このご質問につきまして答弁は控えさせていただきます。

次に、この事業におけるこれからの対処、取り組み方と、そのこととの関連で事業実施の有無を判断、決断するのはいつか、明確なる答弁を求めるについてでございますが、防災都市公園整備事業は将来の和気町にとって防災対策の拠点施設、スポーツの振興、関係人口の増加と地域の活性化、町民の健康づくりの観点から必要な事業だと認識しており、引き続き関係各方面、そして議会に対し、丁寧なご説明をしてみたいと思っております、今後の状況を十分考慮し、ご理解をいただくまで事業延期とさせていただきますと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、万代議員への答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） 今答弁を聞いてて、本当にのんびりした答弁だなと、こういうに思います。ちょっと今どう言われたか、関係方面から議会へ丁寧に説明して、理解してもらえるまで事業延期するとかなんとか言われたんじゃないかなと思うんですけど、平成30年にこの事業を、交付金の交付申請が始まって、ご承知のとおり5年間やるということですよ。ほんで、2年半が過ぎたわけですよ。あと今年の半分と来年度令和3年度、令和

4年度とあります。令和2年度になっても今の答弁では、丁寧に議会に説明、理解を求めると言われたんかな。半年過ぎたわけですけど、そういうことは一度もないですよ。12月の本要望も迫ってますよね。今のままでいけば、これは私の推測ではありますが、本要望するのかもしれないのか、しても駄目なのかなというようなことも思いますが、それよりも大事なことは、基本計画の見直しはしないということです。そういうことで考えているというのが見え隠れしますよね、今の状況で。そうしますと、これは国、県の理解は当然得られませんよね。だから、12月に本要望しても令和3年度の予算はつかない。となると、交付金の交付期間の5年のうちの4年は事業の未着工というんですか、未着手というんですか、のまま過ぎていきますよね。そうすると、最終年の令和4年度に何が何でも予算要求して予算取りするんだと考えて、6月の概算要求とか、12月の本要望にターゲットを当てて何かをやるか、あるいはそれも実績がなかったら国も県もどうか分かりませんよね。

そういう中で5年目に入るとします。5年目に入ると、今度は延伸ということを考えるようになります。でも、延伸とって考えたって、基本計画が軽微な変更はあっても基本的に変わらないということになると、延伸は非常に難しいですよ。かつこの都市公園で定められて、補助金を2分の1と3分の1、社会資本の整備交付金でもらおうとすれば、都市公園法という縛りがありますから、これを利用しようとするならば新しい事業を、延伸が駄目なら、もう一個の選択肢は新しい事業、都市公園法の縛りの中の新しい事業です。でも、それも難しいですよ。なぜならば地権者には話をしているという縛りが一つあります。承諾書までもらってるという縛りがあります。面積要件を変えることもできません。それから、特区申請で防災都市公園に防災の管理センターを作るというふうなことをヒアリングでアピールしてますよね。そういうことがあると、この2つの縛りがあれば、今の面積要件、都市要件というものは変えられないですよ。それに加えて令和4年度の終わり、後半には町議選があります。また、その前年には町長選があります。そのような、どういう構成になるか、町議選で言えばどういう構成になるかも分からない中で、どのようにするかということをやまだに考えてないというのは、これはあまりにも無責任じゃないですか。事業をやると言ってきたわけですから、だから先ほどのんびりした答弁だと申し上げさせていただきました。

たとえ議員の構成が、賛否が現在6対6であって、これが7対5になっても、議案を出せば通るかもしれないよ。しかしながら、6対6、7対5でも、いずれ選挙があつて構成がどうなるか分からない不安定な状況の中で、国や県がこの事業の予算をつけることを、一般的な見方ですけど、つけるとは思えませんね、私は。そういう今の現実の現状の中においても、なおこの問題については、さっきどう言われたんかな、理解してもらえらるまで事業の延期をする考えとか、こういう言葉が出てくるでしょうか。本当に私は分かりません。今そういう状況なんじゃないんですかね。したがって、あと2分ちょっとありますから、最後に町長にお尋ねしますが、この問題、この事業につきましては、町議選が終わるまで、言葉はちょっとどういうふうに言っていいたか、この事業は凍結するしかないんじゃないかなと、こういうふうに表示しときましようか、と思いますが、本当に時間が少なくなって申し訳ありませんけど、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 1分36秒でお答えするのは、ちょっと中途半端になって、余計誤解を招くようなことになるかも知れませんが、私は就任当初から選挙でもこの公約を掲げながらやらせていただきました。地元のほうへもそのお話をさせていただいて、平成30年9月の議会では5年間の継続事業で20億円、約10億円国の補助金をいただいて、この事業をやらせていただくと、そういったときに3つの反対理由がありました。その3つの反対理由がどうしても私も理解ができないということの中からお願いをしておりましたところ、平成30年6月の議会でしたか、万代議員が、それは私は絶対に反対じゃねえんじやと、ただ我々の言うことを聞いてもらえるんなら私はそれなりに賛成しますというお話が町長室でありまして、それはぜひよろしくお願いま

すといったのは審議会を立ち上げなさいということで、審議会の要綱も議会へ提案をさせていただきました。しかも審議会の議員は10人でというのを私が申し上げたら15人だと言われるので、15人で一般公募しましょう。こういうと言われるから、私は15人で提案したら、明る日になったら、それはもう否決になったんです。そういう経緯をたどって今日に来ておりますから、皆さんに本当にいろんなご迷惑をおかけいたしておりますが、私は議員の皆さん方にもぜひ和気町の付加価値を高めて、和気町の交流人口を増やすことによって、これだけ利便性の高い和気町でございますから、和気町の発展を何とか考えていきたい。何とかこのことを皆さんにご理解をいただきたい、そう思いながら今もおるんですが、議会だけじゃなしに、ほかの場所でも私はこの話は国会議員の先生にもしゅうります。議会の皆さん方に何とかご理解をいただくように、私がまだ説明不足であるというのは重々私が認識をいたしておりますが、一日も早くこのことをご理解いただいて、何らかの形で和気町の皆さんの有事の際には日本一の防災機能を持たせたような、そういう特に異常気象で時間当たりの雨量が100ミリというようなこともあるんですから……。

○議長（安東哲矢君） 町長、時間ですんで。

○町長（草加信義君） はい、分かりました。

そういうこともありますから、何とかご理解をいただく努力をせにやいけんのは、私の努力不足に今までなっておりますが、ひとつぜひ今後とも、私も機会あるごとにお話をさせていただきますし、お願いをさせていただこうと思っておりますので、どうぞひとつよろしくお願いを申し上げまして、答弁に代えさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 8番 万代君。

○8番（万代哲央君） これで私の一般質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） これで万代哲央君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

午後1時42分 休憩

午後1時42分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6番 山本 稔君に質問を許可します。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

私のほうからは、2点、質問をさせていただきますと思います。

町営バス運行の今後とはということ、もう一つはまち・ひと・しごと創生総合戦略の今後とはということでさせていただきますと思います。

まず、和気町の町営バス運行の今後とはということでございますが、まずこの前の7月11日に全員協議会がございまして、その場で町営バスの今の実績報告がございました。年間3万人ほど利用されているところでございます。まずまず多い利用者だと思います。ですが、まだ利用されていない方もたくさんおられます。こういうことについて、いろいろと耳にしたことをここで質問させていただきたいと思います。

まず、この前全員協議会でも言われておりました、同僚議員のほうから空バスが多く走るとということ、それからバスが2台、3台、連なって国道を走っているというようなこともございます。こういう観点から佐伯地域については、佐伯のサエスタあるいは佐伯庁舎を基点として佐伯地域を回る便と、佐伯の拠点から和気駅、それから町内循環バスのほうに乗換えをするような便をこしらえてはどうかということを一いつ申し上げたいと思います。

利用者がいろいろおられまして話を聞くと、時間が、スクールバスを利用していることもありまして、朝、どうしても出ていきたいというときにバスの時間がないんじゃないという方もおられますし、一旦出ていったら帰りの

便がなかなかないんで、もう一日仕事じゃと。じゃから、ちょっと出ていきとうねえなというような方もおられます。問題がたくさんありますので、こういうことをいろいろとかみ合わせて、バスの運行の形態を変えとか、していただきたいと思います。

この前も利用状況で軽微な変更、バス停とか運転の時間とか変えられましたが、大きな変更ではなく、今までと同じような変更でございます。それから、学校の授業があると必ずバスの変更があります。これはもう町民の皆さんは、大体こういうもんじゃというふうに認識をされてきて、大体小学校の行事があるときはバスの時間が変わるんじゃないというような認識が大分出てきたので、こちら辺はいいんじゃないかと思いますが、バスの運転手によりますと、優しく変更になったよというような運転手もおられますし、何も話さなくても見ていただければ分かるというような運転手もおられますが、丁寧な説明があれば町民の皆さんもより利用しやすいんじゃないかと思われまので、こういうところを直していかれるのかどうか、そこら辺をひとつよろしくお願いします。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

それでは、山本 稔議員の町営バスの運行の今後はどういうご質問にお答えをしたいと思います。

まず、先般の全員協議会でご報告をさせていただきました。改善点につきましては11月からということで、軽微な変更のみということになります。

その後の質問の2番目の町営バスの運行路線の変更は考えていないのかということですが、これも先般の全員協議会でもご報告をさせていただきましたが、11月の改定は軽微なものということで、来年の4月、これを目標に、より利用しやすいものとなるように、これは変更には当たっては地域の方々のご意見、それから利用者の方々のご意見、このあたりを十分お聞きする中で、来年4月を目標に考えております。条例改正とか、そういったものを伴うものも考えております。ただ、変更には当たっては、地域公共交通会議、利用者の代表の方、それから他の交通事業者の方、この方々で構成する地域公共交通会議の合意が必要となってまいりますので、十分調整をして、実施に向けてやっていきたいというふうに思います。

それから、先ほどご質問の中で空バスというか、乗客がゼロのバス、かなりの本数ございます。ちょっと自分の席のほうに資料があるんですが、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

それから、来年4月の改定の中で考えておりますのが、佐伯から和氣の駅のほうに向かってくるバスが5分おきぐらいに2台、3台連なってくる、このあたりも少し整理ができたというふうに思います。例えば佐伯に、山本議員言われるように、拠点を立ててということも考えとんですけど、やっぱり利用者の方が多いのが高齢者の方で、拠点を設けて乗り換えるということになると、やっぱり乗り降り、このご負担がどんなかなという心配をしております。そのあたりも十分ご意見をお聞きして、考えていきたいというふうに思います。

それから、バスの時刻の変更ですね、これも学校行事とリンクしますので年間かなりの数ございまして、大変ご迷惑をかけているところでございます。今回11月の変更、それから来年4月に向けての変更というのは慎重にやっていきたいと思いますが、バスの運行というのは完成形はないというふうに私は思っていて、常にいろんな方のご意見をいただく中で、そのときのその時代のニーズに合った時刻、運行方法、そうしたことで考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、山本議員への答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

先ほど質問をちょっとし忘れたというか、ちょっと落ちておるところがありますが、佐伯地域のほうは今申し上げたとおりですが、日笠地区は木倉区を通っていませんよね、そういうところもまた路線を考えるとかされるんかどうか。

それから、前にも私申し上げましたが、バス停から遠く離れた人もおられますので、そこら辺の送り迎えとか、そういうのはどういうふうにするのかとか、地区のボランティアの人が携わってくれば一番いいようにいくんだろうと思いますが、そういうふうな仕組みづくりとかも考えないといけないと思います。

それから、そこら辺のお考え、それから今さっき皆さんの意見を聞いて、バスの運行をするんだということですが、もうそろそろ1年ほどたっておるわけですが、利用者の方のアンケートは取りやすいと思われませんが、利用されていない方のアンケートをここでまた実施、お金がかかることですが、実施して、なぜ利用していただけないのか、そういうところもちょっと分かった上で、路線の変更とか運行の在り方を考えていったほうがいいんじゃないかと思いますが、そこら辺の考えはどうでしょうか。

○議長（安東哲矢君） 危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） ありがとうございます。

山本議員のご質問のバスの走っていない地域への乗り入れということですが、これも考えております。考えておりますが、実現できたらというふうに思います。これも地域の意見を聞いてみないといけないんですけど、ぜひ今まで行けてない地域へも試験的に運行ができたというふうに思います。ただ、これも公共交通会議の合意が要る事項ですので、慎重に行いたいというふうに思います。

それから、バス停から遠い方の支援といいますか、公共交通という事業でできることというのは限られておまして、幹線を公共交通、例えばですけど、その他のところをほかの手段の地域の方の応援によって成り立つものもございまして、ひょっとしたら公共交通以外の事業で考えないといけないケースもあろうかと思っておりますので、ほかの事業との調整というのにも必要かなというふうに考えています。

それから、私のほうも利用されていない方の意見というのはぜひお聞きしたいと思います。どういう理由で利用できないのかということです。これはアンケートという方法もあるんですが、できれば地域に行かせていただいて、直接お話をすることでご意見をいただけたら、効率は悪いかも分かりますんですけど、直接利用できない方のご意見というのをいただいて、参考にさせていただこうというふうに思います。

それから、最初のご質問でありましたゼロ乗車人数、ゼロ人の便ですが、これは年間運行の便数というのがトータルで1万5,558便あるんです。13路線で毎日運行してますと、そうなります。そのうちの5,552便は乗車されていない便がございまして。空いた時間で運行してとんで、やっぱり利用者の方も不便なから乗れんのかも分かりますし、そのあたりも考えて、乗らないから走らないというんじゃなくて、乗っていただけるような方法を考えていきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） 大体考え方は分かります。ありがとうございます。

こちらのほうから出かけていって聞いていただければ、一番よく分かっていいと思います。

それと、先ほども言いましたように、どうしても路線が難しいようであれば、その地区の集会所なり、そこら辺からゴルフ場でありますような電動カーを、スイッチを入れたら路線の上を走っていく、自動で走っていくようなこともできますので、そういうことも考えたり、それができなかつたら地区の人に助けてもらってバス停まで運ぶということしかないと思います。こういうことをいろいろと考えて、完成形がないと言われましたので、できるだけ住民の方が利用されやすい定時定路線、定時定路線でありますので全く乗らなく走るのもしょうがないと思われませんが、なるだけ皆さんが乗ってもらうのが一番妥当だと思いますので、そういうところで考えていただければと思います。

それでは、もうこれで質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、2つ目の質問でございまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略の今後とは

いうことでお聞きしたいと思います。

和気町の魅力向上で、いろいろな取組を行っていただいております。ですけど、一番は英語特区、教育のまち和気町ということで、他県からの移住が多くなったということが一番じゃないかと思われませんが、和気町の特徴として、災害が少ない、気候が温暖、自然が豊かというようなこともありますので、そういうところを生かした今後の取組等も必要じゃないかと思われまして。これから英語特区については、よその県、市町村も英語学習が低学年化して、どこの町も遜色がないような感じになってくるんじゃないかと思われまして。ですから、いち早く英語をやってきた我がまちとしては、それ以上のよそとは違う差別化をして、何年か勉強したら海外留学に何人か行くとか、今オーストラリアのほうと学校でオンラインで授業をしたりしておりますが、そういうふうなことを生かして、実際に行ったりするのも取り入れて、和気町に行ったら勉強もできるというようなことも考えられるんじゃないかと思われまして。

それから、移住者の定住、これも問題があると思われまして、空き家はたくさんあるんですが、空き家を持っておられる方のほうが売りたいという人は結構おられると思われまして、移住してこられる方も、もうそこまで買ってまでというのがないかと思われまして、貸し出すようにするには、また持っとられる方も貸し出すにはいろんな、中を片づけたりしませんと貸し出しにくいんじゃないかと思われまして。そういうことで、貸すのはちょっとどうかというお宅も結構あるように思われまして。ですから、そこら辺の取組を考えていただいたらどうかと思われまして。まず、貸し出しに当たって、家を片づけるのに補助を出すとか、そういうことも考えてみてはどうでしょうか。

それからもう一つ、土地がたくさんあるので、うちの土地を使ってもええよと、新しく来た人はもう新しい家を建て住んでもらえるんなら、うちの土地を使ってもいいですよというところもあるんじゃないかと思われまして、こういうふうな土地の把握、そういうのもあったらどんなかなと私は思うので、そこら辺のことをちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思われまして。よろしくお願ひいたします。

○議長（安東哲矢君） まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、山本議員からいただきましたご質問にお答えをさせていただきますと思われまして。

まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略の今後ということでございますので、ご質問いただいた英語特区等の海外留学の支援というのもございますけれども、今現状等につきましてお答えさせていただきますからさせていただきますというふうには思われまして。

まず、和気町では2015年10月に人口減少を克服するための施策をまとめた第1期の和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしまして、若者に和気町に住み続けたいと思わせる、また移住を希望される方、町外の方に選んでもらえるような施策を現在まで展開しております。今年度は人口減少や新型コロナウイルスの蔓延、大規模自然災害の頻発等、様々な支援に向き合う時代にまちの将来のあるべき姿を展望し、まちづくりの長期的なビジョンを示し、将来にわたって全ての町民が安全・安心で尊厳を持って住み続けられるまちを築いていくための指針として、本町のあらゆる分野の最上位となる新たな第2次和気町総合計画の策定を進めているところであり、第2期の和気町まち・ひと・しごと創生総合戦略も総合計画に含包した形で策定することとしております。その中で移住というような部分でございますが、移住に関しましては直近4年で移住相談件数が725世帯、1,598人、移住の下見での来町者数は371世帯894人、移住者数は216世帯420人ということになっておりまして、移住者のうち、約7割が関東と関西の都市圏からの方です。年代では20代から40代の子育て世代の方が約7割を占めている状況でございます。

今年度は新型コロナウイルスの影響で、県境をまたぐ移動の自粛、東京、大阪での移住相談会が中止になるなど、前年度の同期と比較いたしまして、移住者数が今現在で約50%、移住相談件数は約70%という状況とな

っておりますが、コロナ禍を起因といたしましたリモートワークの拡大、3密を徹底的に避けるといった、いわゆる新たな生活様式が生まれる、そういったことなどから、今後は都会から田舎への移住の流れが大きくなるものと予測しております。この流れを逃さず、移住者増、それに伴う出生率の向上に結びつけていくために、現在土日、祝日のオンラインの移住相談への対応、空き家バンク物件やお試し住宅の紹介動画の作成に取り組み、移住を希望される方が和気町に足を運ぶことがなくても、また直接接することがなく情報が収集できるような体制を整えていております。

また、今回の補正予算にも盛り込んでおりますが、東京、大阪等への移住PRのキャラバン活動、お試し住宅の追加整備、さらに中止になった東京、大阪での移住相談会のかわりにオンラインでの移住相談会が10月から今度は開催されることとなりますので、そちらへの参加も予定しております。まち・ひと・しごと創生総合戦略では、これまでも移住・定住に直接的につながる施策には特に力を入れてきておりまして、今後も引き続き子育て世代の財政負担の軽減や住宅改修のための施策、移住を希望する方をサポートする施策の充実に力を入れていく予定としております。

そして、先ほど議員のほうからもおっしゃっていただきました英語特区を生かした海外留学支援です。そういったことも今の新しいご提案としていただきましたので、今後実現できるかどうかというのをまた考えてまいりたいというふうに思っております。また、そのPRに関しましても、災害が少ないとか、そういったこと、この利点というのはやっぱり非常に大きなものでございますので、こういったあたりのところも十分生かしながらやっていきたいというふうに考えております。

次に、空き家の利用状況等なんですけれども、町では移住・定住対策の一つとして空き家バンクを今実際に運営しております。空き家バンクへの登録物件は、毎年十数件から20件ぐらいの新規の登録があります。現在は25件が登録されている状況でございます。空き家バンクへの登録促進につきましては、固定資産税の通知書へのチラシの同封、あとは町広報誌へそういう募集広告の掲載とか、そういった形で所有者の方への働きかけを行っております。また、移住者が空き家を改修する際には、上限50万円までの補助を行う空き家改修補助金や移住を決める前に一定期間和気町での暮らしを体験できるお試し住宅の整備で空き家の活用をしている状況でございます。

しかしながら、平成26年度に行った、ちょっと古い調査になりますが、調査では583件の空き家があったことを踏まえると、まだ現在も多くの空き家が残っており、十分に活用できていない状況であるとも言えます。近年和気町へ移住が増加するにつれ、和気町に住みたくても条件に合う家がないとか、選択肢が少ないと、そういうような物件不足がやっぱり大きな問題となっております。移住を希望される方というのは、賃貸の一軒家を望まれるケースが非常に多々ございます。町内の物件は、売買物件とか集合の賃貸住宅、そういったようなものが多くて、需要と供給のミスマッチが起きている状況であるというふうにもいえます。賃貸物件の空き家が少ないという要因といたしましては、議員もおっしゃったとおり、空き家の片づけに関する負担というのが大きな原因となっております。実際近隣市町では空き家の片づけに補助金という制度を設けておるところがございます。そういったことも、今後本町においても、空き家バンクの登録への増加に向けて、そういう補助金制度の創設も検討する必要があると、そういうふうに考えております。あとは、土地利用につきましても、やはり空いた土地とかで土地を買って家を建てたいという方もいらっしゃると思いますので、そういった情報も集められるような形を整えられればというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

私も意向に沿った形で進めていただいております。

それからもう一つ、この前にも質問させていただきましたが、Uターンの方も大切なことだと思います。この前ちょっと話を聞きますと、太崎上島というところは地区のお祭りのなものもありますが、Uターンの方が非常に多いと聞いております。それは町が何かお祭りのものがあるから帰ってくるんだと思われるので、そういう和気町出身の方が帰ってくるような魅力あるまちを作っていないと、帰ってきてくれんのかなと、そう思います。そこら辺の取組もこれからちょっと考えていただきたいと思いますので、そこら辺のことももう少しお聞かせ願いたいと思います。

それからもう一つ、いろんな面で和気町の移住・定住される方に和気町を選んでもらうためには、目的がいろいろあります。和気町は農業をされる方がたくさんおられます、これから組合のほうもあるんですが、組合委員も年を取って人がおらんというようなことがありますので、農業のほうの移住者のことも考えて、移住して何かするにはやっぱりほかとは違った補助的なものを考えないと、来ていただけないのかなと思います。

この前ちょっと何かの番組でやっておったんですが、アスパラガスの温室栽培をしているところはかなりの補助をもらってやってる。その町でないともうけにならんというようなことを言っておりましたので、そういうところも和気町では夏秋ナスと白ネギを中心に作業部会等がありまして、いろいろやっておりますが、そういう後継ぎの問題もあると思いますので、そこら辺のことも頭に入れて、そこら辺も加えてやっていただけたらと思いますので、そこら辺をお聞かせください。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 移住・定住対策等についてのご質問をいただいておりますが、和気町の人口減少対策として、私はこの秋口になったらコロナがウイズコロナになってくるんじゃないかと思うんですが、何にせよ秋口になったらキャラバン隊を立てて、こっちからだんだんと関西から関東のほうへ向けてテントやのぼり旗を立てて、移住相談会場でリストアップをしていこうということを考えておまして、そのリストアップした中から移住者を募集していこうと、そんなことも実際考えとんです。

それで、特に最近はお承知のとおり、都内へおられてもテレワークで十分もう仕事ができるという状況がありまして、このあたりのこともありますから、和気町のよさも分かっていたら、和気町へぜひ移住してほしいというPRをしていきたいと考えております。また、オンラインによる移住相談会も県がやりますから、これにものってやっていこうと思っております。

そういう中で町内でやっぱり受皿といいますか、それなりに子育て世代の皆さんにぜひ来ていただきたいなと思っておりますが、そのときに考えにゃいけないのが、福祉施策がどのようなものがあるのかなというのがあるかなり皆さん関心を持つとられる。そこで、子育て支援センターであるとか、それから高校卒業するまでは医療費は無料化であるとか、それから幼稚園の使用料も無料化であるとか、こういうことの充実をぜひPRもしたい。

それから、住宅の不足の解消でございますが、これは民間の賃貸支援制度で、アパート建設の場合は10年間、固定資産税を免除しようとかという制度も設けておりますから、これが今まで27年12月の制度開始から8棟46戸活用していただいております。これもどんどんPRをしていきたいなと思っております。

それから、空き家の改修補助金は、上限が50万円で2分の1補助しようという制度もあります。それから、空き家の登録バンクで、これ登録していただいたら1万円、それに契約時に3万円の奨励金の制度があるんです。それから、移住を希望する方へのサポートとしては、今移住対策の専任の職員を置いております。それから、お試し住宅で現在お世話になっておりますのが、岩戸と尺所と福富、これ原則14日間以上、2か月以内、最長で4か月という制度も設けております。それから、短期所在の補助金として県外から移住を目的としてこの和気町へ来ていただいたら、1人当たり5回を限度に1泊当たり4,000円、今補助をさせていただこうと、その対象施設は杉金旅館、和気鶴飼谷温泉、竹園旅館、和気美しい森、IGOCOCHI、ロマンツェ、静耕舎、これだけのところへお願いをいたしております。また貸出用の自動車も用意をしております。そういうこと

を充実させて、この移住・定住対策、今ざっと1,000人ぐらいが入ってきていただいておりますから、次はもう1,000人を目標にやろうじゃねえかという話を内輪でやっております。頑張っやろうと思っております。どうぞご協力方よろしくお願いたします。

○議長（安東哲矢君） 6番 山本君。

○6番（山本 稔君） ありがとうございます。

すぐにすぐできる問題ではありませんが、これからも地道に少しずつでも取り組んでいただいて、移住者の方がたくさん来られて、和気町が人口が減っていくのを少しでも止められたらと思っております。今後も期待しております。よろしくお願いたします。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで山本 稔君の一般質問を終わります。

本日の一般質問はここで打ち切り、9月18日午前9時から引き続き行います。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午後2時19分 散会

令和2年第4回和気町議会会議録（第12日目）

1. 招集日時 令和2年9月18日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年9月18日 午前9時00分開議 午前11時21分散会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名

1番 尾崎 智美	2番 太田 啓補	3番 從野 勝
4番 若旅 啓太	5番 神崎 良一	6番 山本 稔
7番 居樹 豊	8番 万代 哲央	9番 山本 泰正
10番 西中 純一	11番 当瀬 万享	12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 草加 信義	副 町 長 稲山 茂
教 育 長 徳永 昭伸	総 務 部 長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一	財 政 課 長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一	民生福祉部長 岡本 芳克
都市建設課長 西本 幸司	上下水道課長 久永 敏博
総務事業部長 今田 好泰	教 育 次 長 万代 明
学校教育課長 國定 智子	
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃
9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第1	一般質問 1. 10番 西中純一 2. 4番 若旅啓太 3. 9番 山本泰正	

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、17日に引き続き一般質問を行います。

それでは、10番 西中純一君に質問を許可します。

10番 西中君。

○10番(西中純一君) 皆さん、おはようございます。

私は、今回3点質問をさせていただきます。

1点目はメガソーラーによる環境悪化、2点目は公共交通の見直し、それから3点目は駅前駐車場と和気駅前の広場の動線の見直しという、その3つのテーマで質問させていただきます。

まず、1点目でございます。

備前ゴルフ場の跡地にメガソーラーの工事が今もうかなり進んで、完成間近でございます。どうも、予定では10月25日と聞いておるんですけど、10月末頃には完成だろうというふうに思います。大変多くの方の工事関係者がおられて、毎日一生懸命やっておられます。

このメガソーラーの発電所でございますが、これについては、周辺の南山方、北山方、丸山、苦木、その4区と覚書を結んでおられて、何かこういう不都合があった場合についてはきちっとそういう因果関係が説明できれば、ソーラーの会社もいろいろ対応する場合があると、そのようなことになっているようでございます。しかしながら、相当の広い部分をやる、木もいろいろ切っておられるということでいろいろ心配な向きも地元の方は持っておられるわけでありまして。

今、温暖化による気候変動、雨の降る状況も大きく変化している、そういう中で、延原へ上がる麓の矢田地区、長楽団地——あの辺は苦木と思われている方もおられるかもしれませんが、矢田なんです——その辺の方々やはりそういう洪水とかいろいろな事を心配しておられるということでございます。ゴルフ場だけじゃないんですよ。実は、その上の山、小規模の開発も行われているようでございますが、公園をつくれるというふうなことを言われたりして、やられている方もおるようでございます。

このことに関して、町としては環境悪化というか、洪水とかそのようなものに対する防災についてどのように対応するかということが1つ目でございます。

それから、その他の山林地域でもいろいろとあるわけですね。田土だとか、南山方、丸山等が特にあるというふうに思います。山林のそういう小規模開発による環境への影響というか、ソーラーがやっぱし主だとは思いますが、いろいろなことで構造物ができております。そういうものに対する何か対応というか、以前から何か条例等をしてみてはどうかということを議会で主張させていただいているところでございますが、水路や池、それから水田等への濁り水が工事によって出てきたり、いろいろと今後の影響を心配されている、そういう向きもあるわけでございます。田土の杉沢地区にもちょっと中規模なメガソーラーというふうな話もあるわけでございます。一時ちょっとやんだような話もあったんですが、やはりまだいろいろと計画をされているやに聞いております。そういう問題についてもどのように対応をしていただけるのか、そういう防災という観点でどういうふうにしていくのか、その点についてお尋ねをさせていただきたい。それがまず1点目です。よろしく願います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、西中議員のメガソーラーによる環境悪化にどう対応するかについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の備前ゴルフ場跡地のメガソーラー完成後の町の対応はについてでございますが、当該開発地につきましても、和気町開発事業の調整に関する条例のほか、岡山県の県土保全条例及び森林法に基づく林地開発など、それぞれの条例、法律により審査、審議され、許可証が交付されておるところでございます。

完成後は、事業者と本町との間で締結した協定に基づき、事業者は防災施設の管理、周辺環境へ十分な配慮をするものとされており、周辺の4区におきましても事業者と協定を締結しておりますので、地元区の意向に沿った事業運営がなされているものと考えておるところでございます。

次に、田土や南山方、丸山等の山林の小規模開発による環境への影響とそれに対する条例はどうするかについてでございますが、現在は和気町開発事業の調整に関する条例に基づき対応しており、1,000平米以上の土地の区画形質の変更の有無により開発行為に該当するかを判断しておるところでございます。

議員ご質問の山林への小規模開発におきましても、現地確認、計画図面の提出を求め、開発行為に該当するかを判断しているところでございます。

また、1,000平米未満等で開発行為に該当しない事業に対しましては、地元区同意のもと事業を進めるよう、環境への配慮を含めて指導しておるところでございます。

なお、太陽光発電施設につきましては、昨年10月1日に施行された土砂災害特別警戒区域等への太陽光発電施設の設置を禁止した岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例及び和気町開発事業の調整に関する条例により対応していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、西中議員への答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 地元区とも備前ゴルフ場の跡地の事業についてはいろいろと協定があるということで、ある程度安心はしているところでもございますけれども、何しろ今の自然の気候変動というか、その辺が物すごく大きいので、非常に心配されている向きもあるということでございます。ゴルフ場だけじゃない、さっきも申しました小規模なほかの林地の開発というようななんもあるので、非常に心配されているということでございます。

周辺では例えば美作市でパネル税をすとか、いろいろかなりソーラーについて規制をしようというふうな動きもあったわけでございます。特段今ほかの地域でもこのソーラーについてあるんですけども、そういう住民の心配というか、全然そういうことはないんですが、その辺だけ、現在行われている小規模、中規模もあるんで、条例等についての考えがあればですけど、なければ結構ですけど、そういう今のソーラーについての町民の皆さんの疑問点とかそういうもんは出てきていないのか、その辺だけちょっともしあるのであれば、何もないんであればいいんですけど、あればちょっと教えていただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

ソーラーにつきましては、現時点ではそのようなことはない認識しておるところでございます。

また、ソーラーにつきましても、先ほど申し上げました岡山県の条例等も照らし合わせて進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 近隣でも、このメガソーラーについてはそういうかなり強い規制といいますか、パネル税をつくとか、新たな検討もあったということでございます。ただ、選挙も美作市はあったということで、

もう少し細かい場合分けをしてもうちょっと柔軟に調整して対応していくというふうなことも聞いているところでございます。

特に佐伯地域には山林が非常に多いということで、そういうメガソーラーについてもほかの地区にもできている送電線を埋めるとか、いろいろなこともあったわけでございます。ぜひとも今後ともそういう環境悪化にならないように、災害につながらないように、ぜひ町としてきちっとした対応をお願いしたいというふうに思いまして、次の質問に入らせていただきます。

これは、公共交通の見直しということで、全員協議会でも説明があったということで、今後10月には若干の見直し、それから地区のバス停だとかそういう細かい見直しだと思うんですけど、それから来年4月ですか、もう少しコースを増やすとか、そういうふうな大きな改正とか、そういうものも含めて地域公共交通会議にも諮っているのと改善をしていくというふうにも聞いているところであります。

これについては、私は多少そういう最初のコンセプトというのはあったと思うんですけど、やはり私が一番思うのは、混乗というふうなこともあったんですけども、子供の便に大人も同乗してというふうなことも考えていたんですけど、とりわけ町外、特に佐伯地域などでは赤磐市へつなげてほしいというふうな、ネオポリスの下の辺に行くとか、あるいは熊山駅へ行ってそこから次の赤磐市の市営バスというんですか、あれは市民バスというんですか、そういうのにつなげれば次へつながるんで、そういうふうな考えもあると思うんです。そういうコンセプトについて、今までは空になっとなってもって言われてもこれはやったほうがいいんだというふうな町長のお考えもあるわけでございます。私も、ある程度こういう民間のバスや鉄道がなくなって、非常に地域の人の足が、いろいろ病院へ行くとか学校へ行くとかいろいろそういう点で困るわけございまして、何らかの形で見直しをしながら向上していく必要があると思います。そのまずはコンセプトを多少変えていかないのかと。

それから、昨日も同僚議員が言われました。佐伯地域と和気地域との間を結ぶ便があり、それから佐伯は佐伯で一つの地域があり、運行し、その間をまたつなぐ便を作るとか、そういう面も含めてコンセプトの見直しについて考えはないかということをお願いいたします。

それから、私がよく聞くのは、運転手のマナーというか、そういうことで、私が聞いているのは、挨拶もしない人がいらっしゃるとか、そういうふうなこともあるということで、あまり話をする必要はない、運転をきちっとするんが一番でございますが、そういう運転手のマナーというんですか、そういうふうなこともぜひ研修をするべきではないかなというふうな気持ちを持っております。そういうマナーの向上、それについてはできないかということが2番目でございます。その質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、これは通告はしていなかったんですけど、もしお考えがあるんでしたら教えていただきたいと思うんですけど。

今、危機管理室では係の方が1人だけで担当していらっしゃるというふうに思います。しかし、こういういろいろと交通形態を毎年調整をしていくということになると……。

○議長（安東哲矢君） 西中議員、ちょっとそれは通告してないですよ。それだと……

（10番 西中純一君「それでは、後のことまで言わせてもらって。いや、分かりました、はい」の声あり）

それちょっと通告……

（10番 西中純一君「じゃあ、それは通告してないということなんで、後で、はい。すみません。そういうことでよろしく申し上げます」の声あり）

危機管理室長 新田君。

○危機管理室長（新田憲一君） 失礼いたします。

西中議員の公共交通の見直しはというご質問にお答えいたします。

まず、バス運行のコンセプトは変えないのかというご質問でございますが、この町営バスはスクールバスの空き時間を活用して運行しております。学校行事などの関係で、通常と異なる下校時間のときにはスクールバスを優先としておりまして、町営バスの運行を変更して対応させていただくことがありますので、利用者の方からは頻繁に変更になって困るとご意見をいただいておりますが、先ほども申し上げましたように、スクールバスの空き時間を活用して運行している以上、やむを得ないことであると考えております。学校とも協議をしながら、少しでも時間変更、これが少なくなるように努めるとともに、周知につきましても、問合せがあった場合などは分かりやすく丁寧な対応に努めてまいりますので、ご理解をいただけますようお願いいたします。

次に、赤磐市方面への運行はしないのかというご質問でございますが、現在は町営バスの佐伯熊山線というのを運行しておりまして、これは通勤、通学で佐伯地域の多くの方にご利用いただいております。

また、町営バスとは別に、赤磐市との広域路線バス、こちらも周匝から和気駅までを運行をいたしております。平成30年3月に策定いたしました和気町の地域公共交通網形成計画、この計画の中で、本町の公共交通の形成の基本方針の一つにJR和気駅周辺への人の流れをつくるというものがございます。今後は、町内の商業施設、それから飲食店等とも連携をした魅力的な町の中心拠点を創出いたしまして、町民の方の生活の質の向上を公共交通を使って目指していくこととしております。

次に、運転手のマナーの向上はできないかのご質問でございますが、町営バスの利用者は高齢者、子供の割合が多く、より一層親切、丁寧な接遇が求められているために、運転手には町職員として自覚を持ち、安全運転はもちろんでございますが、親切、丁寧な接遇を心がけるよう日頃から指導をしております。

今後も、今回ご指摘をいただきましたので、運転手のマナーの向上につきましては引き続き指導してまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、西中議員の答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 大体分かりましたけれど、スクールバスが中心ということで、その後からの運行で町民の足をするというふうなことでございます。

それから、和気駅を周辺につなげるというふうな、そういうもともとの計画にあったということでございますが、やはりそんなことを言うても古いと言われるかもしれませんけど、やはり佐伯と和気のいわゆる対等合併をやっているわけなので、人数が3,000人程度という非常に少ないといえ少ないわけでございますが、同じようにそういう和気町を構成している、同じように町税を払っている方がいらっしゃるということで、ちょっとした工夫で地域のそういう利便性が向上するということがあるわけなので、やはりそういう気持ちというのは持っているということでございます。

ですから、例えばの話が、赤磐市の熊山駅ですか、あるいは松木のほうでしょうか、そういうふうなところへ何か便を出すということになると、それだけ例えば1便でも増えるとかかなりコストというか、経費が物すごくかかるということなんですかね。それだけちょっと教えていただければ。

前、議員が、ここへおられない、なんせ前町長をやられた方がそういうふうな野間というところまで便を出すと、そこからは赤磐市の循環とか岡山市のほうにバスが繋がっていくんだというふうな宇野バスというものもあるんで、そういうふうなことで試算もされたということもあったわけでございますが、例えば1便を増やすというふうなことになる、相当バスの台数を増やさないとけんかもしれんとか、そういうふうなことがやはりかなり無理があるんですか、その点だけちょっと教えていただければと思います。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほど担当課長のほうからご説明を申し上げたとおりでございますが、町営バス運行につきましては、スクールバスの空き時間を活用しながら運営させていただいております。

けておると思いますが、路線バスの運休、時刻変更、これはもう本当に利用者の方々には大変ご迷惑をおかけいたしておりまして、これはできれば、私が今考えておりますのは、最初から申し上げておりましたように、今西中議員もおっしゃっておられました、一般社会人と同乗していただくということを基本に考えて始めたんですが、なかなかご理解がいただけないという部分がありまして、一般社会人の方に大変なご迷惑をおかけいたしておりまして、これ一般社会人の人と同乗していただければ、時間の設定等につきましても非常に利便性が図れると、もうこれは間違いないわけでございまして、これがご理解いただけるような努力をせにゃいけんということも内部でも話しておりますから、PTAの方とかそのあたりにもこれから教育委員会を通じましてもご理解いただける努力をしていかななくてははいけないと思います。

それから、基本的にはこの定時定路線バスというのは、これちょっと余談になるかも知れませんが、停留所、路線を走らすのが基本でございまして、自助、公助、共助といいますか、路線を走らせて停留所で降りていただくと。そこから先をやりますと、今度は民間事業者の圧迫にもつながります。このあたりもかなり地域公共交通会議でも課題になっておりますので、停留所から今後はもう共助とか、ともに助け合っていただくとか、民間事業者にお任せをさせていただくと、こういう考え方でやらせていただかざるを得ないのかなと思っております。

それから、赤磐との中継なんです、実は本当のことを申し上げますと、熊山の駅へ入るのはもう物すごい怒られるんです、赤磐市に。もうすぐどけど。もう止めるところがないんです、現実問題として。職員がわざわざ、うちのバスへ入ると、そこへ来てもう追い払うようなことをせられるということも実はあるんです。ですから、このあたりも、赤磐の友實市長ともお話しをしないといけんと思っておりますが、いずれにせよ赤磐市のバスとつなぐということも一つの方法でございまして、今後十分検討してまいります。

赤坂へ向けていくというのは、ちょっとこれはなかなか地域公共交通会議でも、この和気町の地域公共交通会議だけじゃ済みませんから、赤磐市の地域公共交通会議で諮られるということになりますから、これはなかなか無理な話だと思いますので、今までずっと西中議員がそのことを課題に持っておられるんですが、ちょっとこれは無理だと思いますので、これはご理解をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、今スクールバスと一緒にやっておりますから皆さんにご迷惑をおかけしておりますが、できるだけ佐伯は中継車を出して、佐伯地内は佐伯地内で一箇所へ集めて、そこから中継をして和気の駅に向いてくるというような努力もしないといけんと思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） まとめて、次に行きたいと思っております。

私は、驚いたというか、意外に前向きな町長の答弁をいただいたというふうな感じがしております。確かに混乗については、和気地域の保護者の方、そういうところで高齢者の方が物を子供に渡すんじゃないかとか、そういうトラブルっていうものもいろいろ考えられているというふうな向きがあるんですけど、その点はやはりきちっと話をすれば、本当の利便性を確保する上では混乗ということも私はやはり何か考えるべきじゃないかなと。路線によるんですけど、混乗してもそういう利便がないところはそりゃやっても意味がないですけど、そういう場所もあると思うので、それについても今後とも研究をしていただきたい、調整をしていただければというふうなことを思っております。

それから、いわゆる他市町、特に赤磐市との熊山駅への乗り入れというのもかなりいろいろと難しいんだというふうなことも言われましたけれども、これも全く否定はされませんでした。やはりそういうつながりを持っていけばある程度、特に備前市とはいろいろと吉永病院へ行ったり片上方面へ行ったりというふうなこともできているわけなので、ぜひとも今後ともそういう利便性向上という点でよろしくお願ひしたいというふうに思いま

す。

また、一応、事前には申ししておりませんでしたけど、要望でございますが、この交通というのはやはりかなり人数、時間がかかり面倒くさい、住民の意見を聞いたり、いろいろと調整が難しい問題があると思います。ぜひとも今後とも人員を増やして、例えばそういう課、交通課をつくるだとか、そういう面についても研究していただければ、もっといろいろと俊敏な対応、早い対応ができるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも今後ともその点については検討のほうをお願いしたいというふうに思っております。

以上、この点については質問を終わります。

次の質問でございます。

3点目、和気駅前駐車場です。

これは要するに、和気駅前駐車場は定期駐車が多くて、とっぴに入る時間指定の自由に入れる場所が割と少ないというふうなことで、初めて和気駅へ来た方はやっぱりちょっとびっくりされるんだろうというふうに思っております。ですから、やはりもうちょっとそういうスペースの一時駐車を増やしてはということが言われていたところでございます。その点がどうなったか。

それから、それを抜本的にやろうとすると土地を広げる必要があるということで、JRの余った場所、引込線の場所の土地購入について研究をして、ある程度JRとも一定の調整まで行っているというふうにも聞いております。その調整が一体どういうふうになったのか、交渉、その点について教えていただきたいと思っております。

それから、駅前広場については、一般車がお迎えに行くと、バスとかタクシーの方も横づけされてるということで、やはりなかなか入りにくいんだという声もあるわけでございます。県警の交番ももう移転しているわけなんで、あの辺に止めてる方もいらっしゃるんですけど、その動線についてきちっと改善というか、それができないかということでございます。そうすることによってスムーズにあそこの運行ができるのではないかとということで、その点をお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、西中議員の和気駅前駐車場と和気駅前広場の動線の見直しはについてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の和気駅前駐車場の改善はしないかについてでございますが、和気駅前駐車場の満車問題につきましては、定期契約者との契約状況を考慮しながら、平成29年度から現在まで定期駐車を46台から30台、一般駐車40台から56台に段階的に変更しており、駅周辺で一定規模のイベント等がない限りは満車の状態が発生してないと認識しており、数年前の慢性的な満車状態は解消されていると考えておるところでございます。

JR土地購入はどうなったかについてでございますが、現在JRと協議を進めておりますので、引き続き整備の時期等の検討も含め続けてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

次に、和気駅前広場の動線を変えて、バス、タクシー、マイカーのスムーズな動線の改善はできないかについてでございますが、和気駅前の送迎車両の混雑を解消するため、平成30年度に和気駅前交番跡地をJRから購入し、町営バスや送迎車両が利用しやすい環境が整備できており、現段階では特に問題ないというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、西中議員の答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 分かりました。

定期駐車の分はちょっと少なくなって、一時駐車が十何台が増えて、満車状態は改善されているということでございます。

それからまた、JRとは土地購入について話を今しているということでございます。ぜひともJRと早期に交渉を終わって、そういう後の利用方法というか、立体駐車にするのかどうなのかとか、いろいろそういう細かい話は後でもできると思うんです。早急にこれは土地を確保すれば、自然に前へ進んでいくんじゃないかなと思います。ぜひともその点について、なるべく早期にそういう交渉を決着してほしいということで、もし町長、何かお考えがありましたら、ひとつお願いいたします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 先ほど担当課長がご説明をしたとおりでございますが、平成29年から段階的に定期駐車等についても変えていってございまして、定期駐車46台から30台にしておりますし、一般駐車が40台から56台になってございまして、まあまあ今満車の状態っていうのは解消がされておるんじゃないかなと思っております。

JRとの話合いなんですけど、実はJRが2,500万円の3,000万円補償費というような話がありまして、これを何とかしてほしいという話の中で、JRのほうも再度検討して返事をするということになってございまして、その今回回答待ちなんです。ですから、もう少し時間をいただけたら、JRのほうから回答があると思しますので、その回答をいただいて、それともう一つは、この前も話したように、今のアルミを使って2階の駐車場というのも方法だと思います。その費用的なことも考えながらやっていきたいなと思っております。

それから、駅の玄関口、今さっき担当課長が言いましたが、今の状態で当分やらせていただいて、またそれなりに具体的に不合理がありましたら、そのときにはまた考えていくということでご理解をいただきたいと思いません。

○議長（安東哲矢君） 10番 西中君。

○10番（西中純一君） 駅前駐車場について、改善するためにはやっぱり土地購入というのが一番重要なことだと思います。それについてJRと話を詰めるというふうなことがだんだん何となく見えてきているということでございます。ぜひとも早く早期に決着をして、そういうもっと抜本的な改善をしていただきたいと思えます。

それから、駅前の動線については、ああいう現実的にはもうバスとマイカーの方が前の交番跡地の辺に置かれたりして、自然にはできているんでございます。それで問題はないということで、当面それでやっていくということなので、ぜひ改善は何ほかいるというふうにはそれはそれで思いますので、いい駅前の運行ができるようにぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

そういうことで、私の質問を終わります。

○議長（安東哲矢君） これで西中純一君の一般質問を終わります。

次に、4番 若旅啓太君に質問を許可します。

なお、昨日若旅啓太君から質問事項の1番目、コロナ対策については取下げの申出があり、議長権限でこれを許可いたしておりますので、ご了承願ひます。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 一般質問を始めます。

まず、水道のことについてご質問させていただきます。

これから全国的に上下水道の更新期間が全国的に近づいてまいります。下手するとこれをしっかりやらないと安心・安全な水が供給できない、排水ができないという事態にも陥る可能性がございます。それほど大切な水道というインフラ、それをこれからどうしていくのかということについてご質問させていただきます。

まず、この和気町にとってもみても、1キロの水道管を修復する、補修するのに大体2億円ほどかかります。今現在の町の財政基盤で全てを賄うことは一気にはできません。これはもう当たり前の話でございます。この町にとってもみても、旧佐伯町の大部分、そして日笠地域の一部をはじめとして、そこは県の広域水道企業団が引い

ている水道管なわけなんですけれども、そこに関しては補修の責任、権限というのは県にある。だから、私たちがやる必要はないと。ただ、残りの本荘地区や石生地区、藤野地区、和気地区、日笠地区の一部、旧佐伯町の一部については、やっぱりここでどんどんお金を出して補修していかなくちゃいけない。破裂する前にでもしなくちゃいけないということでございます。

その中で、そろそろもう更新が近づいてまいります、全国的に。その中で、和気町が効率的かつ効果的に水道管を補修する、舗装する、そういう策は考えておられるのかということ上下水道課長にまずお伺いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 上下水道課長 久永君。

○上下水道課長（久永敏博君） それでは、失礼いたします。

それでは、若旅議員の水道についてのご質問にお答えいたします。

まず、和気町の水道事業は、上水道のほか8つの簡易水道及び1つの小規模簡易給水施設で給水区域を構成し、それぞれの地域で取水施設を整備あるいは岡山県広域水道企業団からの受水を受け、給水区域ごとに水道利用者に安全・安心な水を供給しております。

上水道事業では、供給単価は142.19円、給水原価127.28円と、14.91円の利益となっておりますが、簡易水道事業につきましては、供給単価142.97円に対しまして給水原価179.06円と、36.09円のマイナスとなっております。運営については、全国の水道事業のほとんどが地方自治体によって独立採算制で運営し、和気町の水道事業も独立採算制で運営しております。その上で、施設更新、老朽化が進んだ水道管の更新を効率的に行うことは重要な位置づけとなっております。水道管につきましては、下水管、下水道埋設時に大部分の水道管を更新しておりますが、布設後30年を経過している水道管も増えている状況でございます。

なお、水道管の耐用年数は、総務省が減価償却の計算のため構造物に適用しているもので、水道管の場合は40年とされております。これまでは、財政的な観点から、水道管の更新になかなか投資ができなかったというのが現状でございます。

若旅議員のご質問の水道管の更新を効率的に行うための策についてですが、平成27年度に現有資産の状況を把握した上で、将来にわたって給水の安全性、安定性を確保しつつ、強靱で持続可能な水道システムを構築していく事業運営の指針として、和気町水道ビジョンを策定しております。

また、今年度で水道事業の一層の経営健全化のため、人口減少、施設老朽化等により水源地、配水池等の水道事業施設の計画的な更新など、財政面も含め必要な現状把握、基本事項の決定を行うとともに、適正な料金による経営及び投資の合理化を図れるよう、経営戦略の策定を予定しております。

今後は、それらを基に毎年施設及び水道管の更新は耐震化や財源措置も含めて計画的に行うことが重要だと考えております。さらに、定期的な見直しにより、未達成項目への対応や新たなニーズを把握することで、実効性の高い施策にレベルアップするとともに、計画期間中における需要動向や社会情勢の変化、経営状況などの様々な要素を勘案しながら、効率的で効果的な事業の推進を目指したいと考えております。また、適正な管理による施設の延命化や更新時期の平準化を行い、維持管理費用等の最小化にも努めてまいります。現時点では限られた予算内で緊急性の高いところから事業に取り組んでおりますので、ご理解をお願いいたします。

以上、若旅議員の水道についての答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。

水道ビジョンというものを策定してますので、優先順位の高いところから補修とかそういう計画を立ててますということはよく分かりました。

そこで1つ、これから日本国内に限らず世界中でも同じ問題を抱えていて、水道の耐用年数、埋めてしまったがために、これやっぱりどうしようというか。そこで、いろんな国とかが、日本でも一部実証実験をやっているところはあるんですけども、どういうことをやってるかというのをちょっとご提案したいと思います。

フラクタという会社がございます。これ覚えといてください。これ皆さんにメモしていただきたいぐらいなんですけど、フラクタという会社です。これ、アメリカのシリコンバレーに本社があるA Iの会社でございます。フラクタ ジャパンで、日本でもたしか渋谷にあったと思います。渋谷とたしか五反田、高田馬場かな、3社ぐらい日本に支部があるんです。それはどういう会社かということ、水道を工事する会社じゃないです。ただ、これA Iとか人工知能の会社です。どういうことをするかということ、まず端的に言うと、和気町の水道管のデータを全てぶち込みます、そのプログラムの中に。素材はこれですよ、こういうふうには張ってますよ、ここのエリアは何年たってますよ、土壌の感じはこうですよ、駅はこう建ってますよ、電車は何時間に1本ここに帰りますよ、土壌の成分はこうですよ、海はここにありますが、川はこういうふうには走ってますよ、交通量、車はこうですよ、近くの施設はこういうのがありますよというデータを全て入れると、優先順位を全部出してくれるっていうA Iなんです、これ。これ上下水道課長が先ほどおっしゃったもうそれしかできないです。だって、地中に埋まっている水道管というものを我々は見ることができないですから、もちろん。掘るだけでもとんでもない巨額のお金がかかる。その中でA Iが全部判定してくれるそういうソフトというか、そういう会社があるんです。フラクタという会社です。

今までの上下水道管となると、それによって何が分かるかって、効率的かつ効果的な布設やり替えができるようになるんです。今までは、上下水道課長もおっしゃってたとおり、例えば40年もう配管耐用年数来たな、じゃあ替えるか、もしくは壊れたから替えるかっていうやり方、もうそれしかなかったんですよ、水道管の補修のやり方っていうのは。ただ、実際には埋まった年数だけではなくて様々な要因が水道管にダメージを与えるそうです。河川の走り方とか交通量、車はどれぐらいですかとか、線路は走ってますか、その線路は山陽本線は何時間に1本、どういうふうには走ってるんですかとか、そういうことによって実は耐用年数、埋めてから50年たちましたよっていう水道管よりも、状況によっては20年のところのほうがやばいかもしれないんです。状況によって全然違うわけですから。でも、それは我々は見えないと。それは、A I、人工知能で全部解決していきましようというソフトを提供しているのがフラクタという会社。これたしか大阪市でしたりとか、日本国内にも10の市町村ぐらいですかね、多分特別区とか市とかになってくると思うんですけども、提携をして、今実証実験なり、そういうことで配管のやり替えをしていると私は聞いておりますし、たしか実際にあったはず。大阪市のかもやってますね、実際に、そうですね。

こういうふうには、実際にこういう効率的な方法、目に見えずに耐用年数だけでやるのはやっぱり限界がありますよねと。こういう考え方も一つの方法として、私はこれぜひ考えておくべきというか、やる、やらないは別として、こういう方法で世界とか日本の水道事業って変わっていくんだなということは、やっぱり執行部の方々も知っておいてほしいなというのがすごいです。水道っていうのは本当に大切なことで、水道だけは本当に。どれも電気もガスも全部必要ですけども、やっぱり水道がなかったら下手したら人は死んでしまうので、安全な水がなければ、それぐらいの大切なことだと思いますので。こういうテクノロジー、我々人間にできること、見えないものは見えないですから、そこは和気町もドローンでしたりとかいろんなことで課題を解決しようとしてますけれども、水道っていうことに関してはこのフラクタという会社が提供しているA Iのアルゴリズムというのがいいのではないかとご提案なんですけれども、そこら辺についてどうお考えになっているかということ、まず最初に。

じゃあ、上下水道課長、お願いします。

○議長（安東哲矢君） 副町長 稲山君。

○副町長（稲山 茂君） 先ほどの若旅議員のAIを使った水道管の寿命、更新等々を調査できる、非常に参考にもなりますし、さっきおっしゃったように、地下に埋まってるもんなんで、地下の状況によっては、耐用年数40年と言いながら、もう20年で悪くなってるかも分かりません。そういうことに対しまして、今後そういう検討をする際ぜひ参考にさせていただきたいと。

最近、国は水道事業を民営化しようというようなお話も聞いておりますけど、ぜひ我々町民のために、単独でそういう話になろうとも、直営でやっていかなきゃいけないと思っておりますので、ぜひ参考にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 水道の件、ぜひよろしくお願いします。参考になればなと思ひまして、よろしく願いいたします。

次は、町の教育についてでございます。

国語教育について通告させていただいたんですけれども、私は最近の教育のトレンドというか、そういうものにじくじたる思いを抱えている人間の一人ではあるんですけれども、いろんなものが英語に偏重されているかなという感覚がすごいあるんです。これ多分英語ができる人ほど多分同じ意見に行き着くと思うんですけれども、一番大切なのは国語でございます。なぜかという、第二言語が第一言語を超えることはあり得ないからです。それは当然の話です。言語運用の能力の面で、英語が日本語を超えることはありません。日本で生まれ育った以上は、それは紛れもない事実でございます。

実際に私も佐伯中学校で英語を教えていたりもしたんですけれども、子供やこの業界に入っているいろんな人と触れ合う中で、子供だけではなくて大人も日本語が分からないんだなって思うことが多々あります。それは文の構造でしたりとか、いやいや、どう考えてもそういうふうには解釈できないでしょうというふうには解釈してしまったりとか、そういう感覚を覚えることが多いです。実際に言語っていうのは道具であって、我々が英語をできるようになったとしても、バイリンガルとかそういう者でない限りは普通日本語を介して我々は英語を理解します。日本語を介して英語を話します。日本語を介して英語を書きます。日本語を介して英語を読みます。当然の話ですよ。その道具であるはずの英語も、基のベースとなる日本語があやふやでいいかげんで論理的でもない、全く文章もちゃんと把握もできない、そのような人間が英語を使いこなせるはずがありません。

そこで学校教育課長にお伺いします。

今のこの和気町の日本の文部科学省の定めるスタンスでもいいですけども、国語教育に対してどのような考えを持って実際に教育現場に下ろしているのかということをご伺いしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

若旅議員から国語教育についてご質問をいただきましたので、私のほうで国語教育についての考え方と、和気町や日本の今の現状と課題について答弁をさせていただきたいと思ひます。

国語とは、端的に言うと言葉の力をつける教科であると考えております。言葉で伝え合うことは、生活の基本であり、また全ての教科、生涯にわたる学びの基盤でもあります。教科書や教師の説明などから知識を得たり、自分の考えをまとめたり、相手の思いを受け止めながら自分の思いを伝えたり、みんなで目的を共有して物事を成し遂げたりすることができるのも、言葉の役割によるところが大きいというふうに思っております。

新しい学習指導要領においても、この言語能力、つまり言葉でやり取りする力の向上は大変重視されておまして、全ての教科において言語活動の充実が求められています。その中でも、特に言葉そのものについて学習をする国語科の果たす役割は大変大きいというふうに承知しております。町内各小・中学校においても、国の示す国語科の目標を達成するために、指導方法を工夫しながら現在日々授業に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、昨年度から今年度にかけて行われた各種学力調査においては、話し手の意図や文章の内容を的確に捉えること、条件を満たして自分の考えを表現することといった国語の設問だけでなく、算数、数学において解き方や考え方を説明することや、そもそも長い文章で書かれた問題では出題の意図を読み取ること自体にも実は課題が見られました。これらは和気町の子供たちに限ったことではありません。全国学力・学習状況調査の結果からも、小学校では主語を捉えたり、文の構成を理解したりすること、目的に応じて文章を要約したり、複数の情報を関連づけて理解を深めたりすること。一方、中学校では、根拠を明らかにして書いたり話したりすること、複数の資料から適切な情報を選び出し、それを比較したり関連づけていたりすることなどに課題があることが明らかになっています。

また、OECDが2019年12月に発表した学習到達度調査、いわゆるPISAの調査でございますが、その結果では、日本の高校1年生の読解力が参加国の中で前々回の4位、前回の8位から15位へと落ち込んでおります。これは、コンピューターを用いたテストに子供たちが不慣れであったことも原因の一つとして指摘されておりますが、中央教育審議会答申においても、情報化の進展に伴い、特に子供たちにとって言葉を取り巻く環境が変化する中で、読解力に関して改善すべき課題が明らかになったと指摘されています。リテラシー、すなわち読み書き能力の低下は全国的な課題でもあるわけです。

こういった課題を踏まえ、和気町の各学校では、読み方や書き方の基本的なノウハウやコツをきちんと教え、全ての教科において資料や相手の話を踏まえて自分の考えを表現する機会を増やすなど、さらなる授業改善が必要であり、今各学校は課題意識を持って取り組んでいるところでございます。

町内のある小学校では、今年度の校内研究のテーマを次のように設定しています。言葉に向き合い、言葉を大切に、言葉によって関わろうとする児童を育成する授業づくり、サブテーマとして言語活動の充実。これは、全校を挙げて子供たちの言語能力を育成しようという意識の表れでもあります。

我々教育委員会といたしましても、国や県の方向性ととも、和気町の子供たちの実態を踏まえ、授業参観や研修会等を通してタイムリーな情報提供や実態に即した指導、助言等、適切な支援をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。

やっぱり先ほど気になったのは、主語が読み取れない子供も増えていっているねという。日本語がちょっと読み取れないということ、これ本当に僕はじくじたる思いというか、これまずいなと思っているんです。

先ほどから私、英語教育を否定してるんじゃないですよ。英語はできるにこしたことはないし、だからできたほうがいいです。例えば今はやりの——はやりって言い方はあれですけど——新型コロナウイルスという、COVID-19とか書き方はありますけれども、日本で新型コロナウイルス、日本のグーグルで何億件とヒットしますけれども、検索しても、英語で入れると何百倍の情報が出てきますから。やっぱり全ての論文だったりとかいろいろなものって基本的に英語で書かれているので、英語ができるにこしたことはないですが、それを運用するためのベースは私は日本語であると、間違いないと思います。

先ほど演壇で、私、英語教育を否定してるわけじゃないんですよ。ただ、国語っていうのは、本当言うと、先ほど演壇のほうで強く私はポジションを取ったのは1つ理由がありまして、私のこの発言を聞いて、若旅は英語教育を否定していると言ってる人間は国語ができない人なんです。私、英語は否定してないんです。英語も大切だけれども、国語がないと絶対にできないよねっていう話をしているのに、今私の演壇の話を聞いて、若旅は和気町の英語教育を否定しているとか言う人は国語ができない人なんです、これは。そもそもが分かってない人なんですよ。

先ほどの主語が読み取れない子供たち、これは本当に危険ですよ。僕、そこは本当に危険だと思うんですよ。日本語って、多分唯一じゃないですか、主語を省略しても成立する言語なんですよ。なぜかって、言わなくても分かるから言わないんです。そうですよね。主語なんて一々言わなくても分かるから、言わないんです。でも、海外の人にとってみたら、これ私の今言った言わなくても分かるから言わないっていう言葉自体が意味不明な言語なんですよ。なぜかっていうと、この短い言葉の中で主語が2回も替わってるんですよ。話が言わなくても聞き手は分かるから、話し手は言わないんですよ。そうですよね。主語がこの短いパッセージの間に2回も替わってるんです。2回も替わっているにもかかわらず、日本語っていうのは、言語の構造上、主語を一々言うとかえって分かりにくくなる言語なんです。だから、話し手は言わなくても聞き手は分かるから話し手は言わないではなくて、話し手も分かるから言わない。我々は普通にできますよね。でも、ちゃんとそういうことを理解せずに英語ばかりやって、海外の話者とそんなことを言ったら、もう全然コミュニケーションが成立しないわけですよ。なぜかというと言語がそもそも違うからなんですよ。だから、そういうことがまず何よりも私は必要だと思います。だから、全て国語なんですよ。

やっぱり私も佐伯中で1年ちょっと英語と一緒に教えさせていただいたこともありますけれども、そのときにやっぱりお決まりの「Hello, everyone.」から「How are you?」っていうやり取りから始まり、僕が中学生とかにやった時代も、英語でコミュニケーションを取るっていうのはすごいしっかりやられてるんだなと思いつつも、実際でもこれ当然のことですが、文法はやっぱり日本語でやりますよね。それはもう当然のことだと思います。be動詞と過去分詞はこれ受動態ってなるんですよ。れる、られるっていう意味になるんですよ。英語を日本語として。やっぱり数学でも何でもそうですけれども、国語は全てのベースなので、国語ができないというのは本当に私は怖いことだと、そう思っています。

先ほどの國定学校教育課長は国語の先生でございまして、もう長く国語を現場でやられた先生でございまして。その中で、国語の教育に実際に子供たちと関わっていたというご経験から、今の子供たちの言語能力や運用能力というのが低下している傾向にあるとか、その問題はどこにあると考えられておりますか。ご自身の経験といえますか、そういう絡みでも結構ですので、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 失礼いたします。

国語、いわゆる日本語の運用、その重要性について関心を持っていただいているということに大変ありがたいなという気持ちであります。

今、日本の子供たち、大人もそうかもしれませんが、読解力等、日本語を使う能力が低下しているその原因はというふうなお尋ねがありました。その原因の一つとして挙げられるのは、私たちを取り巻く言語環境が大きく変化していることではないかというふうに考えております。現在、私たちの周りには、文字による情報よりも画像や動画等の視覚情報があふれております。例えば説明書や解説を読まなくても、ユーチューブ等にアップロードされている動画を見れば事足りるというようなことが少なくないはずですよ。それは、学校で子供たちが使っている教科書や資料集も同様の傾向があります。文字に比べ、写真やイラストの分量が大変大きくなっております。新しい教科書ではQRコードが付されており、そこから音声データや資料動画にアクセスできるようになっています。そういった視覚支援に助けられている子供たちが多いのも事実ではありますが、活字を読み解き自力で解決する、そういった子供たちの力が育つ機会がある意味失われているとも言えるかもしれません。

また、これは私が教職に就いていた折に、最近本当に感じていたことでありますけれども、スマートフォン等の普及により子供たちのコミュニケーションが今SNSなどによる仲間内の短いフレーズやスタンプ、絵文字でのやり取りが中心になってしまっています。つまり自分の思いにぴったり当てはまる言葉を丁寧に選び、相手に分かりやすく伝えたり、ある程度まとまった量の文章を読み取ってイメージしたり、生活に生かしたりする機会

が少なくなっているのではないかと考えられます。

それからもう一つ、読書量の減少も読解力低下の原因として多方面から指摘されているところです。先ほど紹介したPISAの調査では、新聞をはじめ、ノンフィクションからフィクション、漫画まで幅広く読む回答者ほど読解力の点数が高くなっているそうです。幅広いジャンルの読書が読解力を育てることは、ベネッセ教育総合研究所の研究からも分かっております。しかしながら、小・中学生の読書時間はスマートフォン等の利用時間の増加に相反して減少しており、小学生の読書量、これは例えば1か月に何冊本を読むかといったことですが、それは30年前と比べて3分の1になっているという、そういった調査結果もあります。

こういった現状においては、学習への影響だけではなく、言語能力が十分に育っていないがために生じているコミュニケーションや人間関係のトラブル、こういったものもあるように感じています。

言語能力は一朝一夕につくものではありません。だからこそ私たちは今まで以上に危機感を持ち、園、小・中で連携しながら地道に取り組を進めていかないといけないというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。いや、勉強になります。

これ國定課長の感覚でもいいんですけど、どっちですか。もう卵が先なのか、鶏が先なのかって話なんですけども。例えばユーチューブなりLINEなりが生まれてそれを使うようになったから、子供たちの言語能力が下がっていったのか、そもそも子供たちの言語能力が低いからそういうものを使わざるを得なくなったのかって、ちょっと難しいですね。どうなんですかね。ちょっとどうでしょう。

○議長（安東哲矢君） 学校教育課長 國定君。

○学校教育課長（國定智子君） 卵が先か、鶏が先か、個人的にはそれはどちらでもいいと思っております。私は、別にスマートフォンやそういった視覚情報という便利なアイテムや科学技術を否定しているわけではありませんし、便利なものを使えばよいと考えています。ただ、ほかのテクノロジーについても言えることだと思いますけれども、便利な機能がついたものが増えれば増えるほど人間のある一部分の能力は失われていく可能性が大きいということを自覚した上で、国語の大切さを我々大人も子供たちもしっかりと自覚して、第一言語である日本語の言葉の力を身につけて、将来人ときちんと言葉でやり取りをしながら、コミュニケーション取りながら社会を生き抜いていける、そういう子供たちになってくれたらよいというふうに考えております。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。國定課長のお考えはよく分かりました。和気町の学校教育も安泰だと思いながら話を聞かせていただいたんですが、やっぱり僕もそれなりに英語は使えるほうではあるんですけども、それは学生のときに基本的にいろんな国籍の人間と住んでたから一緒に屋根の下で暮らしてたからっていうのもあるんです。そういうのもありつつも、でもやっぱり前、去年かおとしぐらいの一般質問でもやったんですけど、その中で留学生とかと話す中で、一番海外の人間と関わる中で、常に思うのは、英語はめっちゃぺらぺらだけれども、議論もちゃんと国語で扱えない言葉を、英語はぺらぺらだけどっていう人がやっぱり一番ばかにされるんです。言語は道具ですから。この間も言いましたけれども、普通に分かりやすく、それは、目玉焼きぐらいしか作れないような全く料理できない人間が100万円のプロ仕様的高级包丁を買って、いいだろうって自慢してたら、あいつは何かだせえな、ばかだなって思いますよね。それと同じことなんです。それと同じことが起こる。やっぱり議論するって、全てのベースは国語にあるっていうことだと思いますから、私はそこを大切にしてほしいと。英語はやるんですよ。英語はやらなきゃ駄目ですよ。ただ、それ以上に大切なものってあるよねっていうことを私はどうしても言いたかったんです。それは、教育長も同じお考えなんじゃないかなと思います。教育長も、カリフォルニアでしたりとか海外にお友達の方もたくさんおられるとお聞いておりますし、その中で英語は大切、絶対にできたほうがいい。子供たちには、英語をやって、いろんなところで、自分の

好きなところで活躍してほしいという気持ちもあるんですが、私のスタンスとしてはやっぱり国語が一番大切なんじゃないかと。そこは自分の核というものとしてあるんです。

そこで、教育長にお考えを賜れたらと。

○議長（安東哲矢君） 教育長 徳永君。

○教育長（徳永昭伸君） 失礼いたします。

若旅議員から、和気町の国語教育について私の考えはということでご質問をいただきましたので、国語教育に対する私の考えの一端をお話して、ご答弁とさせていただけたらと思っております。

先ほど来話が出ておりますように、和気町では子育て世代の方々にとって魅力となる教育ということで、英語教育に力を入れた教育の推進を図っているところでございます。しかし、このことは決して第一言語である国語を軽視しているということではありません。国語が専門の学校教育課長から、先ほど来国語教育の目的と課題、取り組むべき方策等を詳しくご説明を申し上げました。また、その中でお話がありましたけども、最近の子供たちの学習に関する調査や実態から推察するに、和気町においても子供たちの言語能力の育成は喫緊の課題であると私もそのように認識しており、そのための効果的な取組を日々模索しているところであります。

話が少し変わるんですけども、国立情報学研究所の教授であり、数学者の新井紀子先生が「A I v s . 教科書が読めない子どもたち」という本を書かれておられます。この本を私も読んだんですけども、この著書の中で、日本の中高生の多くは中学校の教科書の文章を正確に理解できない現状にあるということを指摘されて、子供たちの読解力の低下に警鐘を鳴らしておられます。遠くない将来、近い将来だと思っておりますけども、今ある職業の大半がA I に取って代わられると言われております。このことについては、新聞、マスコミ等でも報道がなされ、その職業の具体的な名前も上げられておりました。A I の得意な分野、すなわち計算能力、演算能力、分析、解析あるいはデータ収集、労働の継続性等、そういう部分についてはなかなか人間が太刀打ちするということは難しいかも分かりませんが、半面不得意な面として、日本語を正しく読み取る力、すなわち読解力、言語能力、この部分についてはA I にとっては大変難しいという具合に言われております。

こういったことも踏まえて、国語教育は全ての教育の基本であるということもありますし、これからの子供たちはA I とともに生きる、そういう時代を生きていくわけですから、読解力、言語能力は大変重要であると考えております。文章を正しく読み取り、正しい日本語を書いたり話したりすることができる日本人としてのアイデンティティーというんですか、存在意義とか存在証明とかそういった意味でしょうか、そういったすなわち日本人としての自覚を持ったグローバルの人材育成がこれから大変重要であり、このような視点を踏まえて国語教育を根底とした和気町ならではの英語教育の推進を図ることでこれからの社会に求められるグローバル人材の育成につながるものと考えております。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） ありがとうございます。終わります。

○議長（安東哲矢君） これで若旅啓太君の一般質問を終わります。

ここで場内の時計が、10時40分まで暫時休憩といたします。

午前10時19分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9番 山本泰正君に質問を許可します。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 議長の許可を得ましたので、私は防災都市公園事業並びにドローン事業について一般質問させていただきたいと思っております。

まず、防災都市公園事業についてでございますが、同僚議員の一般質問にもありましたので、今後の方針については防災対策の拠点として、スポーツ振興の拠点として、そして地域の活性化のため、理解が得られるまで凍結し、事業延期するというところでございましたので、1項目めの答弁は結構でございます。

2項目め、町民への周知についてでございますが、防災都市公園事業につきましては議会で平成31年3月議会において修正動議により関連予算を削除をしたにもかかわらず、昨年、平成31年ですが、広報「わけ」の3月号から8月号にかけて防災都市公園構想と銘打って立派な広報を6回にもわたり町民に周知したところでございます。その後、何の音沙汰もない状況が続いております。議会では、令和元年9月定例会及び12月定例会にも関連予算が提案され、いずれも修正にて削除されています。多くの町民は、防災都市公園事業は中止したんだというふうに思っております。なぜ町民に広報等で周知しないのか、そのことをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 都市建設課長 西本君。

○都市建設課長（西本幸司君） 失礼いたします。

それでは、山本議員の防災都市公園整備事業についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目のご質問でございますが、答弁は不要ということなので控えさせていただきます。

次に、町民への周知は必要ではないかについてでございますが、町広報誌では平成31年3月から連載を開始し、令和元年8月号を最後に町民の皆様へ周知はできておりませんが、議会及び議決の状況等につきましては、和気町議会だよりを通して町民の皆様へご存じであると認識しております。

町広報誌等での周知につきましては、現在事業を延期させていただいておりますので、事業を再開する等の動きがある際に周知の時期等も含め判断したいと考えておりますので、ご理解をよろしく願いいたします。

以上、山本議員の答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） ちょっととんでもない答弁がございました、議会広報で知らせとるから和気広報へは載せなくてもええという。議会広報は議会のお知らせです。広報「わけ」は執行部が出す町民へのお知らせです。それを議会が報告したからいいんだというような考え方、これはとんでもない考えじゃないですか。町民は、議会の言い分を全部信頼してくれるんですか。それならそれでいいんですが、ちょっと答弁に問題があるんじゃないかと思えますよ。

一般の善良なる町民、防災都市公園事業を廃止してくれたんだなというような声はあちこちからもあります。特にこれ名前も何も分らないのですが、先日旧佐伯町のあるところ、今はたばこを吸うのも場所が限られてますが、たばこを吸っていたところへ私もたばこを吸いに行きました。そしたら、全く見知らぬ人でしたが、山本議員ですわというような話から始まって、防災公園中止してくれたんじゃない、ありがたうという話と、私は広報「わけ」や議会広報をよく読ませてもらうと、もちろん新聞も読んどりますと、ぼけ防止にはええんですよというような、私より年上の方だったと思います、その人が、山本議員は財政のことをぼけえやりよるから、佐伯の給食センターやこうは賛成してしまうんじゃないと思うとったけど、これは余計なことかもしれませんが、佐伯の議員が賛成しとんのによう反対してくれたな、ありがたうという感謝の言葉まで言われました。名前を聞いたかったんですが、あの地域の方だというのは分かっとんんですが、名前はちょっと分かりません。そういう状況を踏まえて、町の執行部から広報「わけ」へ現在の状況あるいは方向づけしたことを報告するのは当たり前のことじゃないですか。これが議会だよりが出るとるからええというような判断、これはもうとんでもない話だと思います。このあたりぜひそうしてほしいんですが、どんなでしょうか。広報「わけ」へ掲載するという気持ちにはなられるんか、なられないんか。

それから、同僚議員の一般質問。町長は、選挙公約で防災都市公園事業を進めるということで町長になったんだというような答弁もあったようです。議会が理解してくれない、賛成してくれないということであれば、当然

出直し選挙もありますし、住民投票、こういうことも考えてやってもらえれば、我々議会も反発するんじゃないかと、一本化できるんじゃないかなというふうにも私は思っております。そのあたりを再度お尋ねします。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 防災都市公園につきましては、昨日も同僚議員のほうからご質問がありました。これは20億円の事業で、10億円は国の補助金が頂けるといふ事業の中から、和気町は人口もどんどん減っていきまじ、何とか和気町の活性化を考えて、私はぜひこの事業はやらせていただく、それで交流人口も増やして和気町の発展を期していくと、そういう考え方で提案をいたしました。平成30年9月の議会ではご議決をいただいて、5か年の事業計画はご議決をいただいたと。その後、次の年の2月の議会選挙が済んで修正、否決になって後、何回か提案をしたんですが、この理由で、ぜひ和気町でこの防災公園事業をやらせてほしいと。そのときは、実は和気閑谷高校の存続という意味も含まれていたんですが、これは公式に議会の議場ではお話ししてなかったんですが、和気閑谷高校も存続に向けて女子の野球部をと、そのときにはぜひ防災公園を使わせてほしいというふうなお話もある中で、私はそういうことを考えてお願いをしたんです。ところが、修正をかけられて否決をされたということの中から、理由は町民の皆さん方へ周知徹底をするべきだということで、6回和気広報へ防災公園とは何ぞやということの説明をさせていただきました。一応それで防災公園の趣旨は町民の皆さんにご理解いただけたということで、その後は出しておりません。ただ、議会広報等では質問に対して延期をさせていただくという答弁をしておりますし、それから私の答弁の中でも延期という話は機会あるごとに町民の皆さん方にやらせていただいておりますから、これは今度提案をしたときに議会の皆さんにも慎重審議をいただいたりご検討いただくということが私は筋だというふうにも思っておりますから、それをあえてまだご理解をいただけてないというふうな状況で私が説明責任を果たしていない、そういう状況の中でまたこれを取り上げると、また議会の皆さん方の気分を害すると、そんなこともありまして私は言うてなかったと。そういう理由で、広報には6回出させていただきましたが、その趣旨を出させていただいたんで、その後は今度私の説明責任といひますか、議会の皆さん方にご理解をいただき、関係者の皆さん方にご理解をいただくということで、そのご理解をいただけたという状況が私なりに判断ができました段階で提案をさせていただくと。県のほうへもその話はさせていただいております。そういう理由で今まで提案をさせていただいてなかったわけですが、それを提案をさせていただいてから広報させていただくというふうな進め方でやらせていただくんですが私は筋だろうというふうにも思っておりますので、今までこういう状況でおったのをご理解をいただきたいと思いますと思っております。

それから、いろんな方法があるじゃないかと、住民投票等があるじゃないかということですが、これは皆さんでお考えをいただきゃあ結構でございますから。ただ、美作市とはちょっと状況が違いますので、私もそれはそれなりに議会の皆さんが私に対する、私はこういう席で言いたくはありませんが、不信任的なことを提案をされるのなら、それはもう受けて立たないけませんから、それは私はちょっとこらえてくださいとかやめてくださいとかというふうなことは一遍も言うたことはありません。それが一つの方法だなど。その場合には、私も受けて立たないけんなど、そんなことを考えておるところでございますので、ひとつそのようにご理解をいただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 町長の言い分も分からんことはないんですが、今の状況を町民に知らせるというのは、これは必要なことじゃないですか。町民ほとんどの方が、もう中止になったんじゃないかと、議会で2遍も3遍も修正で否決されたんじゃないからもう中止じゃなというイメージを持っております。

それから、不信任云々じゃないんで、一応我々議会は不信任だと取られれば取られるんも結構でしょうが、この事業を再開するのならば住民投票、あるいは町長に出るときにこのことを訴えて当選したんだということをしたしか言われたと思うんで、それなら出直し選挙も一つの方法ですよと私は言わせてもらったんで、不信任でやめ

なさいと言ふんじゃありませんので、その辺は誤解のねえように聞いていただきたいと思います。

町がどうしても広報で防災公園のことを知らしめることができないというふうにとらざるを得んような今の町長の発言だったんですが、私はそれは間違いだと思います。広報担当課、どう思いますか。ちょっとそのあたりお聞かせください。

○議長（安東哲矢君） 町長 草加君。

○町長（草加信義君） 選挙の段階でっていうのは、これは紛れもない、うそも隠しもないことで、これを公約に掲げながら戦わせていただいたというのは事実でございますから、これは誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから、住民投票とかというような方法は、これは議会の皆さんでご検討いただき結構でございますから、私のほうから提案をすることとは思っておりません、今のところ。

それから、私のほうから、今状況が、山本議員はもう10人が10人もう反対だというふうにおっしゃるんですが、ちょっとお考えをいただきたいのが、議会の中でも全員が絶対やめとけと、こういう話じゃないということもご理解をいただきたいですし、それから町民の皆さん方も、選挙のときに選挙公約で戦ったと、3,837人の皆さんにこれがご支持をいただいたんですから、これは紛れもない事実ですから、これもご理解をいただきたい。

それから、今山本議員にはそういうお話があるんかも分かりませんが、私のところへは、和気町の将来が本当に不安だと、これだけ利便性のええ町で、和気駅があり、高速道路のインターチェンジが2か所もある。何でこの町でそういうことを反対せられるんか、もうどうしても私には理解ができんという方がたくさん私のところへ言われるんです。ですから、山本議員はそらそういうふうと言われるんかも分かりませんが、私はそういうふう聞いてとりますから、私としたりぜひご理解をいただいて、10億円のお金を払うてしもうたり、管内流用したり、もうこんなことをささんように、国も認めてくれとんですから、もうぜひひとつ議員の皆さんもお認めをいただくように。私が断りをせえ言うんなら、断りをせにゃいけん部分があるんなら断りもしますし、ひとつぜひこの事業を町の発展のためにご協力、ご理解をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それから、広報へ出すのは、もう少し私も地ならしといいますか、議員の皆さん方にも実はこういう理由でこうなるとということをもう少し、できれば膝詰め談判的にでもお話をさせていただいて、機会があつて時間がいただけるんならその努力もさせていただきますから、その後提案ができる状況になりましたら、町民の皆様にも提案ができる段階になりましたと、そういう周知徹底を図っていきたいなと思っております。

それから、広報に出す、出さんにつきましては、最終的には私の権限の中でやらせていただきようりますので、これは広報担当にということにはなりませんから、ぜひそれをご理解をいただきたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） ということは、状況を見ながら、以前にも潮目を見ながら考えると言われたことがあるかと思いますが、そういう現在状況だと判断すべきなんですね、我々は。

それから、広報は全て町長権限じゃないと思いますよ。和気町報道委員会、これがあつて、委員長がおつて、その責任ですよ。町長の責任じゃないんですよ。そのあたりは認識していただきたいと思います。

防災都市公園事業、なかなか町長の気持ちも分からんようですが、我々は和気町が公表しとるハザードマップ、2メートルから5メートルの浸水地域、これがどうしても引っかけります。町長は、区長会では5メートルから10メートルじゃとか言うとりしとられますけれど、これはよその、近隣では真備町、こころあたりもほぼハザードマップどおりに浸水したという状況もございます。これはかなり正確なハザードマップだと認識せざるを得ないと思います。こんなほんまに準亜熱帯というか、亜熱帯気候に入ってしまったんだろうか、線状降水帯

とかというようなことで、非常に集中豪雨が起きる箇所が至るところで発生しております。これらも含めて、私の知り得る限りといいますか、動いた範囲では、やはり防災の拠点は旧小学校区ごとにしてほしいという声が非常に強いです。そのことはやはり認識してもらわないといけないし、このハザードマップを防災の拠点が浸水地域で、豪雨でつかって動きが取れないというようなことになったら、執行部はもちろんです、それに同意した議員も、おめえら何しようたんならという話にも当然なろうかと思えます。そのあたりも考えて、選択し、私は3月のことだったから6月にもう全然ないんで言いたかったんですが、ちょっと遅れましたが、広報で町民に周知すべきだということを強く要請というか、お願いをしておきます。執行権の中だと言われてせられんのだったらどうしようもないかと思えますが、私は強く要望しておきます。

もう答弁はよろしい、どうせ同じことじゃから。

(町長 草加信義君「そら回答させてもらわないけんわ、それでも今のは」の声あり)

強く要望しときます。

○議長(安東哲矢君) 9番 山本君。

○9番(山本泰正君) 次に、ドローン事業についてお尋ねをしたいと思います。

実証実験の今後の取組等についてお尋ねしたいと思います。昨年のドローン実証実験、津瀬区、南山方区、田土区、3区で実施されております。経費的には、燃料費、保険料、機体借り上げ、これらを含めて町の予算からFDDIへの委託、町の予算分で1,093万9,240円ですか、支出でございます。総務省関係といろいろ混乱もした部分もあるんですが、3区で17回のフライト、1回のフライトに割り算すると64万3,000円、こういう計算になります。こんなとんでもない経費で実証実験、買物難民の解消にはつながらないと私は思っております。

その中で、仮に津瀬区で1本200円のビールを10本依頼したら、配送料等、注文者は幾ら払えばいいのか、そのあたりの想定をお聞きしたいと思います。

そして、今後続ける意義、必要性はあるのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、スマート農業だとのことで農薬散布を民間が実施していますが、町長は、町が関与してNPO法人等を立ち上げれば4,000円のところを2,000円のできる、これが実証実験だというようなことも言われたことがあります。できなかった理由。

総務省関係だったと思えますが、稲の実りの状況。実証実験をせられとるようですが、今の農家には、実り状況を見て追肥を入れたり刈取りを遅らせたりするような農家はほとんどありません。稲の成長具合、これらを希望する農家はまずないと思えます。そこらあたりをお尋ねしたいと思います。

次に、ドローンの特区申請でございますが、進捗状況をお尋ねしたいと思います。特区を取ってどういうことを考えているのかも併せてお聞きしたいと思います。

その中で、国家戦略特区のワーキンググループのヒアリングで、町民は灯油の発送希望が多いんだというようなことを言っておられるようですが、1缶18リットルの缶をドローンで配送するとどのくらいの経費が要するのか、これもお聞きしたいと思います。

それから、ドローンの墜落原因、これは究明されましたか、お尋ねしたいと思います。昨年の12月19日、実証実験中に機体が時計回りに2回転し、吉井川に墜落、町のほうは着水ということで公表されていますし、某新聞にも着水というような表現がありました。町民には正しく報告すべきだと思いますが、着水との判断を教えてくださいたいというふうに思えます。

以上、よろしくお願ひします。

○議長(安東哲矢君) まち経営課長 寺尾君。

○まち経営課長（寺尾純一君） 失礼いたします。

それでは、山本議員からご質問いただきましたドローン事業について、実証実験後の今後の取組、ドローン特区申請の見込み、それからドローンの墜落（着水）の原因究明ができたのかと、そのことにつきましてお答えさせていただきます。

まず、ドローン事業の今後の部分でありますけれども、意義や必要性についての答弁をまずさせていただきたいと思います。

皆様もご存じのとおり、日本の社会は少子化による人口減少や高齢化の進行等に起因した様々な課題に直面しております。労働人口の減少による生産性の低下、高齢化による社会保障費の増大、年金受給年齢の引上げ等、社会の仕組みを根底から揺るがすこれらの課題に対する解決の一つの手として、技術革新による物のインターネット、IoT、AI、ロボット等の新技術の社会生活への導入が進められている状況でございます。未来技術であるドローンは空の産業革命とも表されておまして、地方が抱える買物、医療、災害等、課題の解決を策として大いに期待されております。それらのことから、その技術を国家戦略としても推進されております。

中山間地域にあり、少子・高齢化が全国に先んじて進んでいるこの和気町においては、その課題がまさに待ったなしの状態であると言えます。国では、国が設置している小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会で、そちらで取りまとめたロードマップにおいて2022年に有人地帯での目視外飛行の実現が掲げられております。人のいる地帯での目視外——操縦者が見えないところ——の状況でも自動で飛ぶというような状況でございます。その実現に向けて、機体認証や操縦ライセンスといった新たな制度が今後整備され、ドローンによる物流サービスの実装への環境整備がより一層進む見込みであります。事実、長野県伊那市では令和2年8月から自治体運営による山間地域へのドローン配送の本格運用を開始しております。また、コロナウイルスの拡大をきっかけに、非接触型の配送サービスとしてのニーズも高まっております。

これらのことから、ドローンによる配送サービスは遠くない未来に広く提供されることになるかと予想されます。ただし、例えばアマゾン、楽天、そういった大手企業による全国一律的なサービスが実施されるようになったとしても、民間企業が最初に参入するのは市場の大きい都市部でございます。結局、山間部の過疎地域は後回しにされてしまうおそれが十分にあると考えられます。加えて、そのタイミングからサービスの導入を検討するとした場合も、導入形態や地域への周知等、その準備に多くの時間を要するものであります。その間にも、人口減少や既存の配送サービスのサービス内容の低下、最悪の状況ではサービスが撤退してしまうと、そういったおそれもあります。今、国から2分の1の補助、それから一般分の2分の1、4分の1を特別交付税措置として頂いて、財政的な支援を受けながら行っているこのドローンの実証実験ですが、委託先のFDDI社だけではなく、NTTドコモ、コニカミノルタ、ファミリーマート、エアロロジーラボといった専門的知識や技術を持った企業とチームを組んで最先端の技術を取り入れながらの実験を行っております。これは、町の担う役割として、町民生活の質を向上させ、住み続けたいと思える町を形成し、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境を作り出していくための大きな財産になると考えております。

内閣府の交付金が受けられる期間は3年間となっておりますが、今年度が2年目となりますが、来年度以降の早い時期にドローンによる買物配送サービスを実用化できるよう、注文方法、決済方法、運行体制について具体的な検討に入ってまいりたいと考えております。採算性につきましては、現時点では厳しいのが現状ではございます。しかし、それ以上に地域の生活を守る、そういう意味において必要となる非常に重要な取組であると考えております。実用化に向けては、伊那市の事例も参考としながら、費用の低減化を図り、将来的にはビジネスとして民間業者が参入できる環境を整えたいと思います。

また、近年、自治体は経営的視点から地域外に向け知名度を上げるためにタウンプロモーションを積極的に進めています。タウンプロモーションとは、自治体がビジネスや企業からの投資などを呼び込む、そのための戦略

であります。各自治体は、このタウンプロモーションのために多大な投資をし、知恵を絞って情報発信をしております。

和気町は、国家戦略として国が推し進め、世界からも注目されるドローンという最先端技術の実験に参画している千載一遇のチャンスを今つかんでおります。このような好機は、岡山県の人口約1万4,000人弱の小さな町、和気町の知名度を強く押し上げ、ドローンの町としてブランディングしていくに当たり計り知れない宣伝効果をもたらしています。そういった面においても非常に意義のある取組であると考えております。ドローン事業を推進していくことで、この知名度をさらに高め、ドローン関連企業の誘致、観光客の誘客、移住者の増加、そういったものにつなげていきたいと考えております。

その他にも、防災、災害時での活用、公共インフラの点検、スマート農業の普及啓発などにも幅広く取り組み、人口減少下においても持続可能なまちづくりを行ってまいりたいと考えております。

次に、津瀬区でご質問いただきました1本200円のビールを10本依頼した場合の注文者の配送料金につきましてですが、現在は実用化を目指す上で必要となる機材やシステム、運行体制等の検討を目的とした実証実験を実施している段階であります。実証実験の結果を検証し、詳細な部分が詰まってきて初めて具体的な配送費用の見込みが見えてくるものでありますので、現時点で何円になるといった形でのものを申し上げることは、申し訳ございません、ちょっと今できないという状況でございます。

また、農業散布の実証実験を行わなかったということはなぜかということにつきましては、こちらは内閣府への申請の時点で令和元年度は物流実験のみを予定しており、実験のメニューには入っていないという、そういう状況でございましたので、実験は行っていないというのが現状でございます。

次に、ドローン特区の申請につきましては、現時点では内閣府からは可否についての通知はありません。ただし、可否については必ず行うとの回答をいただいております。そういうことですので、今は通知待ちという状況でございます。

また、国家戦略特区のワーキンググループとのヒアリングで要望した灯油缶18リットルを大型ドローンで配送した場合の送料につきまして、こちらもおくまで特区申請の中で大型ドローンを使った灯油配送の実験実施を要望したものであります。現時点で幾らになるという見込みはございません。実験としての事業費は、特区申請が通ればその後策定する具体的な計画の中で事業費として計算していくこととなると思いますが、現在実施している物流実験と同様で、その時点においても実用化ベースでの送料の設定を見込むことは難しいと考えております。

次に、昨年12月に発生いたしました……

(9番 山本泰正君「簡単にしてください。後があります」の声あり)

実証実験中のドローンが突然時計回りに回転を始め、徐々に高度を下げながら、およそ20秒後に吉井川へ着水した原因でございますが、機体にトラブルや部品の脱落などが認められなかったため、機体を制御するコンピューターであるフライトコントローラーのバグの可能性が高いとの報告を、本年3月の議会全員協議会でさせていただきました。現時点でも、町といたしましてはこれ以上の原因究明は困難であると考えております。着水と発表したことにつきましては、機体が川面に着くまで20秒という長い期間をかけて緩やかに高度を下げたことから、着水という表現にさせていただいております。国へも同様の報告をさせていただいております。国のほうからもご理解をいただいている状況でございます。

追加で、ドローン事業費でございますが、事業費が1,093万9,240円で、国費が534万5,973円、特別交付税が273万4,000円という状況でございます。

○議長(安東哲矢君) 9番 山本君。

○9番(山本泰正君) 長々とドローンの説明をしていただきました。いよいよ時間もなくなってしまったんで

すが、財源内訳やこうは私も分かっておりますから、総務部長、そんなことをへりから言うてもらわんでもよろしい。

吉井川、国道374、この着水との表現ですが、ここは大型トラックが随時走っております。前にも言ったかと思うんですが、妨害電波が発生されとるおそれがあるということをしかり調査しないと、2回、3回とある可能性もあるわけですから、ここらあたりは本当に吉井川が航路としていいのか、悪いのか、ここらあたりも十分調査していただきたいと思います。川に落ちたら着水かもしれませんが、山林に落ちたらどういう表現になるんでしょうかね。これ、私ドローン事業全てを全面否定しとるものではございませんので、ドローンの配送経費、ここらもある程度見ないとなかなか和気町で取り組むことはできないんじゃないかと。ほかにすることがある、例えば佐伯地域、一部では電波の測定もしとるようですが、佐伯地域では特にドコモの通話ができないとこ、日笠地区にもあります。そういうところを調査したりして、町民が望む形へ進んでいきたい。町を売り出すためにドローン事業をやってもらふ必要はありません。町民が喜ぶ事業をやっていただきたい。それが私の願いですので、ぜひそういう方向も十分検討を期待し、お願いし、一般質問といたします。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 時間配分がまずく、答弁が長過ぎたのか、時間が来てしまいました。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで山本泰正君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

23日は、午前9時から本会議を再開しますので、ご出席方よろしく願いいたします。

本日は、これで散会します。

ご苦労さまでした。

午前11時21分 散会

令和2年第4回和気町議会会議録（第17日目）

1. 招集日時 令和2年9月23日 午前9時00分
2. 会議の区分 定例会
3. 会議開閉日時 令和2年9月23日 午前9時00分開議 午後0時02分閉会
4. 会議の場所 和気町議会議事堂
5. 出席した議員の番号氏名
1番 尾崎 智美 2番 太田 啓補 3番 従野 勝
4番 若旅 啓太 5番 神崎 良一 6番 山本 稔
7番 居樹 豊 8番 万代 哲央 9番 山本 泰正
10番 西中 純一 11番 当瀬 万享 12番 安東 哲矢
6. 欠席・遅参・早退した議員の番号氏名
なし
7. 説明のため出席した者の職氏名
町長 草加 信義 副町長 稲山 茂
教育長 徳永 昭伸 総務部長 立石 浩一
危機管理室長 新田 憲一 財政課長 永宗 宣之
まち経営課長 寺尾 純一 民生福祉部長 岡本 芳克
総務事業部長 今田 好泰 教育次長 万代 明
8. 職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田村 正晃

9. 議事日程及び付議事件並びに結果

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
日程第 1	議案第 5 6 号 令和元年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 5 7 号 令和元年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 5 8 号 令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 5 9 号 令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 0 号 令和元年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 1 号 令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 2 号 令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 3 号 令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 4 号 令和元年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 5 号 令和元年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 6 号 令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 7 号 令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 8 号 令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 6 9 号 令和元年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定
	議案第 7 0 号 令和元年度和気町上水道事業会計決算認定について	認定
	議案第 7 1 号 令和元年度和気町簡易水道事業会計決算認定について	認定
日程第 2	議案第 7 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	原案可決
	議案第 7 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第74号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画について	原案可決
	議案第75号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
	議案第76号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決
	議案第77号 和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
	議案第78号 固定資産税の課税誤りによる和解及び損害賠償額について	原案可決
	議案第79号 令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）について	原案可決
	議案第80号 令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第81号 令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第82号 令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第83号 令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第84号 令和2年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第85号 令和2年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第86号 令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第87号 令和2年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第88号 令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第89号 令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
	議案第90号 令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第91号 令和2年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決

議事日程	付 議 事 件 等	結 果
	議案第92号 令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第93号 令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について	原案可決
	議案第94号 令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決
	陳情第1号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について	採択
追加日程第1	決議第1号 和気鶴飼谷温泉経営改善計画書の作成を求める決議	原案可決
日程第3	議案第95号 物品購入契約の締結について	原案可決
日程第4	発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	原案可決
追加日程第2	発議第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	原案可決
日程第5	議会閉会中の調査研究の申出書について	承認

午前9時00分 開議

(開議の宣告)

○議長(安東哲矢君) 皆さん、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は、12名です。

したがって、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

(議事日程の報告)

○議長(安東哲矢君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。ご了承願います。

ここで、9月17日、議会運営委員会を開き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長(山本 稔君) 皆さん、おはようございます。

それでは、9月17日木曜日、本会議終了後、本庁舎3階第1会議室において、議長、議会運営委員全員、執行部より町長、副町長、総務部長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。その結果を報告いたします。

まず、各委員長から付託案件の審査結果の報告を受けました。それから、執行部から追加議案を提出する旨の説明を受け、本日上程することといたしております。また、全員協議会で説明しました岡山県町村議会議長会会長から依頼がありました意見書送付についても併せて上程することといたしております。

次に、討論の申出については、反対討論3件、賛成討論2件の申出がございました。また、修正動議が1件提出されておりますので、本日審議をお願いいたします。

議会閉会中の調査研究の申出について、議会運営委員会及び常任委員会、そして特別委員会から提出されておりますので、本日議題とすることとしております。

以上、簡単ではございますが、委員長報告とさせていただきます。

○議長(安東哲矢君) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(安東哲矢君) 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

(日程第1)

○議長(安東哲矢君) 日程第1、議案第56号から議案第71号までの16件を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長(万代哲央君) 皆さん、おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

令和2年度第4回和気町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました決算議案2件につきまして、去る9月14日午前9時から和気町議会議事堂におきまして、委員全員出席、執行部より町長、副町長、教育長、各担当部・課長出席のもと、慎重に審査いたしました結果をご報告いたします。

議案第56号令和元年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、賛成多数で原案認定であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員より、町営バスで乗客ゼロ人の空便運行の便数がどの程度あったのかとの質疑に対し、正確な数字は分か

りません、昼間、夕方の便で相当数あると思いますと答弁がありました。なお、本日配付されている資料に記載されており、ご覧いただきたいと思います。

また、バス運転手の総数と、うち70歳以上の人数、交通事故件数とその内容、保険料、委託料等の内容についての質疑に対し、運転手の総数18人、70歳以上の者は1人、年間の事故は、人身事故はなく、保険を使用したものが9件、一方的に被害を被ったものが1件の計10件、保険料97万1,520円は、14台分の自賠責及び任意保険料、委託料92万4,000円は、地域公共交通網形成計画の検証委託料、使用料87万9,488円は、予備分1台のリース料、負担金194万6,100円は、赤磐市広域路線バス負担金と答弁がありました。同委員より、事故件数が多く、安全運行に関し、人材確保をはじめ課題があると思う。また、委託料については費用対効果に疑問があるとただしたのに対し、事故については不本意であり、安全運行は最重要命題と認識しており、再発防止に努める。委託については、バス運行に係る情報収集や運行方法に係る検討に有益と考えていると答弁がありました。また、別の委員より、町営バスの料金200円は適正と考えるかとの質疑に対し、様々な要素はあるが、現在のところ改定の考えはないと答弁がありました。

委員より、ドローン検証実験で借り入れた機体について説明を求めたのに対し、機種はエアロロジーラボ社のエアロレンジ1号機で、借り入れたのは令和元年10月からと答弁がありました。また、同委員より、委託事業に使用する機体を町が借り入れること、またその機体を受託事業者自身のほかの事業に使うことの適否についてただしたのに対し、町として、実験以外にも災害など様々な場面での利用も想定し借り上げたもので、当該事業者とは地域包括連携協定を結んでおり、相互の協力関係の中で問題ないと認識していると答弁がありました。また、同委員より、検証実験協議会の運営を実験の受託事業者自身が請け負っていることは問題であると思うが、今後も同様の方針であるかとただしたのに対し、2回協議会を開催した経費である、平成30年度の国土交通省の補助事業を実施した際の形態を継続している、本年度については未定であると答弁がありました。また、同委員より、ドローンの遠隔制御システムについて説明を求めたのに対し、町がレンタルしているドローンの遠隔制御を通信距離の長いNTT携帯回線を使って直接送受信するものであり、これによってドローンを事務所からでも手動で操作できると答弁がありました。また、別の委員より、ドローンの物流を実用化すると、どれぐらい経費がかかるのかとの質疑に対し、実験に比べ、人件費的には相当の費用が削減できると考えているが、ランニングコストやイニシャルコストの回収ということになってくると、明確なところ、現状では分からないと答弁がありました。

次に、議案第62号令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で原案認定であります。

審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員より、郵券料の支出があるが、督促状などを出しているかとの質疑に対し、督促にも充てているが、全額がその費用ではないと答弁がありました。

以上、決算認定について、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第62号は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第62号令和元年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

議案第62号の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。議案第62号の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第62号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 居樹君。

○厚生産業常任委員長（居樹 豊君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告をいたします。

去る9月15日午前9時から、和気町議会議事堂において、厚生産業常任委員会全員、執行部より町長、副町長、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託されました付託案件14件について、慎重に審査いたしました結果を報告いたします。

まず、議案第56号ですが、令和元年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてであります。審査の結果、全会一致で認定されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

佐伯地域へ納車された排水ポンプ車の運転操作について、免許制度の改定に伴い、若者が運転することが難しいのではないかとこの質疑に対し、各車両それぞれ2名の町職員を配置しており、災害発生時に地元対応が難しい等、緊急時はその職員が現地まで運転するとの答弁がありました。

次に、藤公園駐車場についてであります。藤まつり期間中の大型バスの駐車料金を徴収してはどうかとの質疑に対し、料金徴収に伴う渋滞等を加味し、今後検討するとの答弁がありました。

次に、故障していた鳥獣処理施設の取扱いはどうなっているかの質疑に対し、現在施設納入業者と、改良された新施設に交換するよう協議を進めているとの答弁がありました。

次に、レンタサイクルの貸出しはどこで行っているかの質疑に対し、中銀横の観光協会と和気ドームの2か所で貸し出しているとの答弁がありました。また、サイクリングロードの利用者も増えている中で、清水、天瀬等、トイレが充実されただけでなく、とてもきれいになり、観光の大きな足になっているとの意見もございました。

次に、特産物振興費の管理人賃金は、りんご園の管理人か、また今年度の取扱いはどうなっているのかとの質疑に対し、昨年4月から採用し、りんごの特産物振興のほうに携わっており、今年度からは会計年度任用職員という形になっているとの答弁がありました。また、樹木管理委託料の内容と委託先はどこかの質疑に対して、観光りんご園整備の中の樹木の管理をシルバー人材センターへ委託しているものであるとの答弁がありました。

次に、有害鳥獣の捕獲事業について、イノシシ、鹿の頭数及び前年度比較はどうなっているかの質疑に対し、鹿については1,041頭で、前年から156頭が減っており、イノシシについては722頭で、52頭増えているとの答弁がありました。

次に、佐伯地域買物弱者支援事業補助金について、事業者が変わったと聞いたが現状はどうなっているのかとの質疑に対して、現在は商工会が行う事業に対して補助金を交付しているとの答弁がありました。

次に、狩猟免許取得補助金について、免許取得数とその内訳についての質疑に対して、銃とわなが2名、わなのみが3名、銃のみが1名の合計取得者6名と答弁がありました。

次に、ロマンツェの修繕料について何を行ったのかと、それから指定管理期間がいつまでかという質疑に対し、ログハウスの壁の修繕を行ったもので、指定管理期間については令和3年度末との答弁がありました。

次に、吉井川DMO特集記事掲載業務委託について、何に掲載されたかという質疑と、また赤磐市、瀬戸内市及び和気町の負担割合はどうなっているかの質疑に対し、記念特集として山陽新聞に大きく掲載されたも

ので、2市1町の負担割合は均等割となっているとの答弁がありました。

次に、土木管理費の県営事業負担金についての内訳は、また広域農道の整備について、県の事業としては中止すると聞いたが、現状はどうなっているかの質疑に対して、県営事業負担金については佐伯地域の豎町地区急傾斜地の崩落対策事業の負担金で、広域農道については現在田土から岸野の区間を県で工事中であるとの答弁がありました。

次に、議案第57号令和元年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の過程で、国保税の滞納者について、前年度より増えているが、原因と今後の対策についての質疑に対して、1月から3月の滞納が増加しており、コロナの影響だと考えられ、対策としては滞納状況に応じ、短期証、資格証を交付するだけでなく、納税相談を行い、引き続き納入を促していくとの答弁がありました。

次に、議案第58号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第59号令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第60号令和元年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第61号令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第63号令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の過程で、農業集落排水施設復旧事業の内容についての質疑に対し、平成30年7月豪雨で被災した塩田住宅のポンプ施設の災害復旧工事であるとの答弁がありました。

次に、議案第64号令和元年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の過程で、ゲートのリース期間満了に伴い、今年度からリース料分が増収になるのかという質疑に対し、リース料に含まれている保守点検に関する費用はこれからも必要になるとの答弁がありました。

次に、議案第65号令和元年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第66号令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第68号令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第69号令和元年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第70号令和元年度和気町上水道事業会計決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

次に、議案第71号令和元年度和気町簡易水道事業会計決算認定については、審査の結果、全会一致で認定であります。

なお、審査の過程で、事業の経常損失に関する質疑に対して、簡易水道はエリアが広く、多大な費用がかかっていることが原因で、維持管理コストの軽減、施設の統合の検討を行い、経常損失の軽減を図るとの答弁がありました。

ました。

以上で厚生産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。
委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第56号令和元年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 令和元年度和気町一般会計歳入歳出決算認定について反対であるので、若干討論をさせていただきます。

今回の中で、あるドローンの会社と随意契約ということが出てまいりました。そもそもこれは、ドローンの企業誘致をするために、平成29年度でしたか、560万円ほどで和気ドームの倉庫の場所、一角をリフォームするときに、当時の町長は専決処分で、8月31日でございましたが、実施して、会社誘致の発端が、言わばこの地方自治法で言うと、ちょっと超法規的なものを感じさせるところであります。そして、今まで仕事をしているからと随意契約をずっと始めているわけではありますが、その契約の経過が明快にはなっていないというところがあります。

このドローンの実証実験をするのに、これは6月議会に出たわけではありますが、和気町が機器の借り上げまでしてやる、このことは実は3月の当初予算に機器借上料120万円として計上していたんでありますが、その3月議会のときには説明はなかって、そのまま実施をしていると。こういうやり方については、本当に議会に対して説明責任ができていない、そういう点については議会軽視が甚だしい、住民軽視も甚だしいというふうに思っております。

物流の実験と言っておりますが、その実験によるデータや技術的な蓄積というものは、ドローンのその会社や提携している大手企業がその獲得物、つまり技術的な、伝送だとか顔認証というふうなことを言っておりますか、そういう技術的なノウハウを言わば国のお金や町の税金を使って獲得をしているものであります。このようなやり方が、今地方創生というふうに言っておりますが、まさにアベノミクスということだと思われれます。到底私は、町民のために役立つ事業とは言えないのではないかとずっと思っているところでございます。

以上のような理由から、説明責任ができていない、こういう問題のある、そういうことで、この決算認定には反対するものであります。

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これから、議案第56号令和元年度和気町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第56号の決算に対する各委員長の報告は、認定とするものです。議案第56号の決算は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第56号は、各委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、議案第57号から議案第61号まで、議案第63号から議案第66号まで、及び議案第68号から議案第71号までの13件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第57号から議案第61号まで、議案第63号から議案第66号まで、及び議案第68号から議案第71号までの13件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第57号令和元年度和気町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号令和元年度和気町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号令和元年度和気町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号令和元年度和気町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号令和元年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第63号令和元年度和気町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第64号令和元年度和気町駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第65号令和元年度和気町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第66号令和元年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第68号令和元年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第69号令和元年度和気町地域開発事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号令和元年度和気町上水道事業会計決算認定について、議案第71号令和元年度和気町簡易水道事業会計決算認定について、以上13件の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。13件の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第57号から議案第61号まで、議案第63号から議案第66号まで、及び議案第68号から議案第71号までの13件は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 居樹君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（居樹 豊君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

去る9月11日午前9時から和気町議会議事堂において、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員全員、町執行部から町長、副町長以下、関係部・課長出席のもと、本委員会に付託されました案件につきまして、慎重に審査いたしました結果を報告します。

まず、議案第67号ですが、令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、全会一致で原案認定であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

ふるさと納税の返礼品についての質疑に対し、温泉で取り組んでいるふるさと納税は温泉ペア宿泊券で、1泊2食と1泊素泊まりがあり、温泉ペアお食事券のプランも出していると。そのほかにも清麻呂牛や手作りようかん等もお送りしているとの答弁がありました。また、委員から会計士、税理士等の経営相談についての意見がありました。

以上、簡単ですが、委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第67号は討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第67号令和元年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

議案第67号の決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。議案第67号の決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第67号は、委員長の報告のとおり認定することに決定されました。

（日程第2）

○議長（安東哲矢君） 日程第2、議案第72号から議案第94号までの23件及び陳情第1号を一括議題とし、各常任委員長及び和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に審査結果の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

総務文教常任委員長 万代君。

○総務文教常任委員長（万代哲央君） それでは、総務文教常任委員会の委員長報告をいたします。

当委員会は、9月14日、決算認定の審査2件に引き続きまして、付託されました議案9件と陳情1件につきまして、慎重に審査いたしました。その結果をご報告いたします。

議案第72号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第73号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第74号辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第75号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員より、有利な辺地債を活用して、各種事業を実施してほしいと考えるが、配分等に制約があるかとの質疑に対し、例年岡山県への配分枠が5億円程度しかなく、各市町村の要望額が上回り、満額配分とはならない状況と聞いていると答弁がありました。

次に、議案第76号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてであります。審査の結果、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第77号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。審査の結果、賛成多数で原案可決であります。

次に、議案第78号固定資産税の課税誤りによる和解及び損害賠償額についてであります。特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第79号令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）についてであります。審査の結果、賛成多数で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

委員より、今後のGIGAスクール構想とインフラ整備のスケジュールはどの質疑に対し、タブレットについては現在入札事務を進めており、年度末の納品を予定している。また、校内ネットワークについては、今議会で

の予算組替えが成立後、早急に入札、契約事務を進め、冬休み等を利用して構築したいと考えていると答弁がありました。以前タブレットは選択肢が3機種とのことだったが決まったのかとただしたのに対し、それぞれのメリット、デメリットを比較検討し、使い勝手のよさ、管理面での負担などからグーグルクロームに決定したと答弁がありました。また、別の委員から、家庭の情報通信環境の調査もあったと聞いている。学校の授業のため、個人で通信環境を準備することが必要となるのか、環境整備ができない家庭の子が置き去りとならない方策の検討を要望する発言がありました。また、別の委員から、通信環境の整備がなされていない家庭はどれぐらいあるのかとの質疑に対し、様態は様々だが全体の2割弱と把握している。今後の臨時休校等の際には、家庭の機器を使ってもらうことで健康観察や課題の配付をはじめ、子供と学校のつながりを図るため、アカウントの配付を行っている。環境の整わない子供に対しては、今回補正計上の貸出用モバイルルーター50台の拡充をはじめ、あらゆる手段で格差が生じることのないよう対処していきたいと答弁がありました。また、今回整備するタブレットは、家庭へ持ち帰ることができるのかとの質疑に対し、基本的には学校内での使用であるが、持ち帰りも想定していると答弁がありました。

次に、委員から和気学校給食共同調理場の職員の現状はどうかと質疑したのに対し、1名は近々病休から復職予定ですが、まだ1名不足の状況で、佐伯学校給食共同調理場の職員が午後半日応援に回るといった状況が続いているとの答弁がありました。同委員から、人員不足から安全・安心な給食が提供できないといった事態のないよう要望する発言がありました。また、別の委員から慢性的な人手不足、応募がない原因は、労働条件なのか、給与なのか、そのほかにあるのか、原因をつかまないと解決に至らない、原因を明らかにして対処したいと発言がありました。

次に、委員より、ドローンパーク事業の内容、予算内訳について説明を求めたのに対し、三保高原、和気美しい森を会場に整備する貸出用ヘリポートなどの備品内訳、充電用電気工事等の内容について説明がありました。また、和気美しい森を選定した理由と、両予定地は山の上であり、岡山空港の空路の関係で航空法上の問題はないのかとただしたのに対し、和気美しい森は観光施設として整備されており、山林を利用して林間コースの設定等で楽しんでいただけること、またドローンの飛行は150メートル以内となっており、航空法については問題ないと答弁がありました。また、別の委員から、持ち運べる簡易なポートであれば、三保高原の芝生広場を外れて、山間、谷間を飛行させることも考えられる。航空法との関係はどうかとただしたのに対し、設定した区域内のみでの飛行に制限する予定であり、問題はないと答弁がありました。また、別の委員から、地元や管理会への説明や協議はどうかとただしたのに対し、管理会へは話をしている、地元区長等にはできていないと思うと答弁がありました。同委員から、オートキャンプ場のニーズが高いことから、整備に向けて管理会が作業を進めている、新しい事業を計画するなら事前に十分な説明、協議など丁寧な進め方をしてほしいと意見、要望がありました。

次に、交付金事業の体温測定サーモカメラの価格、台数、設置場所はとただしたのに対しまして、サーモカメラは2台で、本庁舎と和気鶴飼谷温泉で1台当たり99万円、手首を検温する体温計は、ターミナルとしてサエスタ、体育館、会議用等で10台を予定していると答弁がありました。

次に、今回の交付金で、教育施設の空調整備事業として、以前から指摘の佐伯学校給食共同調理場スポットクーラーの修繕はできないかとただしたのに対し、今回は感染症対策の補正であり、既存物件の修繕は合致しないものとして計上していないと答弁がありました。

次に、議案第85号令和2年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、特に質疑もなく、全会一致で原案可決であります。

次に、陳情第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要望についてであります。審査の結果、全会一致で採択であります。

以上、総務文教常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。
委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第72号から議案第78号までの7件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。
お諮りします。

議案第72号から議案第78号までの7件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第72号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第73号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第74号辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第75号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第76号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、議案第77号和気町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第78号固定資産税の課税誤りによる和解及び損害賠償額について、以上7件に対する委員長の報告は、原案可決であります。7件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第72号から議案第78号までの7件は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号は討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから議案第85号令和2年度和気町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

議案第85号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第85号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号は討論の申出がありませんので、討論を省略します。

これから陳情第1号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための2021年度政府予算に係る意見書採択の要請について、採決します。

陳情第1号に対する委員長の報告は、採択であります。陳情第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって陳情第1号は、委員長の報告のとおり採択とすることに決定されました。

次に、厚生産業常任委員長に報告を求めます。

厚生産業常任委員長 居樹君。

○厚生産業常任委員長（居樹 豊君） それでは、厚生産業常任委員会の委員長報告をいたします。

先般9月15日決算認定の審査に引き続きまして付託されました14件につきまして、慎重に審査いたしまし

た。その結果を報告いたします。

まず、議案第79号令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）については、審査の結果、賛成多数で原案可決であります。審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

まず、総務管理費国庫補助金のキッズパークに対して、整備場所を益原多目的公園と決めた経緯等についての質疑がございました。これに対しまして、益原多目的公園は、比較的和気町内の中心であること、既存の施設内の管理棟には子供の遊び場になる和室の設置や、屋外には遊具施設が整備され、休日には町内外を問わず大勢の方の利用があり、子育て支援を整備する場所として一番適している場所であるとの答弁がありました。また、現在の子育てふれあいセンターについては、生活スタイルの変化により児童クラブの利用者が増加し、施設が手狭になっていることもあり、児童クラブが利用、活用することとし、新たに施設を整備し、子育てふれあいセンターとして有効活用することで、和気町の喫緊の課題である少子・高齢化、人口減対策、移住・定住対策にもつながると考え、提案させていただいたとの答弁がありました。また、現在管理棟内にあるシルバー人材センターの倉庫等については、十分協議し、今後も要望に応えながら整備を進めていきたいとの答弁がありました。

次に、インフルエンザ予防接種事業について、事業内容は新型コロナウイルスに関連した事業なのか、また岡山県内における新型コロナウイルスPCR検査の現状についての質疑があり、まず事業内容の質疑に対しましては、新型コロナウイルスに関連したものとして、医療機関における発熱外来の場合、インフルエンザか新型コロナウイルスかの判断が非常に難しいため、インフルエンザ予防接種により発熱外来の受診数を減らし、医療機関の負担を軽減することを目的とした事業であるとの答弁がありました。

次に、岡山県内における新型コロナウイルスPCR検査の質疑に対して、県内134の医療機関で実施されており、発熱等心配な方は保健所に電話をし、検査が必要と判断された場合は、医療機関の調整が行われ、指定医療機関においてPCR検査を実施し、結果が陽性で重症の場合は、指定医療機関である5病院に入院、軽症または無症状の場合は療養施設、岡山県はアパホテルに207室が指定されており、そちらで療養を行い、治療については公費負担になるとの答弁でした。また、保健所が認める範囲外でのPCR検査を希望する場合は、自由診療となるため、3万円から6万円の範囲内で自己負担が必要となるとのことです。近隣では、現在備前市の吉永市民病院でPCR検査の実施が公表されているとの答弁がありました。

次に、持続化給付金の内容についての質疑に対しまして、まず対象についてであります。国の持続化給付金の給付を受けた方とセーフティーネットを通じての融資を受けた事業者に限定し、1事業者20万円、法人の場合は30万円の給付金を考えているとの答弁がありました。

次に、テイクアウト応援事業の内容に関する質疑に対しまして、和気町の人口の30%に当たる4,200冊の5,000円のプレミアム付商品券を2,500円で販売し、新型コロナウイルス感染拡大により厳しい打撃を受けているテイクアウトを実施の飲食店で利用していただくもので、プレミアム付商品券の販売場所については、既に配付している商品券事業との混乱を避けるため、産業振興課の窓口で販売し、利用場所についてはテイクアウトを実施している加盟店を募集し、販売時に利用一覧表を配付するとの答弁がありました。また、プレミアム付商品券の作成枚数、人口の30%に当たる4,200冊については、類似事業を実施している総社市の例を参考にして、4,200冊完売後の追加作成は予定していないとの答弁がありました。

次に、議案第80号ですが、令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第81号令和2年度和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第82号令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第83号令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第84号令和2年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第86号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第87号令和2年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第88号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

支障移転の対象についての質疑に対しまして、新田ヶ原橋の関係する箇所の下水の支障移転であるとの答弁がありました。

次に、議案第89号令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第91号令和2年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第92号令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

次に、議案第93号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

支障移転の工事費についての質疑に対しまして、2,000万円の工事費は、岡山赤穂線の支障移転工事費と宿北の水道移転工事の関係との答弁がありました。

次に、議案第94号令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）については、審査の結果、全会一致で原案可決であります。

以上、簡単ですが、厚生産業常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第80号から議案第84号まで、議案第86号から議案第89号まで、及び議案第91号から議案第94号までの13件は、討論の申出がありませんので、討論を省略します。

お諮りします。

議案第80号から議案第84号まで、議案第86号から議案第89号まで、及び議案第91号から議案第94号までの13件を一括して採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第80号令和2年度和気町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第81号令和2年度

和気町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、議案第82号令和2年度和気町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第83号令和2年度和気町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第84号令和2年度和気町合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第86号令和2年度和気町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第87号令和2年度和気町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第88号令和2年度和気町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第89号令和2年度和気町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第91号令和2年度和気町ごみ焼却施設解体事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第92号令和2年度和気町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第93号令和2年度和気町上水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第94号令和2年度和気町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、以上13件に対する委員長の報告は原案可決であります。13件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第80号から議案第84号まで、議案第86号から議案第89号まで、及び議案第91号から議案第94号までの13件は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで場内の時計で、10時15分まで暫時休憩といたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、和気鶴飼谷温泉事業特別委員長に報告を求めます。

和気鶴飼谷温泉事業特別委員長 居樹君。

○和気鶴飼谷温泉事業特別委員長（居樹 豊君） それでは、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

先般9月11日決算認定に引き続き、付託されました2件につきまして、慎重に審査した結果を報告します。

まず、議案第79号令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）については、審査の結果、賛成多数で原案可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

繰出金の財源である地方創生臨時交付金の用途についての質疑に対し、今回の補正分については、コロナ終息後の地域活性化などの事業についても対象となっているとの答弁がありました。なお、一般会計からの繰出金は、財政調整基金からの取崩しかとの質疑に対し、普通交付税の増額確定により一般財源から捻出するものであるとの答弁がありました。

その他、衛生面等での意見が出されまして、今後とも気をつけていきたいというようなことの答弁がありました。

次に、議案第90号ですが、令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）について、審査の結果、これも賛成多数で原案可決されました。

なお、審査の過程で、次のような質疑、答弁がありました。

再建計画の策定に関する質疑に対し、今後の見通しを立て進めていきたいとの答弁がありました。

次に、入館改札機の設置についての質疑があり、温泉の自動改札システムにより、スタッフを清掃活動等広く活用し、経費節減に努めていきたいとの答弁がありました。

次に、経営分析の資料に基づき、運営に関する意見も出されました。また、食材の購入等についての質疑に対

し、運営に関するその他多くの質疑等が出されましたけれども、町として過去の改善計画も踏まえ、今後検討していきたいという答弁がありました。

以上、誠に簡単ですが、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

次に、議案第79号に対しては、万代哲央君から配付しました修正の動議が提出されております。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

8番 万代君。

○8番（万代哲央君） それでは、修正動議につきましての理由を言います。

まず、修正動議、議案第79号令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）であります。議案第79号令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）に対する修正案を別紙のとおり提出する。令和2年9月17日提出。提出者、和気町議会議員、万代哲央。

私は、この議案の中で民生費の児童福祉総務費に上がっておりますキッズパーク事業に関して、今回上げるのは時期尚早であり、今後議会と詰めた協議検討が必要であるため、関係予算案を削除する修正案を提出しております。

まず、5ページをご覧になっていただきたいと思いますが、5ページの歳出、3款の民生費、2項の児童福祉費のところが上がっております児童福祉総務費、これの一番右のところの説明がありますけれども、これが全てキッズパーク事業に関することでありまして、これを削除するというものであります。したがって、歳出の民生費の合計、補正費が赤い字のところでは、131万7,000円、計としまして3億3,311万7,000円となります。そして、一般財源の983万3,000円を予備費で調整しております。予備費のほうの補正額が赤い字です。1,316万1,000円、計で2,715万3,000円でありまして、計も同額であります。

それでは、1ページから3ページまで簡単に説明をさせていただきますと思います。

議案第79号令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）の一部を次のように修正する。

第1条中、4億3,961万6,000円を4億1,044万9,000円に、100億2,129万8,000円を99億9,213万1,000円に改めると。

第1表中、歳入歳出予算の一部を次のとおりに改めるということです。

それから、第2表中では、一般補助施設整備等事業債（民生債）を削除するということでもあります。

歳入のほうの補正額です。赤字のところでは、3億3,780万2,000円、計としまして23億5,353万2,000円あります。町債のほうも補正額マイナス869万円、計といたしまして7億4,741万円、歳入合計としまして補正額4億1,044万9,000円、計としまして99億9,213万1,000円あります。

歳出のほうであります。

民生費が補正額が48万4,000円、計といたしまして32億4,131万7,000円、予備費、補正額が1,316万1,000円、計が2,715万3,000円、歳出合計といたしまして、補正額4億1,044万9,000円、計としまして99億9,213万1,000円あります。

2ページのほうは地方債の補正で、3つ目の一般補助施設整備等事業債（民生債）を削除するものであります。

3ページの事項別明細であります。

歳入、14国庫支出金、補正額3億3,780万2,000円、計といたしまして23億5,353万2,000円、町債が補正額マイナス869万円、計といたしまして7億4,741万円、歳入合計が補正額4億1,044万9,000円、計といたしまして99億9,213万1,000円。

歳出のほうです。

3の民生費、補正額は48万4,000円、計といたしまして32億4,131万7,000円であります。予備費で調整いたしまして、補正額1,316万1,000円、計2,715万3,000円、歳出合計補正額4億1,044万9,000円、計といたしまして99億9,213万1,000円であります。

以上であります、この修正案を提出した理由を述べさせていただきます。

この事業を実施するに当たりまして、地方創生拠点整備交付金が今年3月頃に内定したにもかかわらず、その後、計画の位置が変わるなど、不安定で隙間だらけの事業計画であります。また、和気町子育てふれあいセンターの利用者や関係者には移設の件を含め、何らの説明もされていないと聞いております。部屋が手狭だと町は答弁するわけではありますが、和気町子育てふれあいセンター、また隣接する学童保育を利用している部屋についても尋ねてみましたが、狭くはないと、こういうことでございました。突き詰めると、現計画地の場所については、益原に建設する、益原ありきがこの事業を行う上での前提にあるとしか思えない節があります。益原ありきに限定された事業計画でしかないと。ほかの場所の検討も広くなされたのか疑問があります。

この事業に関しては、町の一部の関係者だけで右往左往して計画したことではないかと、このような発言をせざるを得ないのも、議会に説明をしない、協議もしない、そんな町の姿勢であるからであります。説明責任は当然果たされていないと考えます。しっかりと計画を練って、丁寧な議論が今後必要であります。

議会にも議決責任というものが伴うと考えております。今回の一般会計補正予算案に事業費を出して、たった1枚、A4の資料をつけて、それだけです。この事業についての丁寧な説明が十分とは誰も思わないのではないのでしょうか。とても議決責任は果たせないと私は考えます。

子育ての一助となる子育て世代の親と子を支援する大切な事業、そのものに反対する人はいないはずですが。このような形での議案提出、町の姿勢には、私は全くがっかりしております。引き続き、今後議会と協議が必要です。交付金が内示されているからすぐ事業を実施しないと年度末までに完了しないという、前のめりの姿勢を改めて、いま一度スタート地点に戻って、事業計画を見直す余裕を持って取り組む姿勢が必要です。

以上、修正案提出の理由といたします。

○議長（安東哲矢君） これから修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

なお、討論の順序は、まず原案に賛成の方、次に原案及び修正案に反対の方、次に原案に賛成の方、最後に修正案に賛成の方の順に行います。

まず、原案賛成の通告がありました神崎君に発言を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 議案第79号令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）、これに賛成しますので、賛成の討論を行います。

次の3点から本件に賛成いたします。

まず1番、現在コロナウイルスが多少は拡散が減ったと言われますが、まだまだ、当然和気町には感染者は

いないんですが、近隣の備前市、それから赤磐市等で発生歴がありますが、そんな中で今、和気町民の多くが一番問題視し、かつ悩まれたり、苦しんでおられる点かなど。この新型コロナウイルス対策案に関連した大きな補正が出ております。ということで、喫緊の課題である国の政策と呼応したものだということで、この予算執行の意義は非常に大きいということで、本件に賛成しているところです。

2番目としては、今年6月の定例会議で、山崎益原区長より営業を自粛した事業者に対して支援を求める請願書が出されまして、本議会でも全員で賛成した記憶があります。そういった町民からの声にも応えた形になっていると、今回の補正案の中にそういったものも盛り込まれておるといふことで、非常に町民に寄り添った補正案になっていると私は感じております。これが2点目です。

最後、3点目としては、和気町の重点施策であります移住・定住策、これにも大きな期待が持てるんじゃないだろうか、特に子育て支援の一環ともなるキッズパークの創設が盛り込まれておるわけです。

キッズパークの集客は、当然のことながら和気鶴飼谷温泉が近くにあるということもあり、和気鶴飼谷温泉の集客にも、間接に効果が出て、その相乗効果も容易に推察ができるということで、以上の3点から本議題であります議案第79号を私は強く賛成するものです。

ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案及び修正案反対の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 私は、令和2年度和気町一般会計補正予算（第5号）原案について反対でありますので、反対の討論をさせていただきます。

今回の補正予算案には、コロナ対策の休業対策のプレミアム付商品券補助金やコロナ前のインフルエンザ予防接種補助金、そして町内の宿泊施設、観光施設の施設改善費など、極めて重要な費用も上げてありますが、あえて申し上げれば、これについては新型コロナウイルスに対する罹患を恐れて、収入が急減している医療機関への補助金やPCR検査を無料で受けられるようにする積極的な対策費が見られなかった、今後政府に対して補助金や対策費の増額を働きかけて、ぜひ実施してほしいというふうに思っているもので、あえて言わせていただきます。

また、今予算にキッズパークとして3,900万円を計上しているわけですが、今の和気ドーム、その施設、それをリフォームする、施設の後の対応や子育て支援センターのそれに伴って移動するかもしれないという、今後、すぐにはしないと言ってはおりますが、子育て支援センターの調整等の問題もあり、大変思いつきの感を逃れないところであります。新規事業を実施する場合は、今事業の意義とかコンセプトなどをもっと丁寧に説明するべきものでありますが、それもできておりません。

またドローンパークについても500万円台と予算規模はそんなに多くはないものでありますが、これはドローン所有者のための飛行場所を提供するというふうになっております。結果として和気町へにぎわいをもたらす、そういう集客のツールにするというふうな意味の内容を言っておられます。しかし、これは結果として町外の住民に対するサービスになってしまい、本来和気町のやるべき仕事か疑問点が多いというふうに私は思うところであります。また、今回、そのありますF社といいますか、それには——FDDI社です、正式には——お世話になるものではないと言っておりますが、大変繁盛すれば、機器の整理も必要でしょうし、今の執行部の説明では、私は納得はできないものであります。

また、新型コロナウイルスによる減収が大規模であるからと、町民に赤字をこれからも押しつけていこうとしているこの和気鶴飼谷温泉の事業、これに対して、観光費も含めて8,600万円も一般会計から繰り出しをして計上しておりますが、このコロナの問題は今後数年、状態改善ということは、ワクチンの開発とかいろいろ言っておりますが、なかなか予想できない中で、これからの和気町の財政を一層苦境に追い込んでいく予算執行に

なるのではというふうに思っております。そういう警鐘を鳴らす意味で、反対討論とさせていただきます。

以上、反対討論とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

2番 太田君。

○2番（太田啓補君） それでは、修正動議に賛成をする立場で討論をさせていただきたいと思います。

私は、この間和気町の取り組む子育て支援策については前向きに評価をし、様々な施策についても理解を示してきたつもりでございます。もちろん子育て支援策としてのキッズパークそのものに反対する気持ちなどは毛頭ありません。しかし、今回提案されているキッズパーク整備事業については到底理解ができません。その理由について述べさせていただきます。

まず1点目です。

キッズパーク整備事業の決定過程の問題です。益原多目的公園内に整備することを検討して、当初ビリヤード場を改修する計画から、その後シルバー人材センターの倉庫に変更した、その経緯が不明確、不透明であることです。そもそも利用者がいる施設を移設するためには、少なくとも移設先やその他の条件などを説明し、納得していただくことが必要です。しかし、今回は議会に提案直前に説明を行い、議会で指摘をされて、倉庫などの仮設程度の整備を行うことを明らかにしていますけれども、それも十分な広さがなく、全ての車両や電気カー、その他の作業道具などが収納できるような広さではありません。

2点目です。

少子化対策の位置づけをしている点ですけれども、60人を切っている出生数を回復するためと説明をされていますけれども、子供を安全に遊ばせることのできる施設であるとは思いますが、キッズパークで子供を遊ばせて出生率が上がるものではないと思います。出生率を上げるためには総合的な対策、結婚問題であるとか賃金を含めた働き方の改革、不妊治療の問題など、様々な視点から考えなければならないと思います。

3点目です。

現在初瀬保育園跡にある和気町子育てふれあいセンターを益原多目的公園キッズルームに移設をするということです。同僚議員の一般質問でも明らかになったように、現在のふれあいセンターの利用者の9割近くが本荘地区の方々です。まず、利用者の方々の意見を聞いていないこと。また、どのような利用の仕方を現在しているのか、把握ができていないこと。私が利用者の方々に聞いた範囲では、この場所にふれあいセンターがあるから利用しているんです、ほかの場所だともう利用しませんという意見が多くあったことです。また、ふれあいセンターを移設する理由の一つに、併設をする本荘放課後児童クラブが手狭になっていることが上げられていますけれども、児童クラブの設置基準では、1人につき1.65平方メートル以上が望ましいということにされていますけれども、現在の利用者人数、現在50人の方が利用されている、登録は70人ということですが、常時50人の方が利用されているということに照らし合わせてみると、十分広さは確立をされている、狭くはない。たとえ利用人数が増えることになれば、同施設内に残っている給食調理場を改修すれば、十分広さは確保できますし、ふれあいセンターを移動する理由にはなりません。

4点目が、今後どのような計画をされるのかということとは明らかになっていませんけれども、キッズルームのほうが、現在の提案ですと80平方メートル、坪でいいますと約24坪ということで、現在のふれあいセンターの機能を移設することには無理があるということと、現在使われている道具の収納先がいまだに明らかにされていないということを含めて、以上の理由から今般のキッズパーク整備事業には反対をし、全ての問題を解決してから再提案されることを申し上げながら修正動議への賛成討論としたいと思います。

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案及び修正案反対の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、原案賛成の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 次に、修正案に賛成者の討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） これで討論を終わります。

これより修正案に対する採決を行います。

なお、採決につきましては、まず修正案について採決を行い、その修正案が可決された場合は、続いて修正部分を除く残りの原案について採決を行います。修正案が否決された場合は、原案について採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第79号は、修正案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立少数です。

したがって議案第79号の修正案は、否決されました。

次に、原案について採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第79号を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第79号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

まず、反対討論の通告がありました西中君に発言を許可します。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 議案第90号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）に対して反対でありますので、討論をさせていただきます。

6月に執行部の提案した補正予算は、元は1億5,000万円を繰入れする予定であったものであります。それを議員提案で修正しました。そのおかげで、一般会計から7,500万円繰入れになっていたわけでありませぬ。

今回、この9月議会の補正でさらに8,600万円を繰入れする。そうすると、結果的には1億6,100万円もの繰入れということでありませぬ。一方、歳入については、お客さんがどんどん減っているということで、6,599万円、その予算をマイナス補正をしているわけでありませぬ。上手に帳尻合わせをしようとしているわけでありませぬが、これでは職員や臨時職員の士気は衰えると思ひます。何とかなるだろう、世話ねえわと、そういう思いを与えて、信号を与えてしまひます。結果として、毎年のように恐らく1億円程度一般会計から繰入れをして、和気町財政のお荷物となり、やがては売却、あるいは売却先がないほど会計が悪化して、途中で閉める

ようになる。言い方は悪いかもしれませんが、本当に幽霊屋敷のようになってしまわないか、なっていくのが私には見えてくるというものであります。

この温泉の始まりの時期は、大変景気がよかったバブル期だったろうと思います。そういう時期で入湯税が和気町に入った。これは一部事務組合でやっていたわけでありましたが、入湯税は和気町に入り、入湯税があったおかげで和気ドームもできたのではないと言われるほど、和気町財政にプラスの効果をもたらすものでしたが、平成24年に組合から受け取ってからは、そのときそれぞれ3,500万円足して1億500万円あったんです、その1億円余りの持参金も毎年取り崩して行って、ついに今回のコロナの問題でこのような大きな政治問題になりつつあるわけでありまして。

ちょっと長くなりまして申し訳ないですが、その決算のいろいろを経年的に見てみますと、平成28年度が4,200万円ほど、平成29年度3,591万円、平成30年度が2,514万円、それから令和元年度が1,610万円。決算がプラス・マイナスでやるとそういう決算でありました。なぜそのようにプラスだったんだらうかと翻ってみますと、やはり最初の1億500万円の持参金があったから、そのように毎年3,000万円とか4,000万円繰越しをして、何とか今まではもっていたんだらうというふうに思います。

思いますに、私は、本来地方自治体がこのような景気に大きく左右されるような営業的事業を持つことには無理があるということで、平成24年の組合からの受取をするときには反対した者であります。名前を上げたら失礼かとは思いますが、高梁市のある温泉はなくなりました。あそこはワンダーランドというのがあって、朝霧温泉というんですか、最後は、そういうものでしたけど、いろいろやったけど、それはなくなった。あるいは、近隣の美作市の温泉も残ってはいますが、経営状態は大変だらうというふうに思います。ですから、言わば今回のコロナの災いを、このピンチをチャンスと捉え、この際専門家のアドバイスも得て、大きな経営改革に着手して、経営改善を進めるべきであるというふうに思います。それでも駄目なら、次の手を考えなければというふうに発想を変えていかないといけないというふうに思っております。

以上、反対討論とさせていただきます。終わります。

○議長（安東哲矢君） 次に、賛成討論の通告がありました神崎君に発言を許可します。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） それでは、議案第90号令和2年度和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）、これについて賛成の意見を述べさせていただきます。

新型コロナウイルスの影響で一般企業でも厳しい中、この温泉事業、その中で先ほど同僚議員のほうからお話がありました。今年6月の議会での今期の見通しが1億5,000万円のマイナスだという。私は逆に捉えて、1億5,000万円あったのが、逆にいろいろやって、それは帳尻合わせだとおっしゃられたんですが、私のほうとしては、今度はそれが1億3,000万円に減っていると。逆に見通しが少し楽になっているという、私は見方をしております。これはやはり3か月しかたってませんが、この厳しい中でも、町長をはじめとして職員の方の営業努力とコスト削減策に従事しているから、その結果が赤字幅の縮小につながったのではないかとということで、私は逆に高く評価をしているわけです。

今後につきましても、先ほど私のほうで述べましたキッズパークとの相乗効果を見込んでまして、あのキッズパークにも岡山市内のほうからも来られるという方があり、必ずキッズパークに来られた方が和気鶴飼谷温泉に寄るとは限りませんが、やはり直接的に、間接的に、相乗効果があるんだらうなと思って、キッズパークの創設が逆に和気鶴飼谷温泉の集客につながると、このように私は高く評価をしているところです。

私は、昨日也和気鶴飼谷温泉の食堂のほうに行ってきました。5時半ぐらいに行ったんですが、6組ぐらいの方がいらっしやいました。この方々は浴衣姿ではなかったもので、ほぼ町民の方か近隣の方だなと。6時を回り出すと、その方々は帰られて、今度は浴衣姿の方が来られてましたし、駐車場に県外のナンバーも数台見当たりま

したので、他府県からも来られてるのかなということを思いながら食事をしたところです。

当該施設は、必ずしも営業収益、利益を目的としたものではなくて、町民の福利厚生だと、これを絶えず町長がおっしゃってますが、そういうことで私らなんかも考えております。必ずしももうければいいという一般企業じゃないのは事実なので、町が運営する以上、町民の方への福利厚生だということがあるので、私としては町民にとっての宝物、単純なお荷物というんじゃなくて、我々全員が町民が一丸となって守っていくという施設だと私は強く感じているわけです。

コロナ禍というのは、皆さんも知っているとおり、もう倒産した企業がたくさんある。それから国が今の一番の課題として取り上げている。そうした人類が遭遇した未曾有の経済的な危機であります。和気町の憩いの場の施設である和気鶴飼谷温泉がこの新型コロナという世界的な脅威、これにさらされる中で、我々町民が協力、維持をせずして誰がするんかと、こういうふうには私は強く思うんです。当然、この問題は町民一丸となって当たる。言葉としてはそうなんですが、実際はどういうふうなことをしていくかということ、やっぱり我々自身が和気鶴飼谷温泉を自分たち自身で利用、活用していくと、ここから始まると。これが今回のコロナ対策に対する和気鶴飼谷温泉の基本的な改善策ではないかと、私は強く思っているわけです。

そういう中で、職員の方々をはじめとする努力も認められる中で、それから町民が楽しく愉快地に使う、そして健康面に寄与する同施設を活用すると。こういうことが今後の和気鶴飼谷温泉が立ち直るものだという事なので、ただ経営的にとか、数字を黒字だけにすればいいということではないなと物すごく強く思っているわけです。だから、我々のこれからやっぱり温かい、いつも思いますが、理解と支援がこの和気鶴飼谷温泉の苦境から脱する最善策だと私は強く思っていますので、今あるこの原案、強く賛成する次第であります。

ありがとうございました。

○議長（安東哲矢君） これで、討論を終わります。

これから、議案第90号令和2年度和気町和気鶴飼谷温泉事業特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第90号に対する委員長の報告は、原案可決であります。議案第90号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立多数です。

したがって議案第90号は、原案のとおり可決されました。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） ここで決議を提出したいと思います。

和気鶴飼谷温泉事業の関係で種々ありますけども、和気鶴飼谷温泉経営改善計画書の作成を求める決議を提出したいので、日程のほうに追加していただくよう要請します。

○議長（安東哲矢君） ただいま居樹議員から、和気鶴飼谷温泉経営改善計画書の作成を求める決議案を提出したいとの動議が提出されました。

本動議に賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（安東哲矢君） はい、結構です。

所定の賛成者がありますので、居樹議員から提出された動議は成立いたしました。

ここで11時15分まで暫時休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（安東哲矢君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ここで、先ほど居樹議員から提出された動議が成立し、休憩中に居樹議員外2名から決議案が出されたので、議会運営委員会を聞き、協議した結果について委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 山本君。

○議会運営委員長（山本 稔君） それでは、先ほど議会運営委員会を開催いたしました。その結果をご報告します。

本会議において居樹議員から提出された動議が成立し、休憩中に居樹議員外2名から決議案が出されました。

議会運営委員会で協議した結果、日程に追加することといたしました。

また、先ほど本会議において陳情第1号が採択となり、意見書を送付することとなりましたので、これも併せて日程に追加することといたしました。

以上、委員長報告とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、委員長の報告に対する質疑を終わります。

委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。

決議第1号についてを直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって決議第1号和気鶴飼谷温泉経営改善計画書の作成を求める決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

（追加日程第1）

○議長（安東哲矢君） 追加日程第1、決議第1号和気鶴飼谷温泉経営改善計画書の作成を求める決議についてを議題とします。

提出者であります居樹 豊君に提案理由の説明を求めます。

7番 居樹君。

○7番（居樹 豊君） それでは、決議第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

この経営改善計画書の作成を求める決議につきましては、もうご承知のように6月の定例会においてもああいいう形で1億5,000万円を修正というようなことの経過を踏まえて、今現在、要因はコロナの要因ということが裏でもご存じですけども、いずれにしても温泉については平成24年の2市1町から和気町単独の経営になりましたので、皆さんご承知のように毎年実質赤字が約1,000万円、経常赤字という形で推移をしております、今回このコロナという予期しないことがございまして、大幅な、それも財政調整基金からということで、異例のことになったということは皆さんご承知のとおりでございます。

そういう意味で、今回も委員会でいろいろ議論、いろいろな意見が出ましたけども、いずれにしても私個人的にはこの温泉是和気町にとって見れば貴重な観光資源、観光財産ということで、何としても、いろんなやり方等があるけども、ただこれが毎回温泉特別委員会という、そういう繰り返しの議論ですけども、具体的にこうだという具体案、経営改善のための本当の意味の案が、今まで私も聞いたことがありませんけれども、そういう立

場から今回ここに提案させていただいたものでございます。

お手元にありますように、提案理由は、和気鶴飼谷温泉の赤字運営の改善のため、和気鶴飼谷温泉事業特別委員会において様々な議論を重ねてまいりました。しかし、経営収支の悪化が著しいため、抜本的な改革を盛り込んだ早急な経営改善が必要であり、和気町の財政状況に鑑み、町民の理解を得るためにも、町に対し、専門家等による意見も聴取し、明確で実現性のある経営改善の計画を早急に作成するために決議を行うものでございます。

それでは、決議を読ませていただきます。

決議第1号和気鶴飼谷温泉経営改善計画書の作成を求める決議。

和気鶴飼谷温泉経営改善計画書の作成を求める決議を別紙のとおり提出する。令和2年9月23日提出、和気町議会議長安東哲矢様。提出者、居樹 豊。賛成者、山本 稔、太田啓補。

和気鶴飼谷温泉は、平成24年4月に和気北部衛生施設組合から和気町に移管以来、町民のみならず県内外からの利用者に支えられながら、和気町の観光施設の拠点として運営しております。

同施設の職員は、経営改善に向けて日々努力されているが、昨年末から中国武漢市で発生した新型コロナウイルスの影響もあり、和気鶴飼谷温泉の経営は非常に厳しいものとなっています。そのため、和気町に移管後、基金、剰余金の取崩しのみならず、令和2年度は一般会計からの繰入れを行うなど、経営収支の悪化が著しく、抜本的な改革を盛り込んだ早急な経営改善が必要であると考えております。よって、和気町の財政状況に鑑み、町民の理解を得るためにも、専門家等による意見を聴取し、明確で実現性のある和気鶴飼谷温泉経営改善計画を早急に作成するよう強く求めます。

以上、決議いたします。

○議長（安東哲矢君） これから決議第1号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） この決議案の内容で3点確認させていただきます。

まず、この計画書というものがあつた程度どういふものか、項目的にこんなものを入れてほしいというふうなことを我々が決めないといけないのか、ある程度、もうそれは執行部サイドに任せるといふものなのかどうか。最低限この事項だけについては入れてくれといふようなことがあるのかどうかといふことと、作成したその計画書の提出時期、1か月なのか次回の議会なのか、この時期があるのかどうか、もうそれは出来次第といふようなことなのか。それから、出来上がったものの提出の方法、全員協議会でやる、議会でやる、いや違ふといふようなこと、どうなのかといふこと。その3点についてお伺いいたします。

○7番（居樹 豊君） それでは、お答えします。

まず、計画の内容についてのいろいろな書式、時期、いろいろありますけれども、いずれにしてもこの問題は、なかなかこれだけの大きな事業を短期ですることは難しいと思つたります。今までも繰り返して議論はしてきたけれども、抜本的な改革といつたりますと、やはり専門的な知見も必要ですし、少し期間的には、私はきちんとした計画はありませんが、いずれにしてもこの時期、あともう来年、新年度予算は3月ですから、おのずとそれを超えてもといふことは考えておりません。あくまでも来年3月の当初予算までには最低でも出していただくと。その議論をする場合は、これは特別委員会、全員協議会でも別に構いませんけれども、これは特別委員会が設置をされとんで、この中で議論したほうがいいのかなといふことで、この間、ある程度全部できたからどうだといふんじゃないに、その間は期間がありますんで、私も提出者の一人として、執行部に対する進行状況、どのくらい今進んだかといふようなことを含めて、これは求めていきたいといふふうにおつたります。

改善計画といふのは、ある程度口頭じゃなしにきちつとした形でいろいろな項目を。それから、経営改善ですか

らいろんな項目が出てくると思いますけれども、その辺はこれから執行部のほうでよく考えていただくということで、経営全般に対する改善ですから。ただ、特にこういうことということがあれば、また別途、また別の機会に、こういうこともきちっとしているのがあるんだとすれば、皆さんメンバーですので、ぜひ個別にもお教えいただきたいと思っております。

○議長（安東哲矢君） 5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 分かりました。

来年3月をめどにということで、あと委員会もありますから、委員会のほうで現状の進捗状況を聞きながら、そしたら特別委員会を開こうかと、こういうことで提示、もしくはその方法としては特別委員会で一任していただけると。

私は本議会でも内容について若干述べましたが、あとは特にならなければ、要望として、内容は経費率、食材の比率が売上げに対して何%かというのは、やっぱりこれはある程度してほしい、目標として。そこに、それから人件費の目標、当然これは公的なもの、つまり町がやっているの、一般企業みたいに3割とかということはいけませんけど、それが4割なのか5割か、そのあたりの経営指標というのは我々がぱっと見たときに頑張ってるんだな、どうかなというのが分かるし、そういう目標がないと、職員の方々の意識も低くなる。

それから最後は、我々はこれは専門家によると言っておりますけど、専門家に投げて、物すごい立派なものが何百万円もかかってできたというのは、これはつらい話です。これは我々の持ち物ですので、我々で考えたいので、専門家等でもいいんですけど、専門家に投げて、専門家からこういうのが出たからこれでどうだというのは私は寂しいと思うし、我々にしか分からない事象、それから和気町に住む人間が使って安心と、それから健康を維持していきたいわけだから、その中であまりに専門家だけに偏るのは、ちょっと私はどうかなと思うので、そのあたりは本当に専門家ができた、これが答えだからというようなことでされてもちょっとどうかなと思うので、そのあたりは柔軟に対応していただいたらいいのかなということで、その辺をお願いとして。

質問は以上です。

○7番（居樹 豊君） 私たちの個人的意見としましては、専門家等と書いてありますが、専門的な知見も必要だけでも、必要とあらば我々、そのための特別委員会がありますんで、閉会中もできますんで、ぜひそういうことで、そういう提言ということで参考にさせていただきますので。

あとそれから、この間、もうあと、3月といいましても予算を組むのはもうあれですから、12月、1月には新年度予算ですから。ある程度自ずと時期はもう明確にされとる、執行部のほうはそれも十分ご承知だと思いますけども、当初予算と並行して出したんじゃ意味があまりないんで、そこはタイミングを自ずと考えておられると思います。

あと、議員の皆様方の意見は別途そういう機会を、議員だけで議論したことも今までないんで、そういうのも含めて場を設ける必要があれば開きたいというふうに思っております。

それから、私も温泉をどっちかというたら地元でこよなく愛する1人として、6月以降の再開からも週に1回ぐらい温泉に行くし、最近のレストランにもよく行っておりますけども、昨日も温泉に行って、おとといも食事をしてきましたけど、最近の状況はかなり、私の目ですけども、そういう回復をしているけども、そういう努力もありまして、そういう中で私が個人的にこれから再建、経営改善として本当に素人考えでご披露させてもらえれば、前回も特別委員会で2市1町の組合の中での約束事で、譲渡されてから10年間はとしますけども。私は、個人的な譲渡とかということは、今の私の頭の中にはありません。

ただ、あとは今現在、直営で大きくは、直営方式をどうしても継続するのか、それとも一部例えば外部委託をするのか、それから全館を指定管理するのかというぐらいのそういうものを、私はそういう知識はありませんので、それぐらいのこの大枠は3項目か4項目ぐらいはあるのかなということで、今までの町長の発言を聞きま

すと、できることなら現行の直営方式、直営方式であれば現行の正社員の10名体制で本当に行けるのかどうかという、当然今神崎議員が言われました人件費率、この前の赤穂の資料では28%、和気町の場合はたしか、私の記憶では40%近い、三十七、八%だったと思いますけども、その辺も原因はある程度ははっきりしとんで、あとはやるかやらんかということ、あとはもうそこをどうするかということにかかってくると思います。だから、多少、いろいろそういう面でのほんまに直営方式で行くのであれば、やっぱり人件費コスト、それから食材なんかの仕入れコスト、その辺の原因はある程度あると思いますので、ですから外部に委託して何百万円もかけて専門知識、そういうことは到底私も思ってもないし、町のほうもそこまでお金をかけることはないと思いますけども、そういうふうな形で進めていったらどうかというふうに思っております。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑ありませんか。

1番 尾崎君。

○1番（尾崎智美君） 方向性としては賛同しておりますが、ちょっと専門家というのがなかなか、その専門家という資格があるというもんでもないんですよ。だから、そういう中で、高いコンサルティング料みたいなやつだけとられて、あんまりぱっとしないというようなことがないような感じでしていただきたいのと、それからプロに頼む前にまだまだできること、もちろん早くからプロに頼んだらそれはそれでいいこともあると思うんですが、私から見て、ここもこうしたらいいのに、ここもこうしたらいいのにという段階にまで行ってから専門家に頼んでいくのもいいんじゃないかなという思いもあります。というのは、例えばスポーツとかでも物すごく下手なレベルのときからプロの人に頼むのは、無駄といやあ無駄じゃないですか。ある程度のレベルまで行って、指導者がもう自分の手に負えないぐらいのところになったところを引き上げてもらえるのがいいと思いますんで、まだ素人目から見てもこのあたり、このあたりというのがあると思いますんで、そのあたりから手をつけて皆さんで知恵を出していくのもいいんじゃないかなというふうに思っております。

○7番（居樹 豊君） この件は私、提出者というよりも執行部の方が今聞かれていますんで、この辺はそれを十分、今できることはあるはずなんです。あるはずじゃなしに今でも現行の制約の中でできることは幾らでもある、ただあとはやるかやらないかというところで、これをぜひ、ここに来てはこの問題は、私もいずれ二、三年先にはこういうことが来るというのが個人的には温泉委員会なんかの中で聞いておりましたけども、ただ今回悲しいかなコロナがあるんで二、三年前倒しということで、今回この時期にという、前倒しでもやらなきゃ、せっぱ詰まった状況だということで考えております。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

10番 西中君。

○10番（西中純一君） 要するに提案者の意図を本当に聞きたいわけですが、いろいろ言われましたけど、直営というふうなことも今言われたんですよ。ただ、私なんかは本当のコンサルを受けるという意味では派遣を入れるとか、そういう面も全てきちんと議論をしてからやっていかないと、それからその計画書だけを作って終わり、それじゃ駄目だ。やはり職員にきちんと徹底をする、考え方を。それをやらなければ、全然変わりません。幾ら経営改善計画、書類を作っても駄目、そういうのは得意なんだけど、役場というところは。私は、これを言うのは恥ずかしいですけど、和気農協というところに前おりました。何遍も言って悪いんだけど、原価計算、先ほど言われた、きちっとやる、課長級、係長、そういう人らはきちっとやって、毎日きちっと上のほうへ提出する。それをやっていかなければ、結局は元のもくあみ。計画書を作っても全然前に進まない。それじゃあ駄目だと思うんで、その辺のお考えというか、実践できるかどうかという点が一番重要です。その点をご自分の決意も含めて教えていただければと思います。

○7番（居樹 豊君） ご意見は十分、今までも議論してきましたし、しかし改善計画をきちんとした形で書類を出すというのは、計画書ですから、やっぱり口のやり取りじゃありません。やっぱりきちんとした、それを

行動せしめるのは我々議会も責任があるし、当然執行部もつくただけではいかん。答えは、行政の仕事と違ってぴちっとした数字が出るんで、これは来年の3月から、もう出るんだからね。今年度の予算が終われば、今回の決算は当然出ますから。これはどのぐらい出るか今回は分かりませんが、その辺はこれから皆さんで、ここまで来た以上は全員で注視して、それであとは細かい話ですけども、地元の立派な施設をみんなで育てていくということも必要だと思います。

そういう立場でこれからも引き続き、私も先般一般質問でも観光を言いましたけど、やはり観光をやるにしても1つの停留所としてあそこは貴重な施設ですので、ぜひこれからも引き続き何とか、廃墟になるとかというようなことは論外でございまして、きちんとした形で、和気町できちっとやってるなというのが、理想としては直営でいろいろ、総額人件費なんかを削減しながら、町営でやったらすばらしいと私は思います。他の見本となるかも分かりません。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 決議自体には賛同するんですけど、例えばこの決議をしました。作成してもらいました、達成できませんでしたとなったらどうするんです。というのも、決議に出す以上は、もしそれが達成できなかった場合とか、こっちとしても議会としてどう対応を取るのかというのは、多分それはセットで論じられなきゃいけないこと。議会がこれだけ町民に対して、和気鶴飼谷温泉が頑張るために、和気鶴飼谷温泉が経営改善するために頑張りました的な、こんなポーズを取ってもしようがないわけで。だから、それをもし仮に達成できるにこしたことはないんですけども、達成できなかった場合とか、計画どおりにできなかった場合とかというのは、提出者として議会はどういう対応を取られるべきだと思うかということをお伺いしたいと思います。

○7番（居樹 豊君） これから町のほうで検討して、まず中身が出ないと、どういうのが出るか分かりませんので。数値目標も出される、普通ならこういう形骸な、例えば数値目標も出てくると思うが、結果が出てくる。そうすると、我々の役割は、温泉特別委員会という委員会がありますので、そこできちっと、またそういうことがほごにされれば、変な話ですけども、次回の議会といたしますか、来年度、新年度のこの温泉特別委員会の予算審議にかかわってきます。それをきちっとある程度、ただその答えが、やったからすぐ答えが出るというのは、三月、半年とか数字が変わるかも分かりませんが、そういう推移を見ていく必要があると思います。これは、この営業ですから、お客さんの動向というのはなかなかコンピューターでもはじかないと思うんで、これからのお客さんの動向、それから展望としてはこれからまだコロナの関係で若干お客さんが、温泉も最近のマスコミ報道でこの二、三日もお客さんが多かったようなことを聞いてますけども、その辺の動向もあるんで、不測の変動要因があるんで、議会としてどうするかというのはその数字、それから実際ぴちっとした案が出てくれば、それをやってみて、ある程度結果も見ていかないとと思っております。

あとは、議会がまた別途そういう場面での判断をせにやいけんと思います。そのときにはまた全員でまた決議しながら、どういう形の議論は別にしましても。ただ、そういうのが出てきた後では、途中経過もやりますけども、きちっと出てきて、それでやってみて、早急にもう一か月で答えを出すということはできんと思いますので、やはりこういうものは三月、半年ぐらいの様子を見にやいけん場合があるかも分かりません。だから、そういうことを含めて、やっぱり結果で我々議論せにやいけんと思います。それは、方向性、大きくは今の直営方式とか、そういう、どういう経営形態が本当にいいのかということも含めての、もとの部分を議論する場面が出てくると私は予測しておりますけども。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 答弁を聞いていて、あれと思ったのは、今はこの経営改善をどうにかしましょうよという、この議会ぐらいから上がってきてますけれども、その端を発しているのはコロナウイルスということの話

で、先を予測できませんよねということはず前提にあります。

先ほど神崎議員との質疑の中で、あと先ほどのご答弁を聞いていると、来年、今年中に出てきて、それが達成できなかったら、来年度の本予算の話にも関わるといってお言葉がさっきあったんですけども、それってそもそもコロナウイルスに端を発しているのだから、先が見えないじゃないですか。でも、先ほどのお話の中では、例えば年度末の中に改善計画を出してくださいねと。それを基にやってくださいね。それを達成できたかできないかってそういうことも含めて3月議会に話し合いますよという話なんですけれども、これはコロナウイルスに端を発していて、先が見えないし、外部要因でこういうふうになっちゃっているということについて、今どう思われているのかということと、先ほどお話の中で、神崎議員でしたりとかにお話しされている中で、直営でやるべきだというお話が先ほどあったんですけども、つい先ほど、経営の主体とか経営の在り方とか経営の主体をちょっとどうにかするという話にしなきゃいけないという発言もさっきあったんですよ。経営の主体の在り方という話になったら、それは事業を売却するとか、多分そういう話になってくると思うんです。神崎議員と私の中の答弁の中で、言っていることが違うんですけども、それについてどう思われているかということに関して、2点。

○7番（居樹 豊君） 確かに、時系列から言えば、次は12月議会が終わって、3月議会が来年度当初予算です。だから、1つは今年度、コロナの最初のこの年度の数字は、多少決算ですから遅れますけども、その辺のきちっとした形で、今度改善計画の来年3月までの改善よりも、この時期もあるからある程度余裕を見ないと、先ほど言いましたように。これを時期だけじゃなしに中身が伴わなかったら、どんなことを書いたってしょうがないんで。決議を提出したばかりで、町のほうはどういうことをやっていくのかということ、まだ私もはっきり言って町の対応がどうなのか分かりませんもんで、こっちとしてはそういう今言うたような、同じことを言っておりますけども、いずれにしてもある程度の時期の猶予を与えないと、それはなかなか中途半端な改善を出したってしょうがないんで。だから、神崎議員と若旅議員への答弁はそんなに大きくは違ってないと思いますけども。

○議長（安東哲矢君） 4番 若旅君。

○4番（若旅啓太君） 分かりました。じゃあ、半年でしたりとか決算でしたりとか、新年度予算のときに云々という話をされましたけど、そういったことは全部置いて、こっちとしては意見というかそういうスタンスを示して、あとは役場のほうにお任せしますというスタンスですね。それだけ確認させてください。

イエスカノーかで。

○7番（居樹 豊君） 基本は役場の執行部に。それは経営責任ということでやっていただきますということです。

（4番 若旅啓太君「終わります」の声あり）

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

11番 当瀬君。

○11番（当瀬万享君） こういった決議を採択するかどうかということを議論してるんやから、中身をそんなに一から十まで全部決める必要は今日はないんじゃないかと。

あと、3月と言われたから半年間あるわけなんです。必要なかったらそのたびに委員長が言われるように特別委員会を開いて、詳しく議論したらいいと思うんで、もう出して、通すか通さんかの話をしましょう。そうじゃないと、もう12時過ぎますよ。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

居樹君、ご苦労さまでした。

お諮りします。

決議第1号を、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって決議第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

決議第1号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

この採決は、起立によって行います。

決議第1号和気鶴飼谷温泉経営改善計画書の作成を求める決議について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（安東哲矢君） 起立全員です。

したがって決議第1号は、原案のとおり可決されました。

（日程第3）

○議長（安東哲矢君） 日程第3、議案第95号物品購入契約の締結についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） それでは、本日提案をいたしております議案第95号の物品購入契約の締結についてでございますが、令和2年度GIGAスクール構想、GIGA対応コンピューター購入契約を締結するに当たりまして、地方自治法第96条第1項第8号及び和気町の議会の議決をすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、説明をいたしました。詳細につきましては総務部長より説明をいたさせていただきますので、ご審議、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（安東哲矢君） 次に、議案第95号の細部説明を求めます。

総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 議案第95号説明した。

○議長（安東哲矢君） これから議案第95号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 神崎君。

○5番（神崎良一君） 2点。

入札の結果表を見てください。参考資料。

9者指名をして、辞退が6者、入札予定が3者。ちょっと入札の方法や今までの件数は知らないのですがよく分からないのですが、3分の2が辞退をするような案件なのか、そのときの辞退の理由なんかというのは町のほうで聞けるのか、聞くのか、聞かないのか。

それと、これは3者しかないけど、2者になったりすると、入札は2回目にやるのかどうか。当然1者だと入札になってないと思いますけれども、そのあたりの決まりをひとつ教えていただきたい。

だから、辞退をしてきた理由が分かれば言ってほしいのと、3者以上だったらそれで指名入札は有効に成立するとか、そのあたりの決まりと2つ教えてください。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。今回は、9者を指名いたしております。こちらにつきましては、過去に学校関係の納入業者等の9者指名でございまして、今回全国的にGIGAスクール構想ということで、タブレットの購入が重なっておるということで、なかなか納期が厳しいというようなことで、このたびは6者の辞退となっております。

入札の成立についてでございますが、2者以上の場合は入札が成立するというので、1者となった場合は入札の不調ということで、次の入札を行うということで行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

9番 山本君。

○9番（山本泰正君） 同意見なんですけど、やっぱり9者指名して3者しか出ないというのは、これは指名委員会というか、選考したところの問題ありと私は感じます。というのが、入札率が97.96。タブレットなんかはできた商品ですから、安く買えば安いほどいいわけですから、この97.96というのも非常に違和感を感じます。なれ合いで幾らで落ちてもいいというような状況になっとなのかも分かりませんが、逆に3者が辞退をしたというのなら理解もできないことはないですが、半数以上が、結局3割3分というような入札、参加率というのは、ちょっとこれは問題だと思えます。どういう考えかお尋ねします。

○議長（安東哲矢君） 総務部長 立石君。

○総務部長（立石浩一君） 失礼いたします。それでは、山本議員のご質問でございますが、今回9者の指名に対しまして6者の辞退ということで、こちらのタブレットにつきましては、先ほど申し上げましたが、全国的にタブレットの納入が重なっておるということで、他の自治体等でも同等の入札結果となっておるところでございます。事例としましては、契約をいたしても物品の納入が間に合わないというような事例も報道されておりました、このタブレット、多数の購入ということで、なかなかその業者のほうで納期の問題で間に合わないという状況でございましたので、今回はこういう理由で辞退があったということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（安東哲矢君） 9番 山本君。

○9番（山本泰正君） なかなか理解はできませんが、子供たちの遅らせというわけにもいきませんので、了解はしますが、こういうことのないようにもうちょっと考えてもらわんと。状況は分からんことはないですが、なかなか議会の立場としてこういう状況を見れば、すんなりよろしいということには行かないということは認識していただきたいと思います。

以上で結構です。

○議長（安東哲矢君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第95号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第95号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

議案第95号を討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

議案第95号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議案第95号は、原案のとおり可決されました。

（日程第4）

○議長（安東哲矢君） 日程第4、発議第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

意見書につきましては、お手元に配付しておりますのでご覧ください。

次に、提出者であります山本 稔君に趣旨説明を求めます。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、発議第3号の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、趣旨説明を行います。

意見書につきましては、別紙のとおりでございます。この意見書提出に当たっては、全国町村議会議長会から岡山県町村議会議長会を通じて意見書を国の関係機関へ提出していただくよう依頼があったものでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしております。このため、国に対して令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて意見書を提出するものでございます。

以上で発議第3号の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これから発議第3号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、ご苦労さまでした。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第3号を討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、お諮りします。

発議第4号についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって発議第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

（追加日程第2）

○議長（安東哲矢君） 追加日程第2、発議第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題とします。

意見書につきましては、お手元に配付しておりますのでご覧ください。

次に、提出者であります山本 稔君に趣旨説明を求めます。

6番 山本君。

○6番（山本 稔君） それでは、発議第4号の趣旨説明を行います。

発議第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について趣旨説明を行います。

意見書につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

新型コロナウイルス感染症対策として、3月には全国で一斉臨時休業が行われました。学校現場では、学びの保障や感染対策等、教職員の負担は計り知れないものがあります。このような状況の中で、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するため、教職員の定数改善が不可欠になっています。また、義務教育費国庫負担制度の引下げは、自治体間の教育格差が生じるなど、大きな問題となっています。このため、国に対して教職員の定数改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に還元していただくよう意見書を提出するものでございます。

以上、発議第4号の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（安東哲矢君） これから発議第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

山本君、ご苦労さまでした。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって発議第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、お諮りします。

発議第4号を討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、これから採決します。

発議第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認め、発議第4号は原案のとおり可決されました。

（日程第5）

○議長（安東哲矢君） 日程第5、議会閉会中の調査研究の申出書についてを議題とします。

皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会より、議会閉会中の調査研究の申出書が提出されております。

お諮りします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できるよう承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（安東哲矢君） 異議なしと認めます。

したがって議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会が、議会閉会中においても調査研究できることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了しました。

閉会に当たり町長から挨拶がございます。

町長 草加君。

○町長（草加信義君） 令和2年第4回和気町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回提案をいたしました諮問2件、報告1件、決算認定16件、辺地計画5件、条例改正1件、和解1件、補正予算16件、そして本日提案をいたしました物品購入契約1件、慎重にご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

議員の皆様方におかれましては、健康に十分ご留意をいただきまして、ますますご活躍をいただきますようにお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

○議長（安東哲矢君） 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、今定例会に付議されました案件につきまして、終始、熱心かつ慎重に審議を重ねられ、大変お疲れのことと存じます。執行部の皆様には誠意を尽くした説明をいただき、ありがとうございました。

今回の議案の中心でありました各会計の決算につきましては、おおむね適正な執行がなされておりましたものの、監査委員の報告やそれぞれの議員からの指摘がございましたように、まだまだ改善すべき箇所が見受けられるように感じております。その点につきまして、執行部の方々におかれましては、さらなる努力を重ねられることを切にお願い申し上げます。

最後に、議員各位におかれましては何かとご多忙のことと存じますが、この上ともご自愛くださいまして、町政の適正なる推進にご尽力賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

それでは、これもちまして、令和2年第4回和気町議会定例会を閉会します。

大変にご苦労さまでございました。

午後0時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年9月23日

和気町議会議長 安 東 哲 矢

和気町議会議員 太 田 啓 補

和気町議会議員 從 野 勝